

国際馬術連盟

## 馬場馬術競技会規程

### 第24版

(2011年1月1日FEI施行)

ヤングライダー規程とジュニア規程

第10版、2011年1月1日FEI施行

ポニーライダー規程

第11版、2011年1月1日FEI施行

チルドレン規程

第11版、2011年1月1日FEI施行

社団法人 日本馬術連盟

**JEF注：** 本規程は英文版が原本となります。  
本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。  
本文中の用語については馬場馬術ハンドブックを参照のこと。

## 序 文

現行の馬場馬術競技会規程は第24版であり、2011年1月1日付けで施行。本規程にはヤングライダー、ジュニアライダー、ポニーライダー、チルドレンを対象とする馬場馬術規程も含む（「馬場馬術規程」）。

同じ主題を網羅する、これ以前に出された、その他すべての規則（馬場馬術競技会規程旧版とその他すべての公式文書）は、これにとって代わる。

本規程は、国際馬術連盟（F E I）が統括する国際馬場馬術競技会の詳細な規則を定めるものであるが、規約や一般規程、獣医規程、その他すべてのF E I諸規程の併読が必要である。

この馬場馬術規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。予測し難い異例事態が発生した場合は、できる限りこの馬場馬術規程とF E I一般規程の趣旨に沿い、スポーツマン精神に則って決定をくださのが競技場審判団、あるいは該当する人物もしくは組織の任務である。この馬場馬術規程に記載漏れがある場合には、本馬場馬術規程のその他の条項と他のF E I諸規程と最大限整合性をとり、スポーツマン精神に則って解釈するべきである。

馬場馬術規程では、男性形の用語を使用しているが、これには女性形も含むと解釈のこと。

大文字で記載されている単語については、馬場馬術規程、一般規程、あるいは規約にその定義を示す。

# FEI馬スポーツ憲章

## 馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI馬スポーツ憲章を遵守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先され、決して競技の勝敗または商業的な影響を受けてはならないことに同意し、これを受け入れることを求めるものである。

### 1. 競技出場への準備段階や競技馬の調教段階のいずれの時点においても、馬のウェルフェアが他のどのような要求よりも優先されなければならない。

#### a) 質の良い飼養管理

厩舎設備、飼料給与、トレーニングは良好な馬の管理には不可欠であり、ウェルフェアを損なうものであってはならない。

#### b) トレーニング方法

馬はその身体能力および各種目のための成熟度に応じたトレーニングを受けるべきである。馬に虐待あるいは恐怖を与えるトレーニング、または適正な準備のできていないトレーニングをさせてはいけない。

#### c) 装蹄および馬装具

フットケアおよび装蹄は高い水準にななければならない。馬装具は痛みやケガのリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

#### d) 輸送

輸送中は、ケガやその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ適格なドライバーが運転しなければならぬ。馬を正しく扱える者が、常に馬の管理のために準備されていること。

#### e) 移動

すべての輸送は最新のFEIガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

### 2. 競技馬と選手は競技出場の許可を得る前に、コンディションが良好で競技参加にふさわしい状態にあり、健康状態も良好でなければならない。

#### a) 競技参加適性

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に制限されなければならない。

#### b) 健康状態

何らかの病気、跛行あるいはその他重大な病気の兆候、または臨床的な前駆症状のある馬は、そのウェルフェアをおびやかす可能性のある競技への参加、あるいは参加の継続をしてはならない。その状態に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

#### c) ドーピングと薬物

ドーピング物質および薬物の乱用はウェルフェアに係わる深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療の後も、競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアまたは他馬および／あるいは選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

e) 妊娠牝馬／出産直後の牝馬

妊娠4ヶ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して自然な扶助あるいは人工的な扶助（鞭や拍車など）を過剰に使うことは認められていない。

### 3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない。

a) 競技場

馬は適当かつ安全な競技場でのみトレーニングあるいは競技を行うべきである。すべての障害物は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬が歩き、トレーニングあるいは競技をする競技場の路面はすべて、ケガを引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されなければならない。路面の準備、構造、維持管理は特に注意を払うべきである。

c) 荒天

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件においては、競技は実施されるべきではない。高温あるいは高温な環境下では、競技に参加した馬を速やかに冷やすための準備が必要である。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全、衛生的、快適、換気が良く、馬の大きさと性質に適應できるだけの十分な広さがなければならない。清潔で良質かつ十分な飼料および敷料、新鮮な飲料水、洗うための水は常に供給されるべきである。

e) 輸送に対する適応

競技後には、馬はF E Iガイドラインに則り輸送に適した状態になければならない。

### 4. 競技参加後の馬が十分な手入れをされること、また現役を退いた馬が人道的な扱いを受けるための最大限の努力をしなければならない。

a) 獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門知識が提供されるべきである。もし馬が競技中にケガをしたり疲弊した場合、選手は馬からおりるべきであり、さらに獣医師はその馬を検査しなければならない。

b) 委託センター

必要であれば、さらなる検査および治療のために、馬は救急車に収容され、最短の治療施設に搬送されなければならない。ケガをした馬には輸送前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生したケガについては調査が行なわれるべきである。競技場路面の状態、競技の頻度、その他の危険要因について、ケガの発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

もしケガが重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置をする必要がある。安楽死は人道的かつ苦痛を最小限にするものでなければならない。

e) 引退

馬が競技から引退したときには、その馬を大切に扱うためのあらゆる努力をしなければならない。

**5. F E I は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケアおよび管理に関連する各々の専門分野において、可能な限り高いレベルに到達するよう推進する。**

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、適宜改正され、その目的は常に受け入れられるものである。研究による新しい発見は特に注目され、F E I はウェルフェアに関する研究のための投資およびサポートをいっそう促進している。

この馬スポーツ憲章は英語版、フランス語版、スペイン語版、ドイツ語版、アラビア語版がある。同憲章はF E I ウェブサイトでも入手できる：[www.feii.org](http://www.feii.org)

法的には英語版を権限ある拠り所とする。

# 第1章 馬場馬術

## 第401条 馬場馬術の目的と一般原則

馬場馬術の目的は調和のとれた調教によって馬を幸あるアスリートに育て上げることにある。その結果として、馬は穏やかで柔軟性を示し、のびのびとフレキシブルな動きを見せるばかりでなく、自信をもち、注意深く敏捷となって選手との相互理解が完璧な域にまで達するのである。

1. このような資質は次のような動きで表現される：
  - ペースを自由自在に変じ、かつ整正であること
  - 調和がとれていて軽快であり、かつ容易な動きであること
  - 旺盛なインパルジョンから生み出される前駆の軽快な振り出しと後駆のエンゲイジメント
  - いかなる緊張や抵抗も見せず、従順性／透過性（Durchlässigkeit）をもって衝を受け入れていること
2. これによって、あたかも馬自身が自分の意志で要求された運動を行っているような印象を与えるのである。馬は注意深くかつ自信に満ち、おおらかに選手の指示に従って直線上ではどのような運動でも馬体を完全に真直ぐにし、曲線上を進む時には馬体をそのカーブに一致させるようバンドさせる。
3. 常歩は整正かつ自由でのびのびとしたもの。速歩は自由で、関節をよく屈伸させて、整正で闊達な歩き。駈歩は運歩にまとまりがあり、軽快で均衡のとれたもの。後駆の動きは決して不活発であったり、緩慢ではない。馬は選手の極めてわずかな扶助に反応して、馬体の隅々まで生氣と活力を行き渡らせた動きをする。
4. いかなる抵抗もなく、旺盛なインパルジョンと諸関節の良好な屈伸が生まれてくると、馬は色々な扶助に躊躇することなく自ら進んで従い、沈着かつ正確に反応し、天性のものど調教の積み重ねによる心身の調和を醸し出す。
5. 停止の時を含めて馬はいかなる運動中でも「オン・ザ・ビット」の態勢でなければならぬ。調教の進度に応じて、また歩幅の伸長やコレクションの度合いに応じて、馬が多少なりとも頭頸を起揚させてアーチを描き、終始軽くソフトなコンタクトで従順に衝を受け入れている場合に「オン・ザ・ビット」の状態にあると言える。頭は一定の位置に保たれ、原則として鼻面はわずかに垂直線よりも前に出ており、項は頸の最も高い位置にあって屈撓し、選手の要求にいかなる反抗もない。
6. ケイダンスは速歩と駈歩において現れるものであり、非常に顕著な整正さと旺盛なインパルジョン、バランスをもって馬が動いている時に示す正しい調和の結果である。ケイダンスは速歩や駈歩で行ういかなる運動においても、また速歩や駈歩のどのような歩度でも維持されなければならない。
7. ペースの整正さは馬場馬術の必須条件である。

## 第402条 停止

1. 停止において馬は注意深く、後駆をエンゲイジメントさせて不動かつ真直ぐに立ち、体重は四肢に均等にかけていなければならない。頸は起揚して項が最も高い位置にあり、鼻梁は垂直線上よりもわずかに前に出ているべきである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態、選手の拳と軽くソフトなコンタクトを保ちつつ静かにチューイングし、選手のわずかな扶助で直ちに運動を開始できる態勢にしなければならない。
2. 停止とは、選手がシートと脚の扶助を適宜強め、柔らかく握った拳に向かって馬を押し出すことによって馬体重を後駆に移動させ、速やかではあるが急停止ではない

定位置での停止へと導びくことによって得られるものである。停止は一連のハーフ・ホルト（「移行」の項目を参照）で準備を行う。

3. 停止前後のペースの質は採点に欠かせない要素である。

←左ページの図を参照

### 第403条 常歩

1. 常歩とは、整正ではっきりとした等間隔の四節で運歩する行進歩様である。馬体全体に緊張がまったくなく、柔軟な諸関節の動きを示すこの整正さは、常歩で行うすべての運動を通して維持されなければならない。

2. 同側の前肢と後肢がほとんど同時に動いている場合には、側対に近い常歩であると言える。この側対歩となるような不整な歩きは、著しくペースを損なうものである。

3. 常歩には中間常歩、収縮常歩、伸長常歩および自由常歩がある。オーバートラッキングの度合いや態勢の違いによって、このような常歩を明確に区別して示すべきである。

#### 3.1 中間常歩

明瞭で整正、かつ堅苦しさのない中等度に伸長させた常歩である。馬は「オン・ザ・ビット」であり、活力に富むも、ゆったりとした均等かつしっかりした常歩で進み、後肢は前肢の着地点よりも前に踏み込む。選手は馬の頭頸の自然な動きを許しつつも、馬の口と軽くソフトで静定したコンタクトを保つ。

#### 3.2 収縮常歩

馬は「オン・ザ・ビット」であり、頸を起揚させてアーチを描き、明らかなセルフキャリッジを見せて前進する。鼻梁は垂直に近づき、選手の拳と馬の口との軽いコンタクトが維持されている。後肢は飛節の力強い動きを伴ってエンゲイジメントする。ペースは前進氣勢があり活発で、四肢は正しい順序で踏歩する。すべての関節が一層顕著に屈曲するため、歩幅は中間常歩よりも狭くなるが、肢は一段と高く上がるようになる。収縮常歩は一段と力強い歩きを示すものであるが、歩幅は中間常歩よりも狭くなる。

#### 3.3 伸長常歩

馬は性急になることなく、また歩きの整正さを損なわずに、できる限り歩幅を伸ばした動きを見せる。後肢は明瞭に前肢の着地点よりも前に踏み込む。選手が馬の口とのコンタクトや項のコントロールを失うことなく、馬に頭頸をストレッチアウトさせる。鼻梁は明らかに垂直線よりも前になければならない。

### 3.4 自由常歩

自由常歩はリラクゼーションのあるペースであり、馬が頭頸を下げてストレッチアウトできるよう完全な自由を与えられている。後肢は前肢の着地点よりも明瞭に前へ踏み込む一定のグラウンドカバーとストライドの伸展は、自由常歩の本質である。

←左ページの図を参照

常歩は4ビートのリズムで8段階に分かれたペースである。

<丸で囲んだ番号はビートを示す>

### 3.5 長手綱での頭頸の伸展

この訓練により馬の「透過性 (Durchlässigkeit)」が明瞭に印象づけられ、バランスや諸関節の柔軟性、従順性、リラクゼーションが示される。この「長手綱での頭頸の伸展」という訓練を行うには、馬が頭頸を前下方へ徐々に伸ばすのにあわせて選手は手綱を長くする。頸を前下方へ伸展させるにつれ、馬の口は多少なりとも肩と水平のライン上にまで至るものとする。選手の拳とは弾性のある一定したコンタクトを保たなければならない。リズムを保ったペースで馬は後軀を十分にエンゲイジメントさせ、肩は軽い状態でなければならない。手綱を再び取りなおす過程では、馬は口や項で抵抗することなくコンタクトを受け入れなければならない。

## 第404条 速歩

1. 速歩は、空中にある一瞬時に区切られた両斜対肢（左前肢と右後肢、および右前肢と左後肢）による「2ビート」の歩法である。

2. 速歩は伸びやかで活力に満ちた整正な歩きを示すべきである。

3. 速歩の良否は全般的な印象、即ち収縮歩度であっても伸長歩度でも、歩きの整正さとエラスティシティー、ケイダンス、インパルジョンにより審査される。この資質は柔軟な背中と十分にエンゲイジメントさせた後軀に起因し、またどのような歩度の速歩でも同じリズムと自然なバランスを維持できる能力によって生まれるものである。

4. 速歩には尋常速歩、歩幅の伸展、収縮速歩、中間速歩および伸長速歩がある。

### 4.1 尋常速歩

これは収縮速歩と中間速歩との間であり、馬の調教が十分に進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていない場合のペースである。適切なバランスを示して「オン・ザ・

ビット」の状態にある馬は、左右均等でエラスティックな運歩と飛節の良好な動きをもって前進する。「飛節の良好な動き」という表現は、後躯の闊達な動きがもたらすインパルジョンの重要性を強調するものである。

#### 4.2 歩幅の伸展

4歳馬用の課目では「歩幅の伸展」が求められる。これは尋常速歩と中間速歩の間の歩度であり、中間速歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

#### 4.3 収縮速歩

馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり、頸を起揚させてアーチを描いて前進する。飛節は屈伸して十分なエンゲイジメントを示し、活力に富んだインパルジョンを維持しなければならない。これによって両肩を一層自在に動かせるようになり、セルフキャリッジが具現される。他の速歩歩度に比べて馬の歩幅は狭くなるが、エラスティシティーとケイダンスが減ずることはない。

#### 4.4 中間速歩

中間速歩とは、伸長速歩に比べて中程度の伸展を見せるペースであるが、伸長速歩よりも「丸み」がある。急ぐことなく馬は明確に歩幅を伸ばし、後躯からのインパルジョンを受けて前進する。馬は収縮速歩や尋常速歩の時よりも頭を垂直よりもう少し前へ出し、頭頸をわずかに下げることが許される。歩きは均等であり、全体の動きはバランスがとれ、のびのびとしたものであるべきである。

#### 4.5 伸長速歩

馬はできる限りのグラウンドカバーを見せる。急ぐことなく、馬は後躯からの力強いインパルジョンを受けて歩幅を最大限に伸ばす。選手は馬が項の位置を一定に保ちながらもフレームを伸展させ、地面をしっかりとらえて前進することを許す。前肢は進行方向の延長線上に着地しなければならない。前肢と後肢の動きは、伸長させた時に等しく前へ振り出すべきである。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮速歩への移行は後躯へ一層体重をかけることでスムーズに行われるべきである。

5. すべての速歩運動は、競技課目で特に指定がない限り軽速歩をとらない。

←左ページの図を参照

速歩は2ビートのリズムで4段階に分かれたペースである。

<丸で囲んだ番号はビートを示す>

### 第405条 駢歩

1. 駢歩は「3ビート」の歩法であって、例えば右手前駢歩の場合は左後肢、左斜対肢（左前肢と右後肢が同時）、右前肢の順で踏歩し、その後四肢が一瞬空中に浮いてから次のストライドが始まる。

2. 駢歩は常に軽快でケイダンスがあり、整正なストライドで躊躇することなく前進するべきものである。

3. 駢歩の良否は全般的な印象により審査される。即ち、歩きの整正さと軽快さ、アップヒル傾向、柔軟な項をもって銜を受け、活発な飛節の動きを伴った後躯のエンゲイジメントに起因するケイダンス。そして歩度の違う駢歩へと移行しても同じリズムと

自然なバランスを維持できる能力によって判断される。馬は常に直線上では馬体を真直にし、曲線ではこの曲線に沿って正しくバンドさせるべきである。

4. 駢歩には尋常駢歩、歩幅の伸展、収縮駢歩、中間駢歩および伸長駢歩がある。

#### 4.1 尋常駢歩

これは収縮駢歩と中間駢歩との間のペースであり、馬の調教が十分に進んでおらず、収縮運動のできる段階に至っていないものである。馬は「オン・ザ・ビット」の状態でありながら自然なバランスのとれた動きを示し、左右均等で軽快、かつ闊達なストライドと良好な飛節の動きを伴って前進する。「良好な飛節の動き」という表現は、後駆の闊達な動きがもたらすインパルジョンの重要性を強調するものである。

#### 4.2 歩幅の伸展

4歳馬用の課題では「歩幅の伸展」が求められる。これは尋常駢歩と中間駢歩の間のペースであり、中間駢歩を行うには馬の調教が十分に進んでいない段階のものである。

#### 4.3 収縮駢歩

馬は「オン・ザ・ビット」の状態にあり、頸を起揚させてアーチを描き、ケイダンスをもって前進する。飛節は十分にエンゲイジメントして活力に富んだインパルジョンを保ち、これによって両肩は一層自在に動かせるようになり、完璧なセルフキャリッジとアップヒル傾向を発揮することとなる。馬の歩幅は他の駢歩歩度に比べて狭くなるが、エラスティシティーとケイダンスを失うことはない。

#### 4.4 中間駢歩

これは尋常駢歩と伸長駢歩との間のペースである。急ぐことなく、馬は後駆からのインパルジョンを受けて明瞭に歩幅を伸ばし、前進する。馬は収縮駢歩や尋常駢歩の時よりも頭を垂直よりもう少し前へ出し、頭頸をわずかに下げることが許される。ストライドはバランスがとれ、のびのびとしたものであるべきである。

#### 4.5 伸長駢歩

馬はできる限りのグラウンドカバーを見せる。急ぐことなく、歩幅を最大限に伸ばす。後駆からの力強いインパルジョンを受けて、馬は落ち着きがあり軽快でストレイトネスを保つ。選手は馬の項を一定に保ちながらもフレームを伸展させて地面をしっかりと捉えて前進することを許す。馬の動き全体が十分にバランスのとれたもので、収縮駢歩への移行は後駆へ一層体重をかけることでスムーズに行われるべきである。

#### 4.6 反対駢歩

反対駢歩は、コレクシオンにて行われるべきバランスとストレイトネスが求められる運動である。外方前肢がリードし、このリードする側に姿勢をとりつつ正しい踏歩順序で駢歩を行う。(同側の)前肢と後肢は同一蹄跡上を踏歩するものとする。

#### 4.7 駢歩でのシンプル・チェンジ

これは駢歩から速歩などを入れずに常歩へ移行し、3～5歩の明確な常歩を入れて、直ちに逆の手前の駢歩へ移行する運動項目である。

#### 4.8 踏歩変換(フライング・チェンジ)

踏歩変換は、駢歩の入れ替えを1ストライドの中で前肢および後肢を同時に行うものである。リードする側の前肢および後肢の入れ替えは空中に浮揚している間に行われる。扶助は正確で目立たないものであるべきである。

踏歩変換はまた4歩毎、3歩毎、2歩毎、あるいは歩毎といった連続で行うことも可能である。連続踏歩変換においても馬は活発なインパルジョンをもって軽快、沈静、かつ真直であり、一連の動きを通して同じリズムとバランスを維持する。連続踏歩変換ではその軽快さと流れ、およびグラウンドカバーを制限したり止めたりしないよう、十分なインパルジョンを維持しなければならない。

踏歩変換の目的：踏歩変換の扶助に対する馬の反応、敏感さと従順性を示すことにある。

←左ページの図を参照

駈歩は3ビートのリズムで6段階に分かれたペースである。

<丸で囲んだ番号はビートを示す>

#### 第406条 後退

1. 後退は2ビートで斜対肢を後方へ移動させる動きであるが、空中へ浮揚する瞬間はない。一对の斜対肢がもう一对の斜対肢と交互に上げ下ろしを行い、前肢は後肢と同じ蹄跡上を歩く。

2. 後退を行う間、馬は前方へ進む意欲を維持しながらも「オン・ザ・ビット」の状態にあるべきである。

3. 次の動作を予期した動きや慌しい動き、選手のコンタクトへの反抗や回避、後躯が直線上から逸脱すること、後肢が開いてしまったり、動きが緩慢になること、前肢をひきずることは重大な過失である。

4. 歩数は前肢が後ろへ移動するごとに数える。所定の歩数の後退を終えた後、馬は四肢を揃えた停止を示すか、あるいは要求されたペースで直ちに前進するべきである。一馬身の後退が求められている課目では、3歩か4歩で行うものとする。

5. シリーズで行う後退（Schaukel 後退－前進－後退）：

これは、2回の後退の間に常歩を入れたものである。移行では流れを損なわず、要求された歩数で行う。

#### 第407条 移行

ペースの変換や同一ペース内での歩度の変換は、指定標記地点で正確に行われるべきものである。ケイダンス（常歩以外において）は、ペースや運動が変わる時点、あるいは馬が停止する時まで維持されるべきものである。同一ペース内での移行では、その移行の間を通して同じリズムとケイダンスを維持しつつ、明瞭にその違いを示さなければならぬ。馬は選手の拳に対して軽く、沈静で正しい姿勢を保たなければならない。

同じことが一つの運動から他の運動への移行、例えばパッサージュからピアッフェ、あるいはその反対の場合についても言える。

#### **第408条 ハーフ・ホルト**

いかなる運動あるいは移行であっても、目には見えないほどのハーフ・ホルトで準備を行わなければならない。ハーフ・ホルトとは騎座（シート）と脚、選手の拳がほぼ同時に協調した作用であり、運動項目の実施、あるいは下位のペースまたは上位のペースへ移行する前に馬の注意を喚起し、バランスを改善する目的がある。もう少し体重を馬の後躯へ移すことによって、後肢のエンゲイジメントと後躯のバランスが改善され、全体として前躯の軽快さと馬のバランスに資することとなる。

#### **第409条 方向変換**

1. 方向変換では、描くべき線に沿って馬はその体をバンドさせ、いかなる反抗も示さず、あるいはペースやリズム、速度を変えことなく柔軟であり、選手の指示に従うものとする。
2. 方向変換は以下の方法で行うことができる：
  - a. 隅角通過を含めて直角に回転すること（直径約6mの巻乗りの1/4）
  - b. 短斜線と長斜線の使用
  - c. 手前変換を伴う半巻乗りおよび半輪乗り
  - d. ハーフ・ピルーエットとターン・オン・ザ・ホンチズ
  - e. 蛇乗り
  - f. (ジグザグでの) 往復手前変換\*

馬は方向変換の前に一瞬、真直ぐになるべきである。

ジグザグ\*：方向変換を伴う3回以上のハーフパスを入れた運動

#### **第410条 図形**

馬場馬術課目で求められる図形とは巻乗り、蛇乗り、8字乗りである。

##### **1. 巻乗り**

巻乗りとは直径6m、8m、10mの円である。直径が10mを超えるものは輪乗りである。

←左ページの図を参照

## 2. 蛇乗り

蛇乗りのループがアリーナの長蹄跡に接しているものは、複数の半輪乗りを直線で繋いだものと言える。中央線を横切る時に馬は短蹄跡に平行となる (a)。半輪乗りの大きさによって直線での繋ぎの長さが変わる。ループの片側だけがアリーナの長蹄跡に接する蛇乗りは、蹄跡から 5 m か 10 m の範囲で行われる (b)。中央線を中心とする蛇乗りは 1 / 4 ラインの間で行われる (c)。

←左ページの図を参照

## 3. 8字乗り

この図形は、課目で指定された同等の大きさの巻乗りか輪乗りを 2 個、8 の字を描くように中央で繋いだものである。選手は図形の中央で方向転換をする前に一瞬、馬体を真直ぐにする。

←左ページの図を参照

#### 第411条 レッグ・イー ルディング

1. レッグ・イー ルディングの目的：馬のサプルネスと側方への反応を実証するため。

2. レッグ・イー ルディングは尋常速歩で行われる。馬は、項の部分で進行方向とは反対側の内方へ幾分フレクションすることを除けば、ほぼ真直であり、選手からは内側の睫毛と鼻孔が僅かに見える程度である。馬の内方肢は外方肢の前を交叉する。

レッグ・イー ルディングは収縮運動の準備段階における馬のトレーニングに取り入れられるべきである。後に、より進歩した「肩を内へ」の運動と相伴って、馬を柔軟で、堅苦しき無くのびのびとさせ、運歩を自由自在に変じ、伸縮性がありかつ整正であつて、軽快で無理のない調和のとれた運動のため最良の方法である。

レッグ・イー ルディングは「斜線上」で行うことができるが、その場合は馬の前駆が僅かに後駆より先行していなければならないものの、馬体はできる限りアリーナの長蹄跡に平行であるべきである。これは「壁に沿って」行うこともでき、この場合は馬体が進行方向に向かって約35度の角度となるものとする。

#### 第412条 側方運動

1. 側方運動の主な目的は、後駆のエンゲイジメントを改善してこれを高め、その結果として収縮度を高めることである。

2. すべての側方運動、即ち「肩を内へ」「腰を内へ」「腰を外へ」「ハーフパス」では、馬は僅かにバンドし、異なる蹄跡上を進む。

3. 運動の流れやバランスを阻害しないよう、バンドあるいは顎のフレクションを強く求めすぎてはならない。

4. 側方運動では常に伸びやかで整正な運歩を保ち、絶えずインパルジョン（推進力）を維持しつつも関節のサプルネスとケイダンスを維持し、バランスの取れた動きを示さなければならない。選手が馬体をバンドさせることと側方へ動かすことに気を取られるために、インパルジョンが失われてしまうことが多い。

##### 5. 肩を内へ

「肩を内へ」は収縮速歩で行われる。馬は選手の内方脚を軸として僅かではあるが一樣にバンドし、約30度の一定な角度にてエンゲイジメントとケイダンスを維持する。馬の内方前肢は外方前肢の前を交叉して進み、内方後肢は内方腰部を低下させつつ体下へ踏み込んで外方前肢と同じ蹄跡を踏歩する。馬は進行方向と反対側へバンドする。

##### 6. 腰を内へ

「腰を内へ」は収縮速歩、あるいは収縮駢歩で行われる。馬は選手の内方脚を軸として僅かにバンドするが、その度合いは「肩を内へ」よりも深い。約35度の一定な角度を示し、（正面あるいは背後から見て四蹄跡となっている）前駆は蹄跡上にあり、後駆が内側へ入る。馬の外方肢は内方肢の前を交叉する。馬は進行方向へバンドする。

「腰を内へ」に入るには、後駆が蹄跡から離れるか、あるいは隅角通過か輪乗りを行った後に蹄跡へ戻らないものとする。「腰を内へ」の終わりでは輪乗りを終える場合と同様に（項や顎が反対側に曲がってしまうことなく）後駆が蹄跡へ戻る。

「腰を内へ」の目的：一直線上での流暢な収縮速歩運動と正しいバンドを見せること。前肢および後肢は交叉し、バランスとケイダンスが維持されている。

## 7. 腰を外へ

「腰を外へ」は「腰を内へ」とは逆の運動である。前駆が内側へ入るかわりに、後駆は蹄跡上に残る。「腰を外へ」を終えるには、前駆を蹄跡上で後駆に揃える。その他の点では「腰を内へ」で適用した原理と条件が適用できる。

馬は選手の内方脚を軸として僅かにベンドする。馬の外方肢は内方肢の前を交叉する。馬は進行方向へベンドする。

「腰を外へ」の目的：「肩を内へ」よりも深いベンドの角度をもって一直線上で流暢な収縮速歩運動を示すこと。前肢および後肢は交叉し、バランスとケイダンスが維持される。

## 8. ハーフパス

ハーフパスは「腰を内へ」の変形であり、壁に沿ってではなく斜線上で行う。これは収縮速歩（および自由演技のパスサーージュ）、あるいは収縮駢歩で行うことができる。馬は進行方向に向かい、選手の内方脚を軸にして僅かに体をベンドするべきである。馬はこの運動全体を通じて同じケイダンスとバランスを維持するべきである。肩の可動性を高めて一層自由な動きを求めるには、インパルジョンを維持し、特に内方後肢のエンゲイジメントを高めることが大変重要である。馬体はアリーナの長蹄跡にほぼ平行であり、前駆は僅かに後駆に先行する。

速歩では外方肢が内方肢の前を交叉する。駢歩にてこの運動は前方／側方への一連のストライドで行われる。

速歩ハーフパスの目的：「肩を内へ」よりも深いベンドの角度をもって斜線上で流暢な収縮速歩運動を示すこと。前肢および後肢は交叉し、バランスとケイダンスが維持される。

←左ページの図を参照

Leg-yielding along the wall

壁に沿ってのレッグ・イールディング

Leg-yielding on the diagonal

斜線上でのレッグ・イールディング

←左ページの図を参照

Shoulder in

肩を内へ

Travers

腰を内へ

Renvers

腰を外へ

Half-Pass

ハーフパス

#### 第413条 ピルーエット、ハーフ・ピルーエット、ターン・オン・ザ・ホンチズ

1. ピルーエット（ハーフ・ピルーエット）は、馬体の長さに等しい半径で二蹄跡にて行われる360度（180度）の旋回であり、前軀は後軀の周りを旋回する。

2. ピルーエット（ハーフ・ピルーエット）は、通常、収縮常歩か収縮駢歩で行われるが、ピアッフェで行うことも可能である。

3. ピルーエットでは、前肢と外方後肢は、軸となる内方後肢の周りを旋回するもので、内方後肢はできる限り小さな円を描く。

4. いかなるペースでピルーエット（ハーフ・ピルーエット）を行う場合でも、馬は旋回する側に僅かにバンドし、軽いコンタクトにより「オン・ザ・ビット」の状態、当該ペースでの正しい肢の運びとタイミングを維持しながらスムーズに旋回するべきである。この運動中、項は最も高い位置に維持される。

5. ピルーエット（ハーフ・ピルーエット）を行っている間、馬は闊達さ（常歩も含む）を維持しており、僅かでも決して後退、あるいは横にずれることがあってはならない。

6. 駢歩ピルーエットあるいはハーフ・ピルーエットを行う場合、選手は一層のコレクションを求めながら馬の軽快さを維持するべきである。後軀は十分にエンゲイジメントして低下し、関節は十分な屈伸を示している。この運動の重要な点は、ピルーエットを行う前と後の駢歩ストライドの質である。ピルーエットに入る前には闊達さ、ストレイトネス、コレクションの度合いを増す必要がある。ピルーエットを終える時点ではバランスを維持しなければならない。

駢歩ピルーエットと駢歩ハーフ・ピルーエットの目的：内方後肢を軸にして小さな半径で旋回し、活発さと明瞭な駢歩を維持しつつ旋回方向へ僅かにベンドし、図形の前後でのストレイトネスとバランスを保ち、明確な駢歩のストライドで旋回する馬の意欲を示すこと。駢歩でのピルーエットまたはハーフ・ピルーエットにおいて、斜対肢(内方後肢と外方前肢)が同時には地面につかないであろうが、審判員は真の駢歩ストライドを認識できるべきである。

←左ページの図を参照

駢歩ピルーエットとハーフ・ピルーエット

7. ピルーエット (ハーフ・ピルーエット) の質は、サブルネス、軽快さ、整正、そして正確さと、始まりと終わりのスムーズさによって審査される。駢歩ピルーエット (ハーフ・ピルーエット) は- 6~8歩 (フル・ピルーエット) - 3~4歩 (ハーフ・ピルーエット) で行われるべきである。

8. 常歩ハーフ・ピルーエット (180度) は収縮常歩から入り、運動を通してコレクションが維持される状態で行われる。ハーフ・ピルーエットの終了時には、馬は後肢を交叉させることなく元の蹄跡にもどる。

←左ページの図を参照

常歩ハーフ・ピルーエット

9. 常歩からのターン・オン・ザ・ホンチズ

収縮常歩をまだ見せることのできないヤングホースのために、「ターン・オン・ザ・ホンチズ」が、馬のコレクション準備段階の運動としてある。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は中間常歩からハーフ・ホルトにより運歩を少し短縮し、後躯の関節が屈曲する能力を増して準備させる。馬は運動の前後で停止しない。「ターン・オン・ザ・ホンチズ」は常歩ピルーエットよりも、より大きな半径 (約2分の1m) で実施することができるが、リズム、コンタクト、活発さおよびストレイトネスに関するトレーニングスケールにおいては同等のものが要求される。

10. 停止から停止までの間のターン・オン・ザ・ホンチズ (180度)

前へ出てゆこうとする動きを維持できるよう、旋回の開始時には1歩か2歩の前進が容認される。常歩からのターン・オン・ザ・ホンチズと同じ尺度が適用される。

#### 第414条 パッサージュ

1. パッサージュとは整然とした、極めて収縮し、高揚したケイダンスのある速歩である。特徴としては顕著な後駆のエンゲイジメント、膝や飛節の一層力強い屈伸、優雅なエラスティシティーのある運動があげられる。ケイダンスと長いサスペンションを併い、各斜体肢は交互に上げ下ろしされる。

2. 原則として、上げた前肢の蹄先はこれを支持する管の半ばまで上がるべきものとする。上げた後肢の蹄先は、これを支持する他方後肢球節の少し上まで至るものとする。

3. 頸は起揚して優雅にアーチを描き、頂部分が最も高い位置となり、鼻梁のラインは垂直に近いものである。馬はケイダンスを变じることなく、軽くソフトに「オン・ザ・ビット」の状態である。関連で際立ったインバルジョンが維持される。

4. 後肢または前肢のアンイーブンな運歩や、前駆または後駆の横揺れ、前肢または後肢のぎくしゃくした動き、浮揚時の後肢の引きずり、あるいはダブルビートは重大な過失である。

パッサージュの目的は、速歩での最も高度な収縮、ケイダンスとサスペンションを見せることである。

#### 第415条 ピアッフェ

1. ピアッフェは極めて収縮され、ケイダンスのある、高揚した、その場で行う印象を与える斜対運動である。馬の背はサブルでエラスティックである。後駆は沈み込む。飛節が活発に動いて後肢がよくエンゲイジメントし、その結果、肩と前肢の可動性が増し、非常に自由かつ軽快な動きとなる。斜対肢は各々、弾みと均一なケイダンスをもって交互に上げ下ろしされる。

1.1 原則として、上げた前肢の蹄先はこれを支持する他の前肢の管の半ばまで上がるべきものとする。上げた後肢の蹄先は、これを支持する他の後肢球節の少し上までいたるものとする。

1.2 頸は起揚して優雅にアーチを描き、頂部分が最も高い位置となる。馬は軽く、「オン・ザ・ビット」でソフトなコンタクトの状態にあるものとする。馬体は柔軟でケイダンスある調和のとれた物腰を示すべきである。

1.3 ピアッフェはいかなる時も活発なインバルジョンによって生き生きとした動きを示し、完璧なまでにバランスのとれた姿勢を表現していなければならない。その場で運動を行っている印象を与える一方、前進氣勢が認められる場合がある。これは選手からの指示があれば速やかに前進しようとする気構えの現れである。

1.4 ほんの僅かであっても後ろへ下がること、前肢または後肢のアンイーブンなぎくしゃくした動き、斜対肢の踏歩が明瞭でないこと、前肢または後肢同士の交叉、前駆や後駆の横揺れ、後肢または前肢が開いてしまうこと、前進し過ぎること、あるいはダブルビートのリズムは、すべて重大な過失である。

ピアッフェの目的は、その場に留まっている印象を与えながら最高の収縮度を示すことである。

#### 第416条 インバルジョン／従順性

1. インバルジョンとは、後駆で生み出された力強く精力的な、しかしながら制御された推進エネルギーを、競技で求められる動きへと転換することを表現する言葉である。この究極的なインバルジョンは柔らかくスイングする馬の背を通して初めて現れるものであって、選手の拳による穏やかなコンタクトで導かれる。

1.1 スピード、それ自体はインパルジョンとほとんど関係がなく、平坦な運歩となりがちである。インパルジョンはスタッカートのように断音的ではなく、音律的で流れるような歯切れ良い後肢の踏み込みによってはっきり表現される。後肢が地面を離れると飛節は上方へ引き上げられるというよりも前方へと振り出されるべきである。決して後方へ返してはいけない。インパルジョンの“決め手”は肢が地上に着いている時というよりも、空中に浮いている時の「間」である。従ってインパルジョンは、四肢が同時に空中に浮揚する「間」をもつ運歩でのみ現れる。

1.2 インパルジョンは、速歩と駈歩での良好なコレクションを求めるための前提条件である。インパルジョンがなければ、何もコレクションすることはできない。

2. 従順とは隷属ではなく、馬の動作すべてにおける絶え間のない注意力、快諾と信頼によって、また多様な運動を行った場合に示す調和、軽快さ、無理のない動きによって表される従順性を意味する。

従順性の度合いは、軽く軟らかなコンタクトと柔軟な項を保った銜の受け方でも示される。選手の拳に対する抵抗や回避は「銜突き出し（アバウプ・ザ・ビット）」や「ビハインド・ザ・ビット」となって現れ、これは従順性の欠如を示すものである。

2.1 舌を出したり、舌を銜の上に乗せたり、あるいは舌を深く巻き込むことは、歯ざしりや尾を激しく動かすのと同様に、ほとんどの場合は馬の神経質さや緊張、抵抗を示しており、審判員は該当する各運動項目と総合観察の「従順さ」の採点でこれを考慮に入れなければならない。

2.2 従順性を考慮する時にまず考えなければならないのは気持ちよく運動をこなそうとする意欲である。即ち馬は求められていることを理解し、選手が出した扶助に対して何の恐れや緊張もなく十分に自信を持って反応している状態である。

2.3 馬に真直性やアップヒル傾向、良いバランスが生まれると、選手の脚による扶助を待てる状態となり、銜を自ら求めて受け入れるようになる。これこそが調和と軽快さを描き出す源である。

馬場馬術課目で求められる主な要求項目、あるいは運動項目を実施できることが従順性の主な評価基準なのである。

#### 第417条 コレクション

馬にコレクションをとらせる目的は：

a) 選手の体重が加わることによって多少なりとも移動してしまう馬体のバランスを改善し、これを一段と高めること。

b) 前肢の可動性と軽快性に資するために、後躯の低下と踏み込む能力を発達させて、これを増大させること。

c) 馬の「イズ・アンド・キャリッジ」にこれを加えることにより、乗ることが一段と楽しくなるような馬にすること。

コレクションはハーフ・ホルトを使い、また「肩を内へ」、「腰を内へ」、「腰を外へ」、「ハーフパス」といった側方運動を行うことで発達する。

コレクションは騎座（シート）と脚、それと受ける拳を使うことによって後肢をエンゲイジメントさせて得られるのであり、また改善できる。諸関節が屈伸して柔軟になり、後肢が馬体下に踏み込む。

しかし後肢が余りにも深く馬体下へエンゲイジメントするのは望ましくない。馬体の支持底面が極端に狭くなって動きに支障がでてくる。四肢の支持底面に対して背中

ラインが伸びて盛り上がってしまい、安定性が損なわれて馬は均整のとれた正しいバランスを見つげにくくなるのである。

一方、後肢を自分の体下にエンゲイジメントさせようとせず、あるいはできずに支持底面が広くなり過ぎる馬は、「イーズ・アンド・キャリジ」で特徴づけられるような好ましいコレクションに至ることはなく、後躯の闊達さに由来する活気あるインパルジョンも生み出し得ない。

収縮歩度での馬の頭頸位置は、自然とトレーニング・ステージに左右されると同時に、ある程度は体型にも左右される。コレクションが顕著に認められる態勢とは、束縛されることなく頸を起揚させ、鬐甲から項にかけて均整のとれたカーブを描き、項は最も高い位置にあって鼻梁はわずかに額からの垂直線より前に出ている状態である。選手が瞬間的にコレクション効果を得るような扶助を使った時には、頭が多少なりとも垂直線上にくるであろう。頸のアーチはまさにコレクションの度合いに直結しているのである。

←左ページの図を参照

#### **第418条 選手の姿勢と扶助**

1. すべての運動はごく僅かな扶助により、また目に見えるような選手の努力なしに行うべきものである。選手はバランス良く、かつ弾性を保ちながら鞍の中央に深く座り、脚は下方へ十分に伸ばして一定の位置に保ちつつ柔軟な大腿部と腰、臀部で馬の動きをスムーズに吸収して騎乗しなければならない。踵が一番低いポイントとなるべきである。上半身は背筋を伸ばしてしなやかであること。コンタクトは選手の騎座（シート）に依存してはならない。両拳は親指を一番上にして互いに近づけ一定に保ち、柔軟な肘から馬の口までは一直線になるように保持する。肘は体に近づける。このような要素をすべてこなすことによって、選手は馬の動きにスムーズかつ自由に同伴できるようになる。

2. 選手の扶助が有効であるか如何により、競技課目で要求されている運動項目が正確に実施できるかが決まる。馬と選手とが常に協調しあっているような印象があつてしかるべきである。

3. F E I 馬場馬術競技会では、両手で手綱を持つことが義務づけられている。演技を終え、手綱を伸ばして常歩でアリーナから退場する時には、任意に片手で手綱を取ってもよい。自由演技課目については、「審判員のためのガイドライン-自由演技課目」と「自由演技課目における難度の判断に関わるガイドライン」も参照のこと。[www.fei.org](http://www.fei.org)にて入手可能。

4. 音声や舌鼓を繰り返すことは重大な過失である。

## 第2章 馬場馬術競技会

### 第419条 国際馬場馬術競技会の目的

F E I は予期される濫用から騎馬芸術を守ってその純正なる本質を保護し、馬場馬術の本源を損なうことなく次世代の選手へ伝えるため、1929年に国際馬場馬術競技会を創設した。

### 第420条 国際馬場馬術競技会のカテゴリー

1. 一般規程に従い、国際馬場馬術競技会はC D I 1\* ~ C D I 5\*、C D I - W、C D I O 3\* ~ C D I O 5\*、C D I - Y、C D I O Y、C D I - J、C D I O J、C D I - C h、C D I O - C h、C D I - P、C D I O P、C D I - Y H、F E I 選手権大会、地域大会、オリンピック大会に分類され、オリンピック大会やパラリンピック大会などの競技会規程にあらかじめ別段の記載がない限り、これ以降の条項に記載の規定に従って実施されなければならない。

#### 2. 振興目的の馬場馬術競技会

ヨーロッパ域外\*と北米域外\*で、F E I はいわゆる「振興馬場馬術競技会 (P R)」の開催を認める。これらの競技会は貸与馬でも行うことができる。セントジョージ賞典を含め、このレベルまでの振興馬場馬術競技会を国内競技会として開催することができるが、主催国N FからF E I への報告が必要である。これらの競技会の競技場審判団には、F E I 審判員を最低1名は含めるものとする。

注記#：西ヨーロッパと北米域外の国だけを招待するという条件であれば、振興目的の馬場馬術競技会をヨーロッパや北米で開催することもできる。

#### 3. 国内競技会 (C D N) (一般規程を参照)

4ヶ国を超えるN Fから15名(合計)を超える外国人選手を受け入れるC D Nについては、自動的にC D I とみなされ、F E I 規程に基づく諸条件を満たす義務を負う。

本規則は、その年の一時期を主催国に居住し、主催国N Fのゲストライセンスをもつ外国人選手(一般規程に定める通り、国籍を有する国以外に居住する選手)には適用しない。

#### 4. C D I - W

F E I ワールドカップ™ 競技が行われる競技会は「W」の文字を付して示す。F E I ワールドカップ™ 馬場馬術競技規程も参照のこと。

5. C D I / C D I - W / C D I Y / C D I J / C D I P / C D I - C h で非公式団体競技は認められない。公式団体競技についてはC D I O を参照のこと。

#### 6. C D I O

##### 6.1 選手の出場資格

6.1.1 原則として、C D I O は国数に制限なく諸外国からの選手を対象とする(一般規程も参照のこと)。

6.1.2 C D I O としてその格式を掲げるには、主催国N Fを入れて6チーム以上(1N Fにつき1チーム)を招待し、最低3チームが出場していなければならない。

##### 6.2 優先順位

一般規程に基づき、C D I O 3\* ~ C D I O 5\* はすべてのC D I 競技会に優先する。C D I - W はC D I 競技会に優先する。

##### 6.3 団体競技

6.3.1 団体競技として認定を受けるには、公式グランプリ団体競技の実施を予定しなければならない。チーム構成は同一国籍の選手で3名以上、4名以内とする。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

#### 7. F E I 選手権大会

馬場馬術規程の第5章を参照のこと。

#### 8. 地域大会

これらの競技会規程はF E I 総会の承認を受けなければならない。

#### 9. オリンピック大会

オリンピック大会の馬術競技会規程を参照のこと。

### 第421条 競技課目

競技にはそれぞれ指定の競技課目がある。公式馬場馬術競技課目はF E Iの権限をもって公表され、決してF E Iの許可なく変更したり、あるいは簡略化することはできない。競技課目は以下の通り：

#### 1. ヤングホース対象の課目：

- 1.1 4歳馬用課目（国内競技会での使用に限定）
- 1.2 5歳馬用課目
- 1.3 6歳馬用課目

#### 2. セントジョージ賞典－中級レベルの課目

この競技課目は調教の中級段階を対象とする。これは古典馬術が求めるすべての運動項目において馬の従順性を示し、無理なく調和した軽快な演技ができるような心身のバランスと上達度を現す運動を含むものである。

#### 3. インターメディエイトⅠ－中級の上レベルの課目

同課目の目的は馬の心身を損なうことなく、セントジョージ賞典課目を正しく実施できる段階から、要求度の高いインターメディエイトⅡへと漸進的に馬を導くことにある。

#### 4. インターメディエイトⅡ－上級レベル課目

同課目の目的はグランプリ課目を目指して馬を調教することにある。

#### 5. グランプリ－最上級レベル課目

グランプリは最も高いレベルの競技であり、抵抗がまったくなく最高度にまで発展させたコレクションとインパルジョン（推進力）を特性とする、完璧な馬の軽快さを描き出すもので、これにはあらゆる調教歩法とすべての基本運動項目が含まれる。

#### 6. グランプリ・スペシャル－グランプリと同じレベルの課目

これはグランプリと同レベルの競技であり、運動項目の移行が特に重視される。

#### 7. 自由演技課目

これはヤングライダー、ジュニア、ポニー、インターメディエイトⅠ、あるいはグランプリ・レベルで音楽に合わせて行われる芸術的馬術競技である。これには同レベルの競技課目と同様の、馬術調教におけるすべての歩法と基本的運動項目が含まれる。しかしながら選手はテクニカル自由演技規定に従い、指定時間内で自由に演技を構成することができる。この課目では、人馬の一体感とすべての運動と移行における調和を明確に表現するべきである。

#### 8. 他の課目

F E I 馬場馬術競技会では、公式 F E I 競技課目以外の課目を使用することはできない。

ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー、チルドレンの公式馬場馬術競技課目は、F E I が特定の規程に記載し、公表している。F E I から事前に許可を受けた場合に限り、これらの競技課目をシニア競技に採用することができる。その参加条件は、馬場馬術規程の第422条に明記されている通りとする。F E I 世界馬場馬術チャレンジ課目にもこれを適用する。

### 第422条 参加条件

#### 1. 定義

1.1 選手。選手は16歳の誕生日を迎える暦年からシニア国際馬場馬術競技会に出場できる。

1.2 パラエクエストリアンの選手。パラエクエストリアンの選手は、F E I の承認を受けることで、F E I パラエクエストリアン I Dカードに定める個々の障害程度に応じた補助器具を使用し、F E I 馬場馬術競技に出場することが認められる。F E I 馬場馬術競技会へのこの種の参加申請は、出場する前年の12月31日までに F E I 馬場馬術部門へ到着するものとする。各々の申請について F E I が個別に検討する。

1.3 男女別の競技は認められない。

1.4 種類を問わず、6歳以上の馬が国際馬場馬術競技会へ出場できる。ジュニア課目：6歳以上の馬。ヤングライダー／セントジョージ賞典／インターメディエイトⅠ：7歳以上の馬。インターメディエイトⅡ、およびグランプリ・スペシャルと自由演技グランプリを含むグランプリ課目：8歳以上の馬。またすべてのレベルにおいて、馬は蹄鉄をはいた状態で鬃甲の高さが149cmを超えるものでなければならない。5歳馬と6歳馬を対象とする特定競技／競技会の項も参照のこと。

馬の年齢は生まれた年の1月1日（南半球では8月1日）を起算日とする。

国際馬場馬術競技会にて、ホース・インスペクションの日から最後の国際競技終了の翌日まで、馬は1日につき一競技にのみ出場でき、同時に国内馬場馬術競技／競技会に出場することはできない。

#### 2. 競技のレベル：

##### 2.1 セントジョージ賞典

この競技には、次のような馬を除いてすべての馬が出場できる：

指名参加申込日以前にC D I O、F E I 選手権大会、オリンピック大会のグランプリで上位第15位までに入った馬、あるいはC D I 3\* / C D I 4\* / C D I 5\* またはC D I OのインターメディエイトⅡ以上の課目で、3回優勝している馬。

馬がその後、他の選手により取得された場合はこの規則を適用しない。

## 2.2 インターメディエイトⅠ

この競技には、次の馬を除いてすべての馬が出場できる：

指名参加申込日以前にC D I O、F E I 選手権大会、オリンピック大会のグランプリで上位第15位までに入った馬、あるいはC D I 3\* / C D I 4\* / C D I 5\* あるいはC D I OのインターメディエイトⅡ以上の課目で、3回優勝している馬。

馬がその後、他の選手により取得された場合はこの規則を適用しない。

## 2.3 自由演技インターメディエイトⅠ

この競技はセントジョージ賞典、あるいはインターメディエイトⅠ競技で予選を通過した上位第15位までの人馬コンビネーションに出場を限定し、またその出場を義務付ける。選手は1頭の馬でのみ出場できる。

## 2.4 インターメディエイトⅡ

この競技にはすべての馬が出場できる。

## 2.5 グランプリ

この競技にはすべての馬が出場できる（馬場馬術規程の第448条も参照）。

## 2.6 グランプリ・スペシャル

グランプリ・スペシャルは、グランプリ競技の後にのみ実施することができる。C D I 3\* 以上では、グランプリ・スペシャルへ出場意思を申告した人馬であり、グランプリ競技で予選を通過した上位6組以上、15組以内（但し、第15位で同率の人馬も含める）の人馬コンビネーションを対象としてグランプリ・スペシャルを予定しなければならない。6組未満の人馬コンビネーションが予選を通過した場合は、全員が出場できる。予選のグランプリに30組以上の人馬コンビネーションが出場している場合、組織委員会はグランプリ・スペシャルに最低限15組の人馬を出場させなければならない。グランプリ・スペシャルへ出場権を得たいと意思表示した選手については、この出場資格を得た場合、これに出場しなければならない。選手は1頭の馬でのみ出場できる。C D I O、F E I 選手権大会、オリンピック大会については馬場馬術規程の第449条と第456条を参照のこと。病気などの正当な棄権理由がある場合は、グランプリ成績で次点の人馬コンビネーションが繰り上がる。

## 2.7 自由演技グランプリ

自由演技グランプリ課目は、グランプリ競技の後にのみ実施することができる。C D I - Wでは自由演技グランプリの開催が必須である。自由演技グランプリ競技へは、グランプリ競技で予選を通過した上位6組以上、15組以内（第15位で同率の人馬を含む）の人馬コンビネーションのみ出場できる。6組未満の人馬コンビネーションが予選を通過した場合は、全員が出場できる。予選のグランプリに30組以上の人馬コンビネーションが出場している場合、組織委員会は自由演技グランプリに最低限15組の人馬を出場させなければならない。自由演技グランプリへ出場権を得たいと意思意向した選手については、この出場資格を得た場合、これに出場しなければならない。選手は1頭の馬でのみ出場できる。C D I O、F E I 選手権大会、オリンピック大会については馬場馬術規程の第449条と第456条を参照のこと。病気やその他予期せぬ事態などの正当な棄権理由がある場合は、グランプリ成績で次点の人馬コンビネーションが繰り上がる。

## 2.8 コンソレーション競技

グランプリ・スペシャルあるいは自由演技グランプリへ出場資格を得られなかった馬は、コンソレーション競技（予定されていれば、インターメディエイトⅡがグランプリ）に参加できる。しかしコンソレーション競技が予定されていても、この成績をもって、F E I 世界馬場馬術ランキング・リストへのランキング・ポイント、あるいはF E I 選手権大会やオリンピック大会へのいかなる出場資格ポイントも与えられることはなく、賞金は世界馬場馬術ランキング・リスト予選競技における金額よりも低くなければならない。コンソレーション競技は審判員3名のみで審査を行い、実施要項と成績表にはコンソレーション競技であることを明示しなければならない。

## 3. 競技プロトコル

### 3.1 すべての自由演技課目とグランプリ・スペシャルへ出場資格スコア



れるということである。この規定に関する例外は異例な状況下においてのみ、書面をもち、F E Iあるいは競技場審判団長によって許可される。

鞭の使用に関しては、馬場馬術規程の第4 2 8条を参照のこと。公式なトレーニング用馬場以外の区域で馬を調教することは、いかなる場合も認められない。スチュワードが監視できない場所での調教は許可されない。

馬の健康とウェルフェア保護のために配属された獣医師、あるいはF E I認可競技会役員による許可がない限り、いかなる目的でも馬を厩舎、競技区域あるいはスチュワード管轄区域から退出させることはできない。

### 3.7 能力証明書

オリンピック大会、F E I世界選手権大会、ヨーロッパ選手権大会については、参加申込を行ったすべての人馬コンビネーションについて、C D I 3\* / C D I 4\* / C D I 5\* とC D I Oの競技会成績に基づく所属N Fからの能力確認（証明書）が必要である。すべてのF E I世界選手権大会とヨーロッパ選手権大会、オリンピック大会については、大会ごとに資格認定基準が策定され、個々にF E Iが公表する。この基準については、発表をもって馬場馬術規程の一部とみなされる。

### 3.8 シニア馬場馬術競技会における競技順序

- 5歳馬用プレリミナリー馬場馬術課目 - 5歳馬用馬場馬術課目 - 決勝
- 6歳馬用プレリミナリー馬場馬術課目 - 6歳馬用馬場馬術課目 - 決勝
- セントジョージ賞典
- セントジョージ賞典 - インターメディエイト I
- セントジョージ賞典 - インターメディエイト I から自由演技インターメディエイト I の選択
- セントジョージ賞典 - インターメディエイト I - 自由演技インターメディエイト I
- インターメディエイト I
- インターメディエイト I - 自由演技インターメディエイト I
- インターメディエイト II
- インターメディエイト II - グランプリ 1 6 ~ 2 5
- インターメディエイト II - グランプリ
- インターメディエイト II - グランプリ - 自由演技グランプリかグランプリ・スペシャル
- グランプリ - グランプリ・スペシャルか自由演技グランプリの選択
- グランプリ - グランプリ・スペシャル
- グランプリ - 自由演技グランプリ
- C D I 4\*、C D I 5\* : グランプリ - グランプリ・スペシャルと/あるいは自由演技グランプリ
- C D I Oでのネーションズカップ方式 : グランプリとグランプリ・スペシャルか自由演技グランプリ
- C D I OとF E I選手権大会での選手権競技方式 : グランプリ - グランプリ・スペシャル - 自由演技グランプリ

コンソレーション競技 :

インターメディエイト II とグランプリ（馬場馬術規程の第4 2 2条を参照）

## 第4 2 3条 招待、参加申込、交代

### 招待

招待は各々のN Fを通して出さなければならない。C D I 3\* / C D I 4\* / C D I 5\* では、各国2名以上の選手構成で主催国N Fを含む6ヶ国以上+リザーブとして3ヶ国、あるいは少なくとも選手1名で1 2ヶ国が招待され、競技参加が認められなければならない。

いかなる場合でも、主催者は外国人選手数よりも多い自国選手を招待することはできない。該当するN Fは競技会へ派遣する選手を最終選考する。

実施要項案には当該競技会に招待される6ヶ国以上のN F名+リザーブのN F名一覧、および各N Fにつき招待を受ける選手数を記載し、競技会開催日の遅くとも16週間前までにF E Iへ送付しなければならない。

#### **個人招待／CDI 3\*／CDI 4\*／CDI 5\*／CDI -Wに限定したワイルドカード**

1. すべてのCDI 3\*／CDI 4\*／CDI 5\*／CDI -Wについて、主催者は上記に加えて個別に2名の追加選手を、各々のN Fを通して招待する権利を有する。
2. すべてのCDI 4\*／CDI 5\*／CDI -Wについて、F E Iは招待国N Fと選手に加えて1枚のワイルドカードを発行する権利を有する。
3. すべてのCDI 3\*競技会について、発展途上国のN Fに所属する選手と、招待を受けていないN Fの選手に対して、F E Iは3枚までのワイルドカードを発行する権利がある。但し、指定の期間内に選手権大会への最低出場資格基準スコアを獲得することが条件である。

#### **組織委員会招待と組織委員会ワイルドカード**

これらの招待（外国人選手と／あるいは自国選手）は他の参加者らに対する条件と同等でなければならず、また直接あるいは間接を問わず資金的援助につながるものであってはならない。ペイカードとアピアランスフィーは、一般規程に記載されている通り、厳格に禁止する。

#### **F E Iワイルドカード**

F E Iワイルドカードの申請は、指名参加申込の締め切り日までに選手の所属N Fを通してF E I馬場馬術部門へ提出するものとする。

#### **参加申込**

1. C D I Oを含むすべての競技会において、参加申込は以下の手順で行わなければならない（一般規程を参照）：
  - 参加意思申込  
参加意思申込とは出場の意思表示である。
  - 指名参加申込（F E I選手権大会とオリンピック大会を除いては任意）  
この参加申込での選手数は、確定参加申込を行える選手数の2倍を超えてはならない。
  - 確定参加申込  
この参加申込には当該競技会に出場する人馬名を記載し、実施要項に記載された期日までに組織委員会へ届かなければならない。
2. 選手が競技会場に現れず、納得ゆく説明のない場合は、当該選手の参加申込を行ったN Fに対してF E Iが罰金を科すことがある。このような事例では、この「ノーショウ」により発生したすべての経費負担を、組織委員会が当該N Fに求めることができる。

#### **交代：**

（組織委員会に）確定参加申込が届いた後に、指名参加申込リストから馬と選手を交代させることは、組織委員会の許可があった場合に限り可能である。組織委員会は、馬と選手の交代が認められる最終期日を実施要項に明記しなければならず、この期日はいかなる場合でもホース・インスペクションの日より後ではならない。

#### **第424条 出場人馬の申告**

C D I Oと地域大会、オリンピック大会について別段の記載がある場合を除き、次の規則を適用する：

1. 出場人馬の申告は抽選の2時間前までに行わなければならない。抽選の正確な時刻は実施要項に公示するものとする。

2. 出場者として発表されている選手と／あるいは馬が病気になったり、事故に遭った場合、この選手と／あるいは馬は当該競技開始の2時間前までに医師と／あるいはF E I 獣医師代表からの診断書を提出のうえ、競技場審判団の承認を受けて、公式に参加申込しており、また必要な場合は出場資格も取得している別の選手と／あるいは馬と交代させることができる。出場を取り止めた選手あるいは馬は、チームメンバーとしても個人としても参加できなくなる。

交代した選手は当該競技で最初に出場するものとし、その他の選手については順次、出場時刻が調整される。

C D I Oと自由演技グランプリ個人決勝競技では、1 N Fにつき選手4名が出場資格を得ても、3名のみが出場できる。出場資格を得た選手／馬のいずれかが病気であると診断された場合には、チーム内4番目の選手がその同一N Fの選手と交代する。

#### **第425条 スターティング・オーダーの抽選**

1. 抽選は競技ごとに行わなければならない。抽選は競技場審判団長と／あるいは外国人審判員、技術代表、およびチーム監督か馬の管理責任者、および外国人選手の臨席をもって行うものとする。権限のない人物の入場は認めるべきではない。

##### **2. 個人競技**

個人競技のスターティング・オーダー抽選は、国籍に関係なく行うものとする。選手が2頭以上の馬に騎乗する場合は、スターティング・オーダーを調整して同選手の出場時刻に1時間以上の間隔を設けなければならない。

2.1 C D I : グランプリ競技については主催者が次の方法から選択できる :

- a) 通常の抽選 ; あるいは
- b) 世界馬場馬術ランキング・リストのリバース・オーダー (逆順) で5名ずつのグループにて行う抽選。(リストに掲載されていない選手から先に抽選を行う。)

組織委員会が採用する抽選方法を実施要項に記載しなければならない。

2.2 C D I - W : グランプリの抽選は、世界ランキング・リストのリバース・オーダー (逆順) で5名ずつのグループにて行う。人数が5で割り切れない場合には、最初のグループを少数とする。例えば23名の選手がいる場合、第1グループに3名、第2グループに5名、第3グループに5名、第5グループに5名とする。世界馬場馬術ランキング・リストで同順位の選手については同じグループで抽選を行い、他のグループはこれに応じて調整する。

3. C D I OとF E I 選手権大会 : 団体選手と個人選手を含む団体競技のスターティング・オーダー抽選は、次の要領で行う :

3.1 各チームの監督は、チーム内におけるチームメンバーのスターティング・オーダーを決定する。チーム監督は、遅くとも抽選開始の1時間前までにチーム内選手の出場順番を記載した書類を封筒に入れ、これに封をして競技委員長へ届けなければならない。

選手3名のみで構成するチームについては、最初のスターティング・オーダーを空きとする。

3.2 個人選手の氏名を書いたものを容器 (A) に入れる。出場選手の総数に相当する番号票を2つ目の容器 (B) に入れる。

個人選手の氏名を容器Aから引き、その選手のスターティング・オーダーを容器Bから引く。次の個人選手の氏名を容器Aから引き、その選手のスターティング・オーダーを同様に決定し、すべての選手についてこの要領で抽選を行う。

競技が2日間にわたって行われる場合、個人選手は世界馬場馬術ランキング・リストのリバース・オーダーで抽選を行い、2グループに分けて最上位の選手等は2日目出場の抽選となる。競技が1日で行われる場合は2グループに分け、世界馬場馬術ランキング・リストで最上位の選手等は最後に抽選を行う。

3.3 出場チームの総数に相当する番号票を容器(C)に入れ、出場チームの国籍を記載したものを容器(D)に入れる。まずチーム名を引き、続いて番号票を引いて当該チームのスターティング・オーダーを決定する。この要領で最後のチームのスターティング・オーダー抽選まで行う。

3.4 抽選で決定した個人選手のスターティング・オーダーをスターティング・リストに書き入れる。続いてチーム選手を空欄に順次書き入れる。

3.5 C D I OとF E I選手権大会における個人競技の抽選は、以下の要領で行うものとする。

グランプリ・スペシャル: グランプリの成績のリバース・オーダーで5名ずつのグループ

自由演技グランプリ: グランプリ・スペシャルの成績のリバース・オーダーで5名ずつのグループ

#### 4. グランプリ・スペシャル

すべてのC D I 3\* / C D I 4\* / C D I 5\* 競技会において、グランプリ・スペシャルのスターティング・オーダー決定には5名ずつのグループで抽選を行う。第11位から第15位までの選手グループがまず抽選を行い、続いて第6位から第10位までの選手グループ、最後に第1位から第5位までの選手グループが抽選を行う。即ち上位5組の人馬が最後に出場することとなる。

#### 5. 自由演技課目

すべてのC D I 競技会において、自由演技課目のスターティング・オーダー決定には5名ずつのグループで抽選を行う。第11位から第15位までの選手グループでまず抽選を行い、続いて第6位から第10位までの選手グループ、最後に第1位から第5位までのグループが抽選を行う。即ち、上位5組の人馬が最後に出場することとなる。

自由演技インターメディアイトIについては、セントジョージ賞典とインターメディアイトIの両方から予選通過してくる場合、セントジョージ賞典で出場資格を得た人馬コンビネーションがインターメディアイトIからの人馬コンビネーションよりも先に、5名ずつのグループで抽選を行う。

#### 6. 貸与馬

貸与馬競技に関する付則を参照のこと。

#### 7. 地域大会

団体課目については、本規程の第425条3に則した通常の抽選を適用する。個人競技については、5名ずつのグループに分けて抽選を行う。第11位から第15位までの選手グループが最初の出場となる。

8. 事前の競技で予選通過しなければ出場できないすべての競技のスターティング・オーダーは、5名ずつのグループに分けて抽選で決定する。抽選は実施要項に明記しなければならない。一グループの中に成績が同率の人馬コンビネーションがいる場合は、同じグループで抽選を行い、これに従って人数調整を行う。

#### 第426条 選手の重量

制限/限定なし

## 第427条 服装

### 1. 民間人

CDI 3\* / CDI 4\* / CDI 5\* / CDI - W, CDIO, FEI選手権大会、地域大会、オリンピック大会のすべてにおいて、以下の服装着用が必須である：黒か濃紺、あるいは国際色相・彩度値の範囲内にある暗色の燕尾服の着用。この色相・彩度値で32%未満の値である色については、FEIに申請することで認められる場合がある。対比色と縁飾りは許可される。

トップハット##：黒あるいは燕尾服と同色  
乗馬スポン：白かオフホワイト  
ストッキングタイ：白、オフホワイト、あるいは燕尾服と同色  
手袋：白、オフホワイト、あるいは燕尾服と同色  
長靴：黒か燕尾服と同色  
拍車：3項を参照のこと

自由演技グランプリについてのみ、単色であれば何色の燕尾服でも許可される。ストライプ入りのものや多彩色の燕尾服は認められない。色相を変えた襟や控えめな縁飾り、クリスタル装飾など、風雅で余り目立たないアクセントは許容できる。

CDI \* / CDI \*\* では黒か濃紺のジャケット（色については上記を参照）と山高帽か獵騎帽を着用してもよい。この他の国際馬場馬術競技会においても、特別規程に別段の記載がなければ、この服装が望ましい（CDI Y, CDI J, CDI P, CDI - Ch）。

注記##：安全を考慮して、選手が認可された保護帽を着用したいとする場合は、許可される。

### 2. 軍人、警察官など

軍人、警察官などはすべての国際競技会において民間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。制服は軍隊直属の隊員と警察官ばかりでなく、他の国営施設／軍事施設や国立牧場／学校／協会のメンバー、従業員、あるいは学生にも適用する。

### 3. 拍車

拍車の着用はCDI PとCDI - Ch競技会を除いて必須であり、その材質は金属製でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかであり、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（"Impuls" spur インパルス拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。

### 4. イヤホンと/あるいは他の電子通信機器

FEI馬場馬術競技において、選手が競技中にイヤホンや他の電子通信機器を使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失格となる。しかしトレーニング中およびウォームアップ中のイヤホンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。

## 第428条 馬装

1. 以下が義務づけられている：馬体に密着し、ほぼ垂直に長いあおり革のある馬場鞍、カブソン式鼻革付き大勒頭絡、即ち小勒銜とグルメット付き大勒銜。カブソン式鼻革はきつく締めすぎて馬を傷つけてはならない。グルメット留め革、およびゴムか革製のグルメットカバーの使用は任意である（図と説明を参照のこと）。勒に詰め物（パッド）をすることは認められる。サドルカバーの使用は認められない。

### 2. 銜

小勒銜と大勒銜は金属製か硬質のプラスチック製でなければならないが、ゴム／ゴム製品でカバーしてもよい。大勒銜の銜枝の長さ（銜身から下の部分）は10 cmまでとする。可動式の銜身がついた大勒銜の場合は、銜身が一番高い位置にある時に銜身から下の銜枝の長さを10 cmまでとする。グルメットは金属製か革製、あるいはゴム製でもよい。小勒と/あるいは大勒の銜身の直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は12 mm以上、小勒銜の場合は10 mm以上とする。ヤングホース

競技に使用する水勒の場合は、直径14mm以上でなければならない。ポニーについては直径10mm以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。

### 3. 鞭

すべての国際競技会において、アリーナで演技中はいかなる種類の鞭も携帯することはできない。但し練習用馬場で、全長が120cm以内(ポニー競技では100cm以内)の鞭を1本使用することは認められる。鞭はアリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は減点となる。馬場馬術規程の第430条を参照のこと。

競技会場に到着した時点から騎乗、手綱を引いて常歩で歩かせること、引き馬、調馬索(調馬索用追い鞭は許可)を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭を1本(120cm以内/ポニーの場合は100cm以内)携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

### 4. 装具

マルタンガール、胸あて、ビットガード、(ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランシングレーン、ネイザル・ストリップなどの)装具、あらゆる種類のプロテクターや肢巻、更に耳覆いなどを含むあらゆる形態の遮眼帯もその使用は厳しく禁止されており、これに違反した場合は失権となる。しかしながら表彰式では、雑音防止用耳覆いの使用が求められる。

### 5. 装飾

リボンや花などの非常に派手な飾りを馬の尾などに施すことは厳しく禁止されている。しかし馬のたてがみや尾を通常のやり方で編み込むことは許可される。

### 6. 人工の尾/長く見せるために付ける尾

このような尾は、FEIから事前に許可を得ている場合に限り、使用が認められる。このような許可の申請書類は、写真と獣医師の証明書を添えてFEI馬場馬術部門へ提出するものとする。ホックや紐穴を除いて、人工の尾には金属部分があってはならない。

### 7. 保護用の蠅除け頭巾

馬を虫から保護する目的でのみ認められる。異例な状況下においてのみ、競技場審判団長/技術代表の判断で許可される。蠅除け頭巾は控えめなものとし、馬の目を覆うものであってはならず、また雑音防止用耳栓を隠すために使用することはできない。

### 8. 馬装の点検

スチュワード1名を任命して、各馬がアリーナを出た直後に馬装の点検を行わせなければならない。馬装が規定にそぐわない場合はC地点審判員に報告を行い、これが確認されれば、当該馬は即時失権となる。馬によっては口が過敏で触られるのを嫌がるため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない(FEIスチュワード・マニュアルを参照)。

スチュワードは、頭絡を点検する際には使い捨ての手術用/保護用手袋を着用しなければならない(各馬につき1組の手袋)。

### 9. ウォーミングアップとトレーニング用馬場

前記1項~4項はウォーミングアップ用アリーナや他のトレーニング用馬場でも適用される。但し、これらの馬場ではカブソン鼻革や通常のドロップ鼻革、メキシコ鼻革、フラッシュ鼻革付きの水勒、プロテクター、肢巻の使用が認められる。

調馬索運動では、両側に1本ずつのサイドレーンやダブル・スライディング式サイドレーン(トライアングル)が許可される。調馬索用レーンは1本のみ許可。

### 10. 個体識別番号

各馬は、到着時に主催者から提供される個体識別番号を、競技会期間中を通して使用する。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、(到着時から競技会終了まで)実際に競技を行っている間、また練習および調教用馬場で運動を行っているいかなる時も、あるいは引き馬で歩かせている時もこの番号を付けていることが義務付けられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。

## 許可されている銜の図と説明

### 各種大勒頭絡の銜

#### 小勒銜：

1. ルースリング小勒銜
2. a, b, c ジョイントのある銜身の小勒銜で、中央の部分は丸みをもたせたもの。  
エッグバットの使用も可。
2. d 中央部分が回転する小勒銜
2. e 中央部分が回転する可動式小勒銜
3. エッグバット小勒銜
4. 銜枝付き小勒銜

#### 大勒銜：

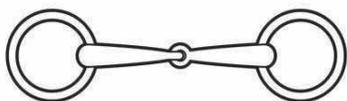
5. 半月形大勒銜
- 6 + 7. 真直ぐな銜枝と舌ゆるめ付き大勒銜
8. 舌ゆるめと遊動式銜身ついた大勒銜（ウェイマウス）  
回転式レバーアームの大勒銜も許可される。
9. No. 6、7、8の変形
10. S字形銜枝のついた大勒銜
11. グルメット（金属製か革製、あるいは両者の組み合わせ）
12. グルメット留め革
13. 革製グルメットカバー
14. ゴム製グルメットカバー

### 各種水勒銜

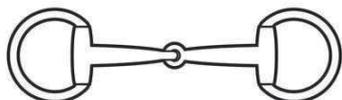
1. ルースリング水勒銜
2. a, b, c, d, e  
ジョイントのある銜身の水勒銜で、中央部分に丸みをもたせたもの
3. エッグバット水勒銜
4. D形のレース用水勒銜
5. 銜枝付きエッグバット水勒銜
6. 銜枝付きルースリング水勒銜（fulmer）
7. 銜身より上に銜枝のついた水勒銜
8. ハンギング・チーク水勒銜
9. 銜身に折れない水勒銜。ミューレン・マウスおよびエッグバット・リング付きのものも許可される。
10. 銜身が回転する水勒銜
11. 中央部分が回転する水勒銜
12. 中央部分が回転する可動式小勒銜

**Various double bridle bits** 各種大勒頭絡の銜

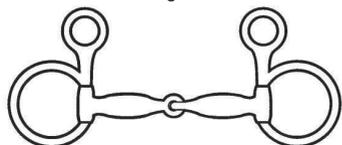
**Bridoons:** 小勒銜:



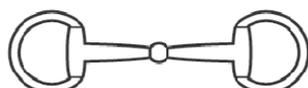
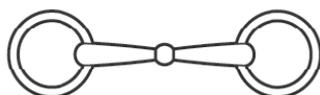
1



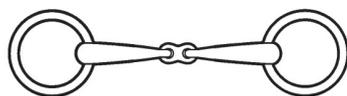
3



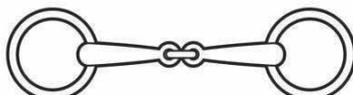
4



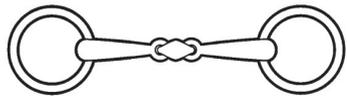
2e



2a



2b



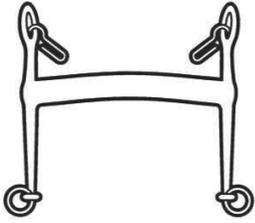
2c



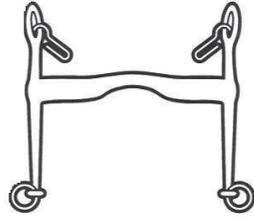
2d



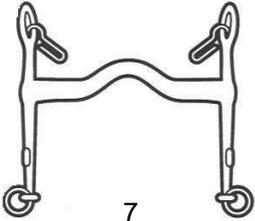
大勒銜：



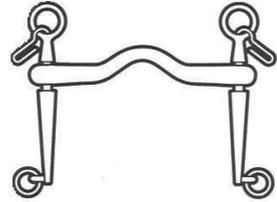
5



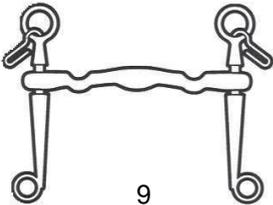
6



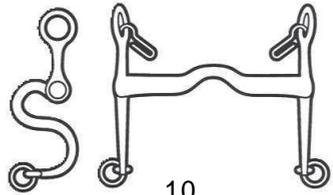
7



8



9



10



11



12

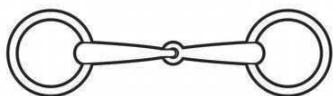


13

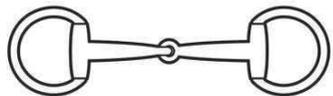


14

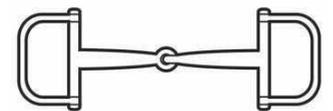
**Various snaffle bridle bits** 各種水勒銜



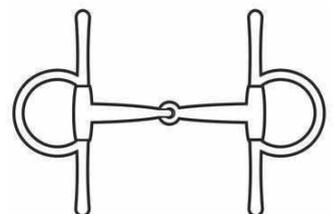
1



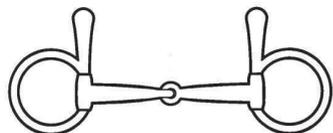
3



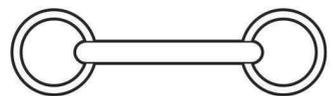
4



5



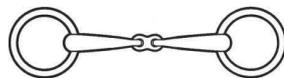
7



9



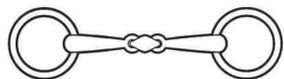
11



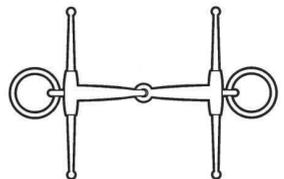
2a



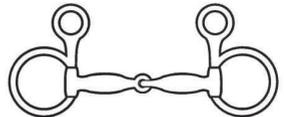
2b



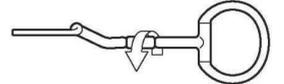
2c

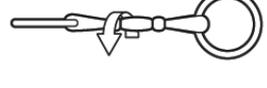
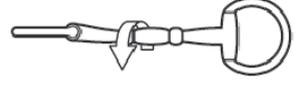
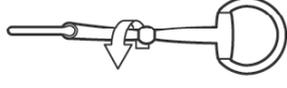
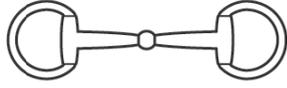
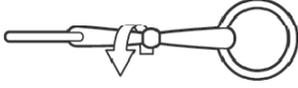
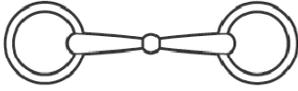


6



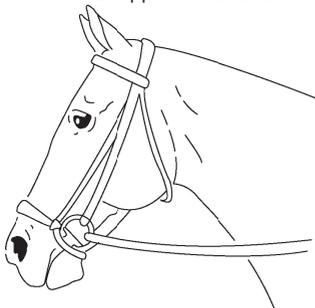
8





**Permitted nosebands** 許可されている鼻革

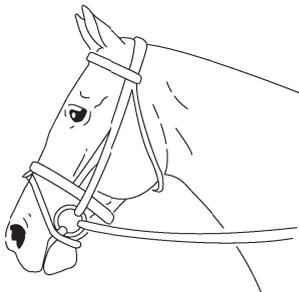
1. Dropped noseband ドロップ鼻革



2. Cavesson noseband  
カブソン鼻革

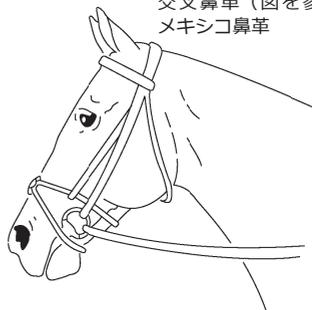


3. Flash noseband フラッシュ鼻革

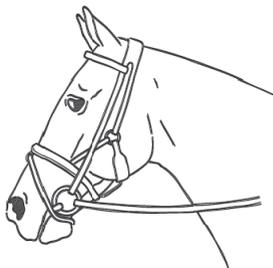


4. Crossed noseband (pictured) /  
Mexican noseband

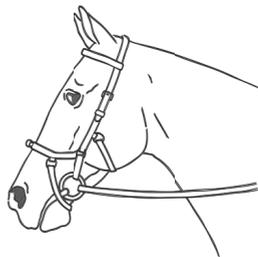
交叉鼻革 (図を参照) /  
メキシコ鼻革



5. Combined noseband – no throat  
lash コンビ鼻革 – 顎紐なし



6. Micklem bridle



1, 3, 4 and 6 are not permitted when a double bridle is used.

5, when used as a double bridle, the lower strap of the nose band is not allowed.

1、3、4、6は大勒頭絡との併用が認められない。

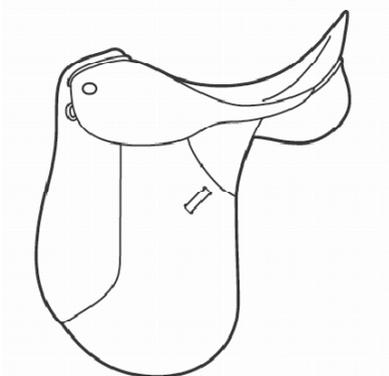
5を大勒頭絡として用いる場合は、鼻革の下のストラップは使用できない。

Example of Double bridle with cavesson noseband bridoon bit and curb chain

カブソン式鼻革、小勒銜、  
グルメット付き大勒銜を備えた二重頭絡の例

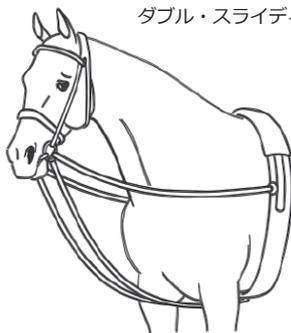


Example of permitted Dressage saddle 許可される馬場馬術用鞍の例



Double sliding side reins (triangle/dreieck zügel)

ダブル・スライディング式サイドレーン (トライアングル)



## 第429条 アリーナと練習用馬場（図については付則「アリーナ」を参照）

### 1.1 承認

オリンピック大会、地域大会、およびF E I選手権大会では、技術代表が競技用アリーナの点検を行い、これを承認しなければならない。この過程では、指名を受けた外国人選手の意見が求められる。

1.2 その他すべての国際競技会では、外国人審判員が競技場審判団長が競技用アリーナの点検を行い、これを承認しなければならない。この過程では、指名を受けた外国人選手の意見が求められる。

国際競技会では、外国人選手を組織委員会の指名選手とする。

### 2. アリーナの規格

アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。対角線あるいは長蹄跡での高低差は、いかなる場合も60cm以内、短蹄跡ではいかなる場合も0.20m以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナ・フェンスの内側を測定した値とし、このフェンスは観客から少なくとも10m以上の距離を置いて設置する必要がある。これに関する例外がF E Iにより認められる場合がある。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れていなければならない。アリーナ・フェンスそのものは高さ約30cmの低い白色のフェンス（レールは硬質であってはならない）で構築するものとする。A地点のアリーナ・フェンス部分は選手を入退場させられるよう、簡単に取り外しできるものとする。入口の広さは2メートル以上なければならない。フェンスのレール部分は馬の蹄が踏み込んで抜けないよう配慮したものであること。

### 3. 馬場馬術用アリーナ・フェンスの広告

すべてのF E I選手権大会とF E Iワールドカップ™馬場馬術競技会（C D I - W）については、馬場馬術用アリーナ・フェンスでの広報権は唯一F E Iに帰属する。これらの競技会については、組織委員会がF E Iより事前に許可を得て、広告スペースを獲得することができる。但し広告が一切認められない馬場馬術競技用の標記とそのホルダーを除く。

他のすべての国際競技会については、この規程集とは別にF E Iから出された勧告に記載されているように、アリーナ・フェンスには広告を入れず、その代わり広告用のボードを使用することを主催者に強く推奨する。

申請を行い、F E Iより許可があれば、黒での記載に限って認められる場合がある。但し、A地点はこの対象とはならず、また標記の両側は各々1.5m以上広告のないスペースとしなければならない。短蹄跡側のM地点、C地点、H地点は完全に広告のないスペースとしなければならない。B地点とE地点の両側は各々3m以上のスペースをあけること。従って、フェンスには最長44mまで広告を掲げることが認められることとなる。広告の設置方法は常識の範囲で行い、長蹄跡に沿った広告掲示は正確に対称な設置とする。

スポンサーの商標／ロゴを掲げる場合は高さを20cm以内としなければならない。広告は馬場馬術用アリーナ・フェンスの上端に合わせる。広告はアリーナ・フェンスの内側のみ設置することができ、外側は不可。F E Iとテレビ放映局との合意に基づく条件が発効することとなるが、これを尊重しなければならない。

フェンスに掲示する広告についてはいかなるものも、競技開始までに外国人審判員が外国人技術代表の承認も受ける必要がある。

このような広告の位置決めに従い、また競技開始までにF E I／外国人審判員／技術代表の許可を受けて、F E I公認競技会名と／あるいはロゴを馬場馬術用アリーナ・フェンスに掲げることはいつでも許容される。

例えば：C D I Oアーヘン／C D I 5\*カンヌ／C D I - Wロンドン

本規則に違反した主催者については、F E Iが本規程と一般規程に基づいて罰金を科し／あるいはその競技会からC D Iのタイトルが外される場合がある。

#### 4. 標記

アリーナ・フェンスの外側に設置する標記は、フェンスから50cmほど離して明確に表示することとする。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。標記は観客にも見えるものとする。

#### 5. 審判員の配置

3名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならず、屋外競技ではアリーナから3m以上、5m以内の離れた位置とするが、屋内競技の場合は2m以上離すことが望ましい。C地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の2名（M地点とH地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ2.50mの位置に配置する。サイドの審判員2名（B地点とE地点）は各々のB地点、E地点でアリーナから3m以上、5m以内の離れた位置に配置するが、屋内競技では2m以上離すことが望ましい。審判員が3名の場合は、1名が長蹄跡側に座るべきである。馬場馬術規程の第437条を参照。

#### 6. 審判員用ブース

各審判員には個別のボックスか台座を用意しなければならない。高さは地上より50cm（自由演技課目ではもう少し高い方がよい）以上とし、アリーナがよく見えるようにする。ブース/ボックスは4名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。審判員ボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にあるべきである。

#### 7. 小休止

6～10名の選手が演技を終える毎に10分間程度の休憩を入れて、馬場の表面を整備しなければならない。

馬場馬術競技の間に入れる小休止、あるいは休憩はいかなる場合も2時間（昼食など）を超えてはならず、また他の競技をその間で行ってはならない。

しかしながら、一競技への出場選手数が約40名を超える場合、組織委員会はこの競技を2日間に分けて実施しなければならない。

#### 8. アリーナへの入場

アリーナへ入場する前に外周を騎乗することが実質的に困難な競技については、ベルの合図前に、選手はアリーナへ入ることが認められる。ベルの合図後、選手はアリーナから外へ出ずに演技を開始する。

アリーナの外周を騎乗できる（スペースのある）競技については、選手はベルの合図前にこのアリーナ周辺スペースへ入ることが認められるが、アリーナへはベルの合図があってから入ることができる。

C地点審判員はベルと時計/時間に責任を有する。

#### 9. アリーナでのトレーニング

選手/馬は競技で演技を行う場合か、あるいは組織委員会の裁量によりメイン・アリーナがトレーニング用に開放される場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる（下記参照）。いかなる例外も技術代表か競技場審判団長の承認が必要である。

#### 10. 練習用馬場

望ましくは競技会の第1競技開催の2日以上前から、選手が自由に使用できる広さ60m×20mの練習用馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。この馬場はできれば競技用アリーナと同じ馬場質とするべきである。

60m×20mの練習用馬場を提供できない場合は、選手に競技用アリーナでの練習を許可しなければならない。競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を定めて予定に組み、実施要項へ明記しなければならない。競技場審判団長、外国人審判員、あるいはチーフ・スチュワードの要請に応じ、組織委員会はスチュワードを配置してトレーニング区域の監視に当たらせなければならない。

「出場前 10 分間待機馬場」は、競技用アリーナへ入場する前の最終練習用馬場である。「出場前 10 分間待機馬場」の設置はオリンピック大会と F E I 選手権大会では義務づけられ、その他すべての C D I / C D I O では推奨される。

10.1 十分に設備の整った馬場は、メイン・アリーナと同じ馬場質でなければならない。

10.2 選手は、前の選手がメイン・アリーナへ入場するためにこの待機馬場から出た後にごへ入ることができる。「出場前 10 分間待機馬場」へ入ることができるのは 1 選手のみである。

10.3 この「出場前 10 分間待機馬場」の使用は、選手に義務付けられるものではない。

10.4 スチュワードは常時臨場して、監視しなければならない。

10.5 馬装調整を行うことは認められ、通常範囲内の馬の手入れが許可される。

### 11. 中断

競技が妨げられるような技術面での不備があった場合は、C 地点審判員がベルを鳴らすものとする。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状況では、C 地点審判員がベルを鳴らして、演技を中断させることができる。技術代表／組織委員会も、競技を止めるよう C 地点審判員に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で演技を完結させることとする。

自由演技課目の最中に選手の曲が途切れてしまい、バックアップ体制がない場合、選手は C 地点審判員の許可を得てアリーナを出ることができる。他の選手の出場時刻にはできるだけ影響を与えないように配慮し、当該選手は予定されていた競技の休憩時間か競技終了後に戻って演技を終了させるか、あるいは演技をやり直す。C 地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。始めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。

選手が通常課目をやり直さなければならない場合は、課目の最初から始めるか、あるいは中断した箇所から始めるか、選手が選択できる。中断前に与えられた点数はそのまま残る。

## 第 430 条 競技課目の実施

F E I 公式課目はすべて記憶して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。

### 1. ベルによる合図

ベルによる合図の後、選手は 4.5 秒以内に A 地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに 4.5 秒が与えられる。

自由演技課目の最中に技術的な不備があったり、音楽の鳴り出しが遅かった場合には、C 地点審判員が計時を止め、問題の解消後に計時を再開させることができる。C 地点審判員はベルと時計／時間を担当する。可能な限り、4.5 秒を示す時計を使用すべきであり、常に選手にはっきりと見えるように配置しなければならない。

馬が排便あるいは排尿を始めた場合は、馬が演技を再開できるようになるまで時計を止め、準備ができた段階で時計を再スタートさせる。

### 2. 敬礼

選手は敬礼の際、片手で手綱を持たなければならない。

### 3. 経路違反

選手が「経路違反」(回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど)をした場合、C 地点審判員はベルを鳴らして同選手に警告する。C 地点審判員は必要であればどこから演技をやり直すか、次に行う運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」をしても、ベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。

例えばK地点で中間速歩から収縮常歩へ移行すべきところをV地点で行った場合、あるいはA地点より中央線を駈歩で進んでL地点でビルーエットを行うところをD地点で行った場合などに、ベルを鳴らすか否かはC地点審判員が判断する。しかし経路違反でベルが鳴らされず、それと同じ運動項目が当該課目の中で繰り返し求められていて、当該選手がまた同じ誤りを犯した場合には、1回の誤りについてのみ減点される。

経路違反か否かの判断については、C地点審判員に唯一、決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアが調整される。

#### 4. 運動項目実施の誤り

選手が「運動項目実施の誤り」（速歩ではなく軽速歩をとったり、あるいは敬礼時に片手で手綱を持たないなど）を犯した場合は、「経路違反」と同様に減点されなければならない。C地点審判員が経路違反と判断（ベルを鳴らす）しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動を採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

#### 5. 気付かれなかった誤り

競技場審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。

#### 6. 減点

##### 6.1 経路違反

上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず、「経路違反」はすべて減点されなければならない。

- 1回目 - 2点
- 2回目 - 4点
- 3回目 失権

ヤングホース課目での最初の経路違反は、得点合計から0.5%が減点され、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。

##### 6.2 その他の違反

以下の場合はずべて違反とみなされ、それぞれの違反につき2点が減点されるが、違反回数は累計されず、失権になることはない（自由演技課目を含む）：

- アリーナ周囲のスペースに鞭をもって入場すること
- 馬場馬術用アリーナに鞭をもって入場すること
- ベルの合図前にアリーナへ入場すること
- ベルが鳴ってから4.5秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、9.0秒以内には入場した場合
- ベルの合図前にアリーナへ入場すること
- 自由演技で、音楽が始まってから2.0秒経過して入場した場合
- 自由演技課目が、審査用紙に規定された時間よりも短かったり長かった場合は、芸術点合計から0.5%が減点される。

#### 7. 失権

**7.1 跛行：**著しい跛行が見られる場合、C地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴することはできない。

**7.2 反抗：**いかなる反抗も、2.0秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。

しかしながら選手や馬、審判員、観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から20秒よりも早い時点で失権となる。これは馬場馬術用アリーナへの入場前、あるいは退場する際の反抗についても適用する。

**7.3 落馬：**人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、同選手は失権となる。

**7.4 馬場馬術課目の演技中にアリーナから出た場合：**課目の開始から終わりまでの馬場馬術競技中に、馬の四肢すべてがアリーナから出てしまった場合は失権となる。

**7.5 外部からの援助：**音声や合図など外部からのいかなる援助も、選手あるいは馬への不正もしくは許可されない援助と見なされる。積極的な援助を受けた選手あるいは馬は、失権としなければならない。

**7.6 失権となるその他の理由は以下の通り：**

- 人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合
- 演技が馬のウェルフェアに反する場合
- 人馬コンビネーションがベルの合図から90秒以内に競技用アリーナへ入場しない場合。但し、落鉄などの正当な理由がC地点審判員へ通知された場合を除く。
- 3つの運動項目を終えても、なお鞭を携帯している場合

## 8. 減点

減点は各々の審判員の審査用紙にて、当該選手の合計点から差し引かれる。

## 9. 所定地点での運動項目の実施

アリーナの所定地点で実施されるべき運動項目については、選手の体がその地点の上に来た時に行うものとする。但し、馬が斜線あるいは直角に標記地点へ近づいて行う移行の場合を除く。この場合は、移行に際して馬体が真直ぐであるよう、馬の鼻先が標記地点の跡跡上に達した時点で移行を行わなければならない。これにはフライング・チェンジの実施も含まれる。

## 10. 課目の開始／終了

課目はA地点からの入場に始まり、演技終了の敬礼を終えて馬が前進し始めた時点で終わる。課目の開始前、あるいは終了後のいかなる偶発的出来事も、点数に影響を及ぼさない。選手は競技課目に記載された方法でアリーナから退場しなければならない。

### 11. 自由演技課目に関する詳細

選手は音楽が始まってから20秒以内にアリーナへ入場しなければならない。

自由演技課目の始めと終わりでは、停止して敬礼することが義務づけられている。演技時間は選手が停止の後に前進を始めた時点で開始となり、最後の敬礼で終了となる。

詳細については「自由演技課目における難度の判断に関するガイドライン」を参照のこと。

## 第431条 時間

競技課目の所要時間。自由演技課目の実施時間だけは計測を行う（馬場馬術規程の第421条）。その他の審査用紙に記載されている時間は参考に過ぎない。

#### 第432条 採点

1. すべての運動項目と、一つの運動から別の運動への所定の移行が審判員によって採点され、審査用紙に記録される。

2. 各審判員は最低0点から最高10点までの点数で採点する。

3. 点数の尺度は次の通りである：

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| 10 優秀             | 4 不十分   |
| 9 極めて良好           | 3 やや不良  |
| 8 良好              | 2 不良    |
| 7 おおむね良好          | 1 極めて不良 |
| 6 基本的な要求を満たしている演技 | 0 不実施   |
| 5 やや不十分           |         |

審判員の判断により、0.5～9.5の間で、0.5点も運動項目と総合観察点で使用できる。

「不実施」と、は要求された運動項目を実質的に何も行わなかったということである。

自由演技課目では、芸術点に0.5をつけることができる。

4. 選手が演技を終了した後に、次の観点から総合観察点が与えられる：

- 1) ベース
- 2) インパルジョン
- 3) 従順性
- 4) 選手の姿勢、騎座；正確かつ有効な扶助

各総合観察点は0点から10点で採点される。

5. 総合観察点と特定の難度の高い運動項目には、F E Iが定める係数を設けることができる。

#### 第433条 審査用紙

1. 審査用紙には2つの欄があり、最初の欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2つ目の欄は訂正点を記入する欄である。いかなる訂正点も修正した審判員によるイニシャルでの署名が必要である。審判員のスコアはインクで記録しなければならない。

2. また審判員の観察所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。少なくとも5点以下を与えた場合は、所見を与えることが強く推奨される。

3. F E Iワールドカップ™馬場馬術ファイナル、F E Iシニア大陸選手権大会、F E I世界選手権大会、オリンピック大会で入賞した人馬の審査用紙原本は、各審判員が各選手に与えた合計得点率を明記したリストを含む各競技成績と共に、組織委員会がF E Iへ送付しなければならない。審査用紙のコピーは選手が入手できるようにするべきである。

4. C D IとC D I O競技会での審査用紙原本については、競技終了後に選手が入手できるようにするべきである。コピーをF E Iへ提出する必要はない。

5. J S Pによる修正を記述して署名を受けた書式を、通常の審査用紙に添付し、選手が入手できるようにする。

6. F E I馬場馬術課目審査用紙はすべてF E Iウェブサイトからダウンロードできる。

#### 第434条 順位

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後審査用紙が記録係へ渡される。得点は係数が設けられているところでは掛け算を行い、合計する。その後で、競技課目の実施で誤りがあった場合はその減点を各審査用紙にて差し引く。

2. 順位を決定する合計点は、JSPによる修正を反映させた各審査用紙での合計得点/得点率を加算して求める。

3. 個人順位(CDI)は次の要領で決定する：

3.1 すべての競技において優勝者は合計得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手というように決定する。

同点：上位第3位までで得点率が同じとなった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点が同点の場合は同順位とする。

自由演技課目の上位第3位までの順位について、同じ得点率となった場合は、芸術点の高い選手が上位となる。

これ以外の順位で同じ得点率となった場合は同順位となる。

CDIO、FEI選手権大会、オリンピック大会での個人順位については、馬場馬術規程の第451条と第459条を参照のこと。

4. 団体順位(CDIO)は次の要領で決定する：

すべての団体競技において優勝チームはチーム内上位3選手の合計得点が最も高いチーム、第2位は次点のチームというように決定する。

同点：得点率が同じとなった場合は、チーム内上位3選手のうちの最下位の選手の成績が最も高いチームを優勝とする。この規定はFEI選手権大会の第1位と第2位(金と銀)で同率の場合と、オリンピック大会団体戦への出場資格に関わる上位第3位までのチームの同点について適用する。第3位(銅)で同率となり、これがオリンピック大会への出場資格に関わるものでない場合は同順位とする。

5. 苦情/抗議

公式ミスに関する抗議/苦情については、正式認可を受けたビデオ(公式ビデオ録画の契約がある場合)のみ証拠として使うことができる。

#### 第435条 成績の公表

1. 各演技終了後、総合成績と共に各審判員が与えた得点率が個別に仮発表される。例として、(1)各審判員の得点率がE = 69.990%、H = 70.333%、C = 70.205%、M = 71.120%、B = 69.660%であった場合は、(2)合計得点率：70.261%

2. 競技の最終順位と総合得点率(2)が発表された後に、各審判員が与えた得点率(1)が各審判員の氏名を付して公表され、プレスにも通知され、最終的にFEIブリテンへ掲載される(馬場馬術規程の第433条と比較のこと)。

3. 成績はすべて小数点以下第3位までパーセント表示で発表しなければならない。

4. F E I シニア大陸選手権大会、地域大会、F E I 世界選手権大会、F E I ワールドカップ™馬場馬術ファイナル、オリンピック大会では、選手の各演技項目について各審判員が出したスコアを表計算シートにまとめ（各選手につき1書式）、審判員や選手、チーム監督、メディアが利用できるようにしなければならない。

5. 選手が競技前に出場を取り止める、あるいは課目の演技前または演技中に棄権する、失権となる、または「ノーショウ（現れず）」であった場合は、成績表の選手名の後に「出場辞退（WD）」、「棄権（EX）」、「失権（EL）」、「ノーショウ（NS）」の用語かその短縮文字を表記しなければならない。

#### 6. スコアボード

電子掲示板を使用し、また演技と同時進行での採点表示を行う場合は、西ヨーロッパ・リーグ C D I - Wについてはランニング平均得点率の表示が義務づけられ、その他の C D I 競技会ではこれが推奨される。オープン・スコアリング/ランニング・スコア（演技が行われている最中に、運動項目ごとに各審判員の点数をスコアボードへ表示すること）は、アリーナで演技中の選手や審判員に見えないことを条件に使用が認められる。

### 第436条 表彰

#### 1. 参加

入賞した選手/馬は表彰式に参加しなければならない。これを怠った選手は入賞（リボン、厩舎プレート、賞品、賞金）が取り消される。例外的に特定競技については、競技場審判団長/外国人技術代表と/あるいはC地点審判員が認めた場合に限り、本規定を適用しない場合がある。服装や馬装は競技中と同様とするが、黒か白の肢巻の着用は認められる。安全上の理由から、選手は表彰式に際して旗やその他の物を携えることはできない。勝者だけは馬に馬着やブランケットを着せて表彰式に臨むことが認められる。

リボンは表彰式の前に馬の頭絡につけておくべきである。

競技場審判団長あるいは当該競技におけるC地点審判員は表彰式に参与し、必要に応じて上記手順への例外を承認しなければならない。

表彰式についての奨励事項（F E I ウェブサイト）も参照のこと。馬を興奮させたり驚かせる程に音楽の音を大きくすることは認められず、表彰式やホース・インスペクションなど馬が集まるような時はいつも、選手と/あるいはグルームおよびこれに関わる者は誰もが責任をもって行動しなければならない。

注意を怠ったり、あるいは無責任な行動に対してはイエロー警告カードが出されることもある。甚だしい不注意や無責任な行動により事故が発生した場合は、F E I へ報告して更なる措置を講じる。一般規程を参照のこと。

### 第3章 競技場審判団、JSP、上訴委員会、獣医師代表団、 獣医師代表、スチュワード、および馬に対する虐待行為

#### 第437条 競技場審判団

1. すべての国際馬場馬術競技において、競技場審判団は7名、あるいは5名の審判員で構成しなければならない。しかしCDI 1\*とCDI 2\*では、3名のみの競技場審判団構成でもよい。競技場審判団メンバーは、FEIリストから選考された国際審判員であること。審判員は4つのカテゴリーに分けられる：2\*（新規）、3\*（以前の国際審判員補）、4\*（以前の国際審判員）、5\*（以前の公認国際審判員）。

2. オリンピック大会とFEIシニア馬場馬術選手権大会のグランプリ・レベル、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルでは、FEIがメンバー7名と予備審判員1名で構成する競技場審判団を任命する。

オリンピック大会、すべてのFEI選手権大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルと地域大会では、審判員全員が互いに国籍を異にする者でなければならない。

3. 競技場審判団のメンバーは全員が英語を話せなければならず、またできればフランス語を理解できることが望ましい。

4. 各審判員には、その審判員と同じ公用語（英語は必須で、できればフランス語を理解できること）を話せて記述できるセクレタリーを1名ずつつけて補佐しなければならない。

5. C地点審判員は、希望すればセクレタリーの他にもう1名の特別アシスタントを依頼することができる。このアシスタントの任務としては、課目の進み具合を追い、C地点審判員に「経路違反」と／あるいは「運動項目の誤り」を伝えることである。

#### 6. 予備審判員

FEI選手権大会および大会(Games)において、7名か5名の競技場審判団メンバーが任命されている場合には、すべてのレベルにおいて審判員のうち1名が出席できない事態に備えて予備審判員を1名任命しなければならない。オリンピック大会、世界選手権大会(WEG)、大陸選手権大会のグランプリ・レベル、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルでは、予備審判員を競技会場に臨場させるべきであり、またこれよりも低いレベルの選手権大会および大会でも、できる限り配置する。

#### 7. FEI任命の外国人審判員

外国人審判員はFEIにより任命を受け、FEIを代表して任務に当たる。

競技場審判団長、あるいはその他の競技場審判団メンバー1名がその国際競技会の開催国とは異なる国籍を有している場合は、外国人審判員としての職務を果たすことができる。外国人審判員の役割は、競技がFEI規程に則り、FEI承認の実施要項に従って確実に開催されるよう、FEIを代表して尽力することにある。

FEI地域選手権大会と地域大会、CDIO、すべてのCDI 2\* / 3\* / 4\* / 5\*では、競技場審判団長または競技場審判団メンバー1名が外国人審判員として職責を果たし、外国人審判員報告書を作成することが義務づけられる。外国人審判員は実施要項の中に明記されなければならない、またでき得る限り5\*審判員とする。

#### 8. 審判員の任命

8.1 グランプリ・レベルのFEI選手権大会とオリンピック大会における競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、馬場馬術テクニカル委員会の協力を得て、FEIがFEI 5\*審判員リストより任命する。

## **8.2 F E I ヤングライダーおよびジュニア選手権大会**

**F E I ヤングライダーおよびジュニア大陸選手権大会**における競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、馬場馬術テクニカル委員会の協力を得て、F E I が F E I 5 \* 審判員および4 \* 審判員リストより任命する。ヤングライダー選手権大会とジュニア選手権大会が合同で開催される場合は、審判長2名を含め10名で構成する競技場審判団を、F E I が F E I 5 \* 審判員と4 \* 審判員リストより任命する。

**F E I ポニーライダーおよびチルドレン大陸選手権大会**における競技場審判団長とその他4名の競技場審判団メンバーは、馬場馬術テクニカル委員会の協力を得て、F E I が F E I 5 \* 審判員および4 \* 審判員リストより任命する。

**8.3 F E I ワールドカップ™ 馬場馬術ファイナル**における競技場審判団長とその他の6名の競技場審判団メンバーは、馬場馬術テクニカル委員会の協力を得て、F E I が F E I 5 \* 審判員および4 \* 審判員リストより任命する。

**8.4 F E I ワールドカップ™ 馬場馬術予選競技**での審判員は、F E I 5 \* 審判員および4 \* 審判員リストに掲載されている者でなければならない。F E I から事前の承認を受けている場合に限り、例外的に3 \* 審判員を1名任命することができる。外国人審判員はF E I が選考する。F E I ワールドカップ™ 馬場馬術競技会規程を参照のこと。

**8.5 国際オリンピック委員会が後援する地域大会**における競技場審判団長とその他の4名の競技場審判団メンバーは、馬場馬術テクニカル委員会の協力を得て、F E I が F E I 5 \* 審判員および4 \* 審判員リストより任命する。

**8.6 ヨーロッパ大陸以外で開催される F E I 地域選手権大会と F E I 大陸選手権大会**については、F E I が F E I 5 \* 審判員と4 \* 審判員リストより競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーを任命する。

**8.7 C D I O**における競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、F E I の合意を得て、主催国 N F と組織委員会が F E I 5 \* 審判員と4 \* 審判員リストより任命する。

C D I O では、5名の審判員のうち少なくとも3名が互いに国籍を異にする外国籍の者でなければならない。

**8.8 C D I 5 \***における競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、F E I の合意を得て、主催国 N F と組織委員会が F E I 5 \* 審判員と4 \* 審判員リストより任命する。5 \* 審判員を3名以上、互いに国籍を異にする外国人審判員を3名以上任命するものとする。

**8.9 C D I 4 \***における競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、F E I の合意を得て、主催国 N F と組織委員会が F E I 5 \* 審判員と4 \* 審判員リストより任命する。5 \* 審判員を2名以上、互いに国籍を異にする外国人審判員を3名以上任命するものとする。

**8.10 C D I 3 \***の競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、F E I の合意を得て、主催国 N F が組織委員会が F E I 5 \* 審判員、4 \* 審判員、3 \* 審判員リストより任命する。できる限りビッグツアーで3 \* 審判員を1名招待するべきである。だが5名構成の競技場審判団における3 \* 審判員任命は、2名までとする。少なくとも3名の審判員は、互いに国籍を異にする外国人審判員とする。

## **スモールツアー競技**

西ヨーロッパ域外でのC D I およびC D I - Wにて競技が予定されている場合、セントジョージ賞典とインターメディアエイト I レベルの競技については例外的に、3名構成の競技場審判団で審査する場合がある。西ヨーロッパについては、病気などの特別な事例についてのみ、これが認められることがある。但し、事前にF E I の許可を受けている場合に限る。審判員3名の場合は次のような配置とする：2名は短蹄跡側（C地点と、H地点がM地点）に、残り1名は反対側の長蹄跡側（B地点がE地点）。

少なくとも1名は外国人審判員でなければならない。2\* 審判員を1名、競技場審判団に採用することができる。

#### **8.11 CDI2\***

審判員3名以上とする。競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、主催国NFか組織委員会が、FEI審判員リストより任命する。5名構成の競技場審判団については、グランプリ・レベルの国内審判員も1名、採用することができる。5名構成の競技場審判団では、そのうち少なくとも2名が互いに国籍を異にする外国人でなければならない。3名構成の競技場審判団の場合は、1名が外国人でなければならない。

#### **8.12 CDI1\***

審判員3名以上とする。競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、主催国NFか組織委員会が、FEI審判員リストより任命する。3名構成の競技場審判団については、グランプリ・レベルの国内審判員も1名採用することができる。5名構成の競技場審判団の場合は2名採用することができる。5名構成の競技場審判団では、そのうち少なくとも2名が互いに国籍を異にする外国人でなければならない。3名構成の競技場審判団の場合は、1名が外国人でなければならない。

#### **8.13 CDIY/J/P/Ch**

3名以上の審判員が必要である。競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、主催国NFか組織委員会がFEI審判員リストより任命する。(5名構成の競技場審判団の場合は)主催国NFから国内審判員を1名あるいは2\* 審判員を1名任命することもできる。3名構成の競技場審判団の場合は、そのうち少なくとも1名を外国籍の審判員とし、5名構成の競技場審判団の場合は、2名以上を互いに国籍の違う外国人審判員としなければならない。

**8.14 CDI-YH**では、審判員3名以上で構成する競技場審判団の任命が必要であり、ヤングホース対象の馬場馬術競技会審判員として認定されたFEI審判員リストより選考される。「5歳馬と6歳馬を対象とする国際馬場馬術競技への指針」も参照のこと。

9. 5名構成の競技場審判団に任命できる3\* 審判員は2名までとする。FEIの特別許可により競技場審判団が3名で構成される場合は、1名に限り3\* 審判員とすることが認められる。インターメディエイトIまでのレベルでは、3\* 審判員の代わりに2\* 審判員を任命することができる。

#### **10. 一日に審査を行うことができる人馬数の上限**

いかなる競技会においても、審判員1名に対して1日に約40名を超える選手の審査を依頼してはならない。

11. 競技場審判団長と／あるいはFEI任命の外国人審判員は、ホース・インスペクションに間に合うよう、現地へ到着していなければならない。これができない場合には、FEIと主催者の同意を得て、競技場審判団の他のメンバーを代役として立てることができる。

12. 審判員として必要な資格については、付則の「審判員とFEI馬場馬術審判員教育システム」を参照のこと。

#### **第438条 Judges Supervisory Panel (JSP)**

オリンピック大会、世界選手権大会(WE G)、大陸選手権大会のグランプリ・レベル、ワールドカップ・ファイナルでは、Judges Supervisory Panel (JSP)の臨場が必須である。またすべてのCDIにおいてJSPの配置が可能である。

このJSPの配置目的は、公正な審判を確保することにある。

JSPは審判員2名とトレーナー／ライダー1名の併せて3名で構成するものとする。いずれのJSPメンバーも独立した個人であり、経験があり(審判員:5\*)、尊敬される人物であって如才なく、審判員資格を遵守し、誠実かつ意思疎通に長けた人物でなければならない。現役の審判員、トレーナー、選手(ライダー)がJSPメンバーとして任務にあたる場合は、その在任期間中、各々審判業務やトレーニング、(選手としての)騎乗を停止しなければならない。同一パネルに同じNFから出せるJSPメンバーは1名のみとする。

J S Pは明らかな技術的ミスおよび計算の誤りを修正することができる。J S Pは、審判員が出し得る審査点の範囲を超えた点数を出すことはできない。修正は点数を下げることも上げることも可能である。J S Pは修正を行った競技の終了後直ちに、変更した点数を審判員へ通知しなければならない。修正を記述した書式に署名し、これを通常の審査用紙に添付して、選手が入手できるようにする。

競技会において、J S Pはアリーナ全体を十分に見渡せる場所におり、審判員の出す点数が刻々と表示されるコンピューター・スクリーン、およびすべての騎乗を巻き戻して再度、確認できるビデオ映像の提供を受けるべきである。

J S Pメンバーの任期は最低2年で、2年任期を2回までとし、ローテーション・システムを適用する。年齢制限はない。

#### **第439条 上訴委員会**

一般規程にて「上訴委員会」の記載がある。

F E Iワールドカップ™ 馬場馬術予選を含め、C D I 5 \* 競技会までは上訴委員会の設置を必要としない。

C D I O、F E Iワールドカップ™ 馬場馬術ファイナル、F E Iワールドカップ™ 馬場馬術リーグ・ファイナル、すべてのF E I選手権大会、地域大会、オリンピック大会では上訴委員会を任命しなければならない。

上訴委員長および上訴委員会メンバーは、馬術競技会における専門知識のある人物でなければならない。少なくともそのうち1名は、現役あるいは引退したF E I馬場馬術審判員でなければならない。3 \* 審判員、4 \* 審判員、5 \* 審判員、およびこれらのカテゴリーで引退した審判員は、上訴委員長／委員会メンバーとなることができる。上訴委員会のメンバー1名は外国人とする。

上訴委員会メンバーは、競技会期間中にその他いかなる職務（C D N競技での職務を含む）も兼任することは認められない。

#### **第440条 馬に対する虐待行為**

一般規程にて「馬に対する虐待行為」の記載があり、これら諸規定はすべてのF E I馬場馬術競技会に適用される。

#### **第441条 獣医師代表団とF E I獣医師代表**

1. 地域大会およびオリンピック大会、F E Iワールドカップ™ ファイナル、すべてのF E I選手権大会、C D I Oでは獣医師代表団を設置しなければならず、この構成、および獣医師代表団長と各メンバーの任命は獣医規程に従う。

2. C D Iでは獣医規程に従い、組織委員会が任命してF E I獣医師代表と見なされる獣医師1名の待機が求められる。

#### **第442条 スチュワード**

一般規程にて「スチュワード」の記載があり、これら諸規定はすべてのF E I馬場馬術競技会に適用される。

## 第4章 ホース・インスペクション、獣医検査、 薬物規制、馬のパスポート

### 第443条 ホース・インスペクション、獣医検査、および馬のパスポート

ホース・インスペクションと獣医検査は獣医規程に従って行わなければならない。馬のパスポートについては一般規程を参照のこと。

### 第444条 馬の薬物規制

馬の薬物規制は一般規程、獣医規程、馬アンチ・ドーピングおよび薬物治療規制規程、その他適用され得る F E I 諸規程に従って行わなければならない。

## 第5章 CDIO、シニア世界選手権大会、大陸選手権大会、 地域大会、FEI個人・団体馬場馬術選手権大会、 および大会（オリンピック大会を含む）

### 第445条 CDIO

#### 1. 参加

CDIOはチームと個人選手を対象とする公式国際馬場馬術競技会である。

原則として、CDIOへは諸外国からの選手が国数に制限なく参加できる。

しかしながら、CDIOのタイトルを掲げるには主催国を入れて6チーム以上（1NFにつき1チーム）が招待され、最低3チームが出場していなければならない。

CDIOでは、チーム参加に加えて同一NFから個人選手を参加させることはできない。招待を受けた選手は全員が同一の特典を受けるものとする。

#### CDIOのカテゴリー：

**CDIO3\***：50.000 スイスフランまでの賞金額のCDIO

**CDIO4\***：50.001～99.999 スイスフランの賞金額のCDIO

**CDIO5\***：100.000 スイスフランを超える賞金額となるCDIO

#### 2. 優先順位

CDIOはすべてCDI競技会に優先する。CDI-WはCDI3\*～CDI5\*に優先する。

#### 3. チーム

公式グランプリ団体競技をプログラムに組み込まなければならない。チーム構成は同一国籍の選手で3名以上、4名以内とする。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

#### 4. 個人選手

チームを派遣できないNFは、1名ないし2名の個人選手を各々1頭あるいは2頭の馬と共に参加申請することができる。各選手ともグランプリでは1頭の馬にのみ騎乗できる。

#### 5. 開催方式と課目

##### 選手権大会方式

競技方式： 課目： 参加：

1. 団体競技： グランプリ課目 全員  
グランプリ・スペシャル グランプリから上位30名

2. 個人競技：

（チームの選手4名全員が出場資格を得た場合は全員が出場できる。）

自由演技グランプリ グランプリ・スペシャルから上位15組

3. 個人競技：

1ヶ国につき選手3名までが出場できる(チーム監督が選考)。休養日を設ける場合は、できるだけ第2競技と第3競技の間に設定することが望ましい。

### ネーションズカップ方式

競技方式： 課目： 参加：  
1. 団体競技： グランプリ課目 全員

2. 個人競技： グランプリ・スペシャル 上位15名まで  
および/あるいは

2. 個人競技： 自由演技グランプリ 上位15名まで  
(チームの選手4名全員が出場資格を得た場合は全員が出場できる。)

詳細条件については、毎年1月1日に公表されるF E I馬場馬術競技会詳述を参照のこと。

F E Iの判断により、シリーズの一環として団体競技を自由演技グランプリで行う場合がある。

### コンソレーション競技

組織委員会は、コンソレーション・インターメディエイトⅡ/グランプリ競技を予定に組み込むことができるが、審査は審判員3名のみで行う。しかしながら、この競技により世界馬場馬術ランキング・リストのポイントを与えられることはなく、授与される賞金は個人競技の賞金額よりも低くなければならない。馬場馬術規程の第422条を参照のこと。

C D I O競技会の詳細条件については、毎年1月1日に公表されるF E I馬場馬術競技会詳述を参照のこと。

### 6. 抽 選

馬場馬術規程の第425条を参照のこと。

### 7. 競技場審判団

競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、F E Iの合意を受けて、N Fと組織委員会がF E I 4\* 審判員リストとF E I 5\* 審判員リストより任命する。C D I O 5\* およびC D I 5\* における外国人審判員はF E Iにより任命され、F E Iの代表として職責を果たす。

C D I Oでは、競技場審判団メンバー5名のうち少なくとも3名は国籍を異にする外国人審判員でなければならない。7名構成の競技場審判団の場合は、4名が外国人審判員でなければならないが、そのうち2名は同国籍でも良い。

### 8. 上訴委員会

上訴委員長とその他の上訴委員会メンバーは、F E Iの合意を受けて、N Fと組織委員会が3\* 審判員、4\* 審判員、5\* 審判員、およびこれらのカテゴリーで引退した馬場馬術審判員から任命する。少なくとも上訴委員会メンバーの1名は現役あるいは引退した馬場馬術審判員とする。少なくとも1名は外国人審判員とする。

上訴委員長あるいは上訴委員会メンバーは、競技会の期間中にその他いかなる職務(C D N競技での職務を含む)も兼任することは認められない。

### 9. 選手、グループ、チーム監督、チーム獣医師の経費と特典

C D I O 3\* : 組織委員会はF E Iとの合意に従い、厩舎と飼料、食事、宿泊に関わる費用の総額をN Fへ提供することができる。

**CDIO4\***：経費と特典：宿泊、一日3食、厩舎、飼料

**CDIO5\***：経費と特典：宿泊、一日3食、厩舎、飼料

経費と特典は、ホース・インスペクションの前日から最終競技の翌日まで提供しなければならない。

#### **第446条 F E I 選手権大会－開催運営**

1. 四年に一度、オリンピック大会と次のオリンピック大会との間の偶数年に、一般規程に記載された優先順位に従って、F E I 世界個人および団体馬場馬術シニア選手権大会が割り振られる。

2. 二年に一度、オリンピック大会と次のオリンピック大会との間の奇数年に、一般規程に記載された優先順位に従って、F E I 大陸個人および団体馬場馬術シニア選手権大会が割り振られる。

3. これらF E I 選手権大会は、一般規程と馬場馬術競技会規程（以下に特に修正されている場合を除いて前述の第2章と次の第6章）に準拠して開催しなければならない。ヨーロッパ域外から少なくとも6ヶ国もしくは地域チームの参加がなければならない。

4. F E I 選手権大会の競技は、グランプリ（団体選手権競技）、グランプリ・スペシャル（個人競技）、および自由演技グランプリ（個人競技）で構成する。

メダルは三競技すべてについて授与される。

競技方式：	課目：	参加：
1. 団体競技：	グランプリ課目	全員
2. 個人選手権競技：	グランプリ・スペシャル	グランプリから上位30名 チームの選手4名全員が出場資格を得た場合は全員が出場できる。
3. 個人選手権競技：	自由演技グランプリ	グランプリ・スペシャルから上位15名

1ヶ国につき選手3名までが自由演技グランプリに出場できる（チーム監督が選考）。

選手権大会では団体選手権競技以外の団体競技は行えず、また選手が各競技で騎乗できるのは1頭のみとする（馬場馬術規程の第420条、第422条と比較のこと）。

組織委員会は3名の審判員で審査を行うコンソレーション・グランプリ競技を予定に組み込むことができる。しかしながら、この競技により世界馬場馬術ランキング・リストのポイントを与えられることはなく、またオリンピック大会などへの出場資格ともならず、授与される賞金はその他の競技での賞金額よりも低くなければならない。馬場馬術規程の第422条を参照のこと。

5. これらのF E I 選手権大会は、他のあらゆる国際馬場馬術競技会に優先する。

6. これらのF E I 選手権大会の開催前2週間にCDIOを開催することは認められない。大陸選手権大会については、それが行われる大陸で開催前2週間にCDIOを開催することはできない。この規則に関する例外は、当該選手権大会の組織委員会との合意により、F E I 理事会が定めることがある。

#### **第447条 競技場審判団と技術代表**

##### **1. 競技場審判団：**

すべてのF E I選手権大会と地域大会について、競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、F E Iが5\*審判員と4\*審判員のF E Iリストより選考して任命しなければならない(馬場馬術規程の第437条)。

セントジョージ賞典、インターメディエイトI、あるいはインターメディエイトIIが予定されている場合は、競技場審判団をもう一組招聘しなければならない。

##### **2. 外国人技術代表：**

F E Iが必要と見なした場合は、地域大会とF E I地域選手権大会について、競技場審判団のメンバーではない外国人技術代表を任命しなければならない。

2.1 F E Iシニア大陸選手権大会、F E I世界選手権大会、オリンピック大会、F E Iワールドカップ™馬場馬術ファイナルについては、F E Iが外国人技術代表を任命する。この技術代表は競技場審判団長、あるいは競技場審判団メンバーであってはならず、馬場馬術技術代表のF E Iリストから選考される。

2.2 F E Iシニア大陸選手権大会、F E I世界選手権大会、オリンピック大会、F E Iワールドカップ™馬場馬術ファイナル、F E Iヤングライダーおよびジュニア選手権大会、F E I/スポーツホース世界ブリーディング協会(WBFSH)世界ブリーディング選手権大会で職務を遂行する資格のあるF E I技術代表のリストは、F E Iが管理する。

2.3 技術代表は組織委員会と連携して、競技会の準備状況を事前に確認するとともに、これを承認しなければならない。技術代表は、獣医検査およびホース・インスペクション、厩舎と選手の宿泊施設、競技会でのスチュワード業務といった、競技会開催に関わる技術面および運営面での準備を承認しなければならない。技術代表は打ち合わせ会を指導するとともに、テクニカル・スタッフ全員の作業を監督する。競技場審判団が判断を求められて下した決断について、技術代表はそのすべての調査を行い、競技場審判団へ報告し、また助言を行う。技術代表が準備全般について納得できた競技場審判団へ報告するまでは、技術代表の権限が絶対である。それ以降、技術代表は引き続き競技会の技術面・運営面を監督し、競技場審判団、獣医師代表団、組織委員会へ進言するとともに、これらを補佐する。技術代表はできる限り外国人であるべきである。

このような技術代表の資格は以下の通り：

1. F E I 4\* 審判員あるいは5\* 審判員であり、また
2. C D I 3\* あるいはこれ以上のレベル/C D I Oで5回以上、組織委員会のメンバーを務めた経験のあること。

#### **第448条 上訴委員会**

3\* 審判員、4\* 審判員、5\* 審判員、およびこれらのカテゴリーで引退した馬場馬術審判員は、上訴委員長/委員会メンバーとなることができる。少なくとも上訴委員会メンバーの1名は、現役あるいは引退した馬場馬術審判員とする。少なくともメンバー1名は外国人とする。

上訴委員長、あるいは上訴委員会メンバーは、競技会期間中にその他いかなる職務(C D N競技での職務も含む)も兼任することは認められない。

#### **第449条 競技参加**

1. 世界馬場馬術選手権大会と大陸馬場馬術選手権大会については、F E Iの承認を受けた後、選手権大会が開催される国のN Fが選手権大会組織委員会が実施要項と

条件、招待状を該当するNFへ送付する。

### 1.1 参加申込

1) 参加申込は以下の手順で行なわなければならない：

- 参加意思申込：参加意思申込とは出場の意味表明である。
- 指名参加申込：この参加申込には、確定参加申込を行える選手数の2倍までの選手名を記載することができる。
- 確定参加申込：この参加申込には、当該競技会に出場する人馬名を記載し実施要項に記載された期日までに組織委員会の元へ届かなければならない。

2) 参加意思申込を行ったNFが、納得ゆく説明のないまま選手を送ってこなかった場合は、罰金が科されることもある。

### 1.2 選手/馬の交代：

(組織委員会が) 確定参加申込を受領した後に、指名参加申込リストから馬と選手を交代させることは、組織委員会の同意をもって可能となる場合がある。組織委員会は実施要項に、馬と選手の交代が認められる最終期日を明記しなければならない。この期日はいかなる場合でもホース・インスペクションの日より後ではならない。

### 2. チーム

—NFから1チームを参加申込できる。各チームは選手3名に馬3頭、あるいは選手4名に馬4頭で構成する。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。選手4名構成のチームでは、上位3選手の成績のみをチーム成績にカウントする。

### 3. チームの代わりの個人選手

チームを派遣できないNFは、1名か2名の個人選手を各々1頭か2頭の馬で参加申込することができる。グランプリでは各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。

4. 選手権大会を主催するNFは、スモールツアー（セントジョージ賞典と/あるいはインターメディエイトI競技）を実施する予定があれば、これに2名の追加選手を各々1頭の馬で参加させる権利がある。

5. グランプリへの参加申込が約40頭を超える場合、主催者は当該競技を班分けして連続した日程で行わなければならない。この場合は同じ競技場審判団が審査を行う。

### 6. F E I 選手権大会に関連して行われる競技の特別条件：

6.1 F E I 選手権大会に1チーム、あるいは1名ないし2名の個人選手のみ、各選手1頭の馬にて参加申込したNFについては、スモールツアー（セントジョージ賞典とインターメディエイトI）が予定されている場合、これに追加選手1名ないし2名を追加の馬合計2頭と共に参加申込できる。

6.2 グランプリに出場する選手は、インターメディエイトIIが予定されている場合、この競技へは同一馬でのみ出場することができる。

6.3 追加選手と追加馬の経費、および特典は、当該NFの責任とする。組織委員会がこれらの経費と特典を援助することは自由である。

### 7. 抽選：スターティング・オーダーの抽選

団体競技 馬場馬術規程の第425条を参照のこと

個人競技 馬場馬術規程の第425条を参照のこと

#### 第450条 出場資格

シニア世界馬場馬術選手権大会とシニア大陸馬場馬術選手権大会へは、F E I公表の出場資格基準に準拠した出場資格のある選手全員が参加できる。

#### 第451条 経費と特典－選手、グルーム、チーム監督、チーム獣医師

1. 選手、グルーム、チーム監督、チーム獣医師へは宿泊、一日3回の食事、厩舎、飼料、渡航経費が支払われる。F E I選手権大会では、各N Fにつき1名のグルームはが夜間、厩舎に泊まることが認められる。

2. 組織委員会は、競技会期間中の厩舎代と飼料代を負担する責任を負う。

3. 競技会場と宿泊施設、あるいは厩舎が離れている場合、組織委員会は審判員全員と上訴委員会メンバー、技術代表、チーフ・スチュワード、並びにチーム監督、チームメンバー、個人選手、グルーム、馬を含む公式チームの競技会期間中の移動用交通手段についても責任を負う。

#### 第452条 順位

##### 1. 団体順位

以下の通りに決定する：すべての団体競技において、優勝チームはチーム内上位3選手の合計得点率が最も高いチーム、第2位は次点のチーム、以下同様。

**同点：**得点率が同じとなった場合は、チーム内上位3選手のうちの最下位の選手の成績が最も高いチームを優勝とする。この規定は、第1位と第2位（金と銀）で同率の場合と、上位3チームについてオリンピック大会の団体出場資格がかかっている場合のみ適用する。第3位（銅）で同率のチームと、オリンピック大会への出場資格認定が関わっていない場合には、当該チームを同順位とする。

##### 2. 個人順位は以下の通りに決定する：

すべての競技において、優勝者は合計得点率が最も高い選手、第2位は次点の選手、以下同様。

**同点：**上位第3位までで同率となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。総合観察点が同点の場合は、C地点審判員の総合観察点で決定する。

その他の順位で同率となった場合は、当該選手に同順位を与える。

自由演技課題で同率となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。芸術点が同点の場合は、「調和」の項目で決定する。それでもなお同点の場合は「振り付け」の項目で決定する。

団体競技と個人競技で獲得した得点率を合算することはせず、競技はすべて0でスタートする。即ち選手は全員が持ち点0で各競技に臨む。

#### **第453条 賞と賞金**

賞金：一般規程に「賞と賞金」の記載があり、これら諸規定はすべてのF E I馬場馬術競技会に適用される。

F E I 選手権競技に関わる賞の配分については競技の開催条件に定め、当該選手権大会の招待状と実施要項と併せて送付しなければならない。

**メダル：**F E I 団体選手権競技の上位3チームで競技に出場したメンバー全員と、F E I 個人選手権の二競技について各々上位3名の個人選手へ、F E I メダルが贈られる。同点となった場合については第452条を参照のこと。

#### **第454条 その他**

既存の諸規程に網羅されていない状況については、競技場審判団が一般規程と馬場馬術競技会規程に基づいて、公正かつスポーツマンシップに則った順位決定を行うのに最善と思われる決定を下す。

## **付則1 オリンピック大会－国際オリンピック委員会の承認を受けて更新予定 オリンピック大会特別規程を参照のこと**

### **第454条 競技参加**

本章に別段の記載がない限り、団体馬場馬術競技と個人馬場馬術競技は、馬場馬術規定の第2章に記載の規則に基づいて行われる。

#### **1. チーム**

F E I が公表したオリンピック大会の出場資格能力認定手順に従って出場資格を得た N F は、3組の人馬コンビネーションで構成するチームを参加申込でき、上位3組の成績が団体順位決定にカウントされる。

#### **2. チームの代わりの個人選手**

オリンピック大会の出場資格能力認定手順に基づいて1名ないし2名の個人選手を参加申込する資格を得た N F は、各選手につき馬1頭で参加申込することができる。3名の個人選手が出場資格を得た N F については、混合チームを編成できる。

#### **3. リザーブの選手／馬**

出場資格を得た N F チームについては、各々1組のリザーブ人馬コンビネーションが認められる。この規定は混合チームには適用されない。

### **第455条 競技課目**

#### **団体競技－グランプリ課目**

選手全員が出場しなければならない F E I グランプリ課目は、団体馬場馬術競技である。

#### **個人競技－グランプリ・スペシャルと自由演技グランプリ課目**

##### **グランプリ・スペシャル**

F E I グランプリ・スペシャルは2戦目の個人予選競技であり、その参加は最初のグランプリ課目で上位25組の人馬（同率で第25位も含む）に限定されると共に、その出場が義務づけられる。国際オリンピック委員会憲章に従い、各国とも3名までの選手が出場できる（チーム監督が選考）。

##### **自由演技グランプリ課目**

F E I 自由演技グランプリ課目は最終個人競技であり、その参加はグランプリ・スペシャルで上位第15位までの人馬（同率で第15位も含む）に限定されると共に、その出場が義務づけられる。自由演技課目で得点率が同じとなった場合は、芸術点の高い方を上位とする。芸術点が同点の場合は、「調和」の項目で決定する。それでもなお同点の場合は「振り付け」の項目で決定する。

**交代：**人馬コンビネーションがグランプリ団体競技に出場できない事態となった場合は、リザーブの人馬コンビネーション（ホース・インスペクションに参加していること）にて出場枠を満たす。

（例えば選手と／あるいは馬の病気のため）参加資格を得た人馬コンビネーションが出場できない場合は、当該順位で次点の人馬コンビネーションが繰り上がり、グランプリ・スペシャルと自由演技グランプリで認められる出場枠を満たす。馬場馬術規程の第424条を参照のこと。

#### **第456条 スターティング・オーダー**

##### **団体競技**

チームと個人選手を含めた団体競技（F E I グランプリ）のスターティング・オーダーを決定する抽選は、コンピューターを使用しない場合は以下の要領で行う（コンピューター使用も可能）：

1. 個人選手の氏名を書いたものを容器（A）に入れる。出場選手の総数に相当する番号票を2つ目の容器（B）に入れる。

個人選手の氏名を容器Aから引き、その選手のスターティング・オーダーを容器Bから引く。次の個人選手の氏名を容器Aから引き、その選手のスターティング・オーダーを容器Bから引き、順次、すべての個人選手についてこの要領で抽選を行う。

2. 出場チームの総数に相当する番号票を容器（C）に入れ、出場チームの国籍を記載したものを容器(D)に入れる。先ずチーム名を引き、続いて番号票を引いて当該チームのスターティング・オーダーを決定する。この要領で最後のチームまで行う。

3. 各チームの監督は、チーム内におけるチームメンバーのスターティング・オーダーを決定する。チーム監督はチーム内のスターティング・オーダーを記載した書類を封筒に入れ、封をして、遅くとも抽選の1時間前までに競技委員長へ提出しなければならない。

3.1 競技が2日間にわたって行われる場合、個人選手はF E I 世界馬場馬術ランキング・リストのリバース・オーダーで2グループに分けて抽選を行い、最上位の選手等は2日目出場の抽選となる。競技が1日で行われる場合は2グループに分け、世界ランキング・リストで最上位の選手等は最後に抽選を行う。

4. スターティング・リストには先に抽選を行った個人選手を記入する。それからチーム選手を順次、空欄へ入れてゆく。

5. 個人競技におけるスターティング・オーダーの抽選は以下の要領で行う：

##### **a) グランプリ・スペシャル**

グランプリ・スペシャルにおけるスターティング・オーダーの抽選は、第1競技であるグランプリの成績に基づき選手を5名ずつの5グループに分けて行う。第21位～第25位の選手グループが先ず抽選を行い最初の出場グループとなり、第1位～第5位までの選手グループが最後の出場グループとなる。

##### **b) 自由演技グランプリ**

自由演技グランプリ課目のスターティング・オーダーは、グランプリ・スペシャルの成績に基づき選手を5名ずつの3グループに分けて行う。第11位～第15位の選手グループが最初の出場グループとなり、第1位～第5位までの選手グループが最後の出場グループとなる。

スターティング・オーダーの抽選については実施要項に記載しなければならない。

#### **第457条 馬の調教**

前記の競技に出場するいかなる馬についても、オリンピック大会が行われる市の内外を問わず、団体競技の前から個人競技終了までの滞在期間中に、当該選手以外の者が

調教を行った場合は失格となる。競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、引き馬、あるいは調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（120cmまで）を携帯することが認められる。グループも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

#### **第458条 競技場審判団**

FEIは7名構成の競技場審判団を任命する。競技場審判団長はすべての競技にて審査を行い、その他の審判員はローテーションを組んで審査にあたる。これによりどの審判員も2競技を受け持つことになる。審判員は全員が異なる国籍の者とし、5\*審判員でなければならない。

#### **第459条 順位**

##### **1. チーム**

優勝チームはチーム選手3名の合計得点率が最も高いチーム、第2位は次点のチームというように決定する。

**同点：**得点率が同じとなった場合は、チーム選手3名のうちで最下位であった選手のグランプリ成績を比較し、これが最も高かった選手のチームを優勝とする。それでも同率の場合は、2番目の成績であった選手のスコアが最も高かった選手のチームを優勝とする。

##### **2. 個人選手**

同レベルで評価されるグランプリ・スペシャルと自由演技グランプリは、両方とも最終個人順位にカウントされる。

両競技においては、少数点第3位までの得点率を出して順位を決定する。得点率を合計して5で割り、当該競技における選手の最終得点率を求める。両競技での得点率を合計して2で割り、最終順位を決定する。各選手の最終成績は得点率で示すべきである。

成績の公表については馬場馬術規程の第435条を参照のこと。

**同点：**2名の選手で最終スコアが同点となった場合は、自由演技のスコアで決定する。それでもなお同点であった場合は、自由演技グランプリの芸術点が高い方の選手を上位とする。

## 第1章 緒言

### YR - 0条 概要

ヤングライダーの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。以下に定める諸規程の目的は、特にヤングライダーに関わる問題点を斟酌し、世界のヤングライダー競技会と競技を規格統一することにある。

### YR - 1条 諸規程の優先性

本規程に網羅されていない事柄についてはすべて規約、一般規程、獣医規程、その他該当するF E I諸規程すべてが適用される。

### YR - 2条 ヤングライダーの定義

16歳となる暦年の始めから21歳となる暦年の終わりまで、ヤングライダーとして競技に出場できる。

## 第2章 国際競技会

### YR - 3条 国際競技会

#### 1. 競技会の種類

ヤングライダーを対象とする競技会としては以下のものがある：

国際競技会（C D I Y）、公式国際競技会（C D I O Y）

2. ヤングライダー選手権大会、あるいはC D I O Yの組織委員会から特別許可を受けることなく、またF E Iの同意なしに、C D I Yをヤングライダー選手権大会、あるいはC D I O Yの開催前2週間に行うことはできない。

#### 3. 国際競技会（C D I Y）

3.1 C D I Yは主催国と諸外国から参加国数の制限なしに個人選手を受け入れる国際競技会である。

C D I Yの期間中に非公式の団体競技を行うことはできない。

#### 4. 公式国際競技会（C D I O Y）

4.1 C D I O Yはチームを派遣する3ヶ国以上が参加できる国際競技会である。

4.2 馬場馬術規程に記載の通り、該当するF E I選手権大会規則に指定された公式団体競技と個人競技を含めなければならない。

### YR - 4条 選手権大会

1. 選手権大会は一般規程、馬場馬術競技会規程、現行の付則、およびここに記載の条項を厳格に遵守して開催しなければならない。

2. 原則として、4ヶ国以上の参加がなければ選手権大会は開催できないが、ヨーロッパ域外では、(主催国を含めて) 2ヶ国以上から不特定数の地域チームの参加をもって開催できる。しかしながら、参加申込締め切り日からF E I選手権大会開始前までに出場の取り消しを行ったN Fは、参加と見なされる。

3. F E I選手権大会は学校の長期休暇中に行わなければならない。

4. F E I選手権大会は天候により屋内での開催を余儀なくされる場合を除き、屋外での開催とする。

5. 賞金が授与される場合を除き、参加申込料や出場料を徴収してはならない。このようなF E I選手権大会へのお出場料として、F E Iは世界共通に設定した参加申込料の上限を毎年定める。

### 第3章 国際競技会へのお出場資格

#### Y R - 5条 概要

1. 地域大会とオリンピック大会では、ヤングライダーは16歳から馬場馬術競技に出場できる。

2. F E I選手権大会でヤングライダー対象の1競技種目に出場しても、該当年齢に達していれば、同選手は別の馬でシニア選手権大会における別の競技種目に出場することができる。

3. いかなる競技種目であっても、F E Iヤングライダー選手権大会に一度でも出場した選手は、同一種目でF E Iジュニア選手権大会に出場することはできなくなる。

4. 特定の競技種目でF E Iシニア選手権大会、あるいは地域大会およびオリンピック大会に一度でも出場(グランプリ・レベル)した選手は、同一種目でF E Iヤングライダー選手権大会に出場することはできなくなる。

#### Y R - 6条 参加

1. ヤングライダーは、同一年にF E Iヤングライダー選手権大会とF E Iシニア選手権大会の両方に出場することはできない。

2. F E Iシニア国際選手権大会、あるいは地域大会、オリンピック大会のグランプリに出場したヤングライダーは、ヤングライダー対象のいかなる国際馬場馬術競技会にも出場することはできなくなる。しかし、シニアを対象とするその他の国際馬場馬術競技会に出場しても、ヤングライダーとしての資格に影響はない。

3. F E Iヨーロッパ選手権大会へのお出場資格認定基準は、すべて個々に設定される。これについては毎年1月1日までに公示される。

## 第4章 国際競技会に関わる規則

### Y R - 7条 馬場馬術競技課目、馬装、服装、審判員、技術代表

1. ヤングライダー対象の馬場馬術競技会は、以下に特筆する内容を除き、概してシニア対象の馬場馬術競技会のために定められたものと同じ規定で開催される。

#### 2. 馬場馬術課目

ヤングライダー対象のF E I公式馬場馬術課目は以下の通り：

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| 1) プレリナリー競技課目    | すべての選手が対象   |
| 2) 団体競技課目        | すべての選手が対象   |
| 3) 個人競技課目        | すべての選手が対象   |
| 4) 自由演技ヤングライダー課目 | 個人競技から上位15名 |

**2.1 プレリナリー競技：**この実施は任意である。プレリナリー馬場馬術課目が予定されていない場合は、団体課目が行われる前にメイン・アリーナで馴致できるよう、選手に時間を割り振らなければならない。

**2.2 団体競技課目：**団体課目は個人競技の第1回個人予選競技課目でもある。

**2.3 個人競技課目：**この競技は、その前に行われる団体競技に出場した選手全員が対象となる。

**2.4 自由演技ヤングライダー競技課目：**本競技への出場は、個人競技にて出場資格を得た上位15組までの人馬に限定されると共に、その出場が義務づけられる。選手は1頭の馬で出場できる。

C D I O YとF E I選手権大会では2-4の課目の使用が義務づけられ、またその他の国際ヤングライダー馬場馬術競技会では使用が推奨される。これらの課目はすべて暗記して演技を行わなければならない。

**2.5 コンソレーション競技：**自由演技ヤングライダー課目への出場資格を得られなかった人馬は、コンソレーション課目が予定されていればこれに出場できる。コンソレーション競技が予定されている場合の褒賞は賞品のみとするか、あるいは賞金を授与する場合は予選競技課目の賞金額よりも低額とする。コンソレーション競技は実施要項と成績リストに明記しなければならない、審判員3名での審査とする。

3. シニア競技会、あるいはヤングライダー競技会のどちらに出場するかに関わらず、守るべき事項として：

- 馬装は馬場馬術競技会規程（馬場馬術規程の第428条）を厳守しなければならない。
- 服装は馬場馬術規程の第427条を遵守すること。

#### 4. 審判員／競技場審判団／上訴委員会

**C D I Y / C D I O Y：**3名以上の審判員が必要である。競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、N Fが組織委員会がF E I審判員リストより任命する。（5名構成の競技場審判団の場合は）主催国N Fから国内審判員を1名任命することもできる。

3名構成の競技場審判団の場合は少なくとも1名を外国籍の審判員とし、5名構成の競技場審判団の場合は2名以上が互いに国籍を異にする外国人審判員でなければならない。

**F E I 選手権大会：**F E I ヤングライダー選手権大会では、国籍を異にする5名以上の4\* 審判員・5\* 審判員を任命する。F E I 選手権大会の競技場審判団メンバーはF E I が任命する。

F E I ヤングライダー選手権大会がF E I ジュニア選手権大会と同時に開催される場合は、競技場審判団長2名と審判員8名の混合競技場審判団を設けることができる。馬場馬術規程の第437条を参照のこと。

上訴委員会については、馬場馬術規程の該当条項を参照のこと。

## 5. 技術代表

**F E I 選手権大会：**競技場審判団と技術代表はF E I が任命する。F E I ヤングライダー選手権大会がF E I ジュニア選手権大会と同時に開催される場合は、外国人技術代表1名が両方のF E I 選手権大会でその役職を果たすことができる。

## 第5章 その他の特別条項

### Y R - 8条 経費と特典

#### 1. 競技会

ヤングライダー競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属N F と話し合い、これを提供することができる。

#### 2. F E I 選手権大会とC D I O Y

2.1 N F は自国のチーム監督、選手、グルーム、馬について、F E I 選手権大会とC D I O Y 開催地への往復旅費を負担する。

2.2 組織委員会については第1項に示す規定を適用するが、以下に示す最低限の項目は世界共通参加申込料に含める：

- 厩舎と飼料
- グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。  
宿泊を無料で提供できない場合は適切な宿泊施設を手配するか推薦し、料金については実施要項に記載する。
- 一般規程の第132条1（馬の所有者）を適用する。
- 主催国の国境と／あるいは競技会場への出入りに関わる通関と獣医検査は組織委員会が手配し、その費用を負担する。

2.3 役員については一般規程を適用する。

3. すべての特典は、ホース・インスペクション前日から競技会終了の翌日まで受けられるものとする。

4. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームと／あるいは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属N F が責任を負う。選手が

個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームと／あるいは個人選手と宿泊しなければならない。

C D I O Y / F E I 選手権大会の期間中、上訴委員会は事故の損害額を査定する権限を有する。上訴委員会は、競技会などの時点であっても F E I 法務システムに従い、容認しがたい行為をとったチームと／あるいは個人選手について罰金を科すことができ、またこれを失格とする権限を有する。

### **Y R - 9 条 褒 賞**

1. ヤングライダー競技会では賞金と／あるいは賞品を授与しなければならない。

2. F E I 選手権大会を除くすべての競技会において、賞金が授与されない場合は出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手にリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。少なくとも上位4名の個人選手には厩舎プレートを授与することが望ましい。

3. F E I 選手権大会では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：

3. 1 プレリミナリー競技とコンソレーション競技では、その出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金と／あるいは賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3. 2 F E I 団体選手権競技では F E I メダルを授与する（一般規程を参照）。更に馬の所有者には賞金が、また／あるいは上位4チームの各メンバーには賞品と厩舎プレート、リボンを授与する。

3. 3 F E I 個人選手権競技（セントジョージ賞典と自由演技ヤングライダー）では F E I メダルを授与する（一般規程を参照）。更に出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞金と／あるいは賞品、厩舎プレート、リボンを授与する。

3. 4 F E I 選手権大会では、表彰およびメダル授与と式は大変重要な意味合いを持っており、アリーナで行うべきである。

3. 5 チーム監督と選手全員には、組織委員会から記念品か厩舎プレートが進呈されるものとする。

### **Y R - 1 0 条 馬の調教**

ホース・インスペクションの24時間前から競技会全般を通して、選手の馬は選手以外の者が騎乗して調教してはならず、これに違反した場合は失格となる。

競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、引き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（120cmまで）を携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

### **Y R - 1 1 条 実施要項**

1. 一般規程および F E I 馬場馬術競技会実施要項ドラフトを参照のこと。

2. 更に、実施要項には以下の項目を記載しなければならない：

2. 1 ホテル、あるいは個人家庭へのチーム監督と選手の宿泊

- 2.2 組織委員会を通さずに直接予約できるホテルリストを含め、選手の親に関する手配事項
  - 2.3 到着日と出発日。この期間以外は経費が負担されない。
  - 2.4 競技会場へのアクセス・マップ、パスポートやビザの必要条件、気候、必要な衣服の種類、その他の有用情報
3. この実施要項は、競技会開始の遅くとも8週間前までにすべてのNFへ数部ずつ送らなければならない。
4. おおよその開始時刻と終了時刻

## 第6章 大陸および地域馬場馬術選手権大会

### Y R - 1 2 条 参加申込

1. 主催国NFはF E Iの承認を受けた後に、実施要項を招待状と共に、当該大陸あるいは地域の該当するNFへ送付する。

### 2. チーム

各NFとも1チームを参加申込することができる。各チームは選手3名、馬3頭、あるいは選手4名、馬4頭で構成する。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

選手4名構成のチームの場合は、上位3選手のスコアだけをチーム成績にカウントする。F E I選手権大会では各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。組織委員会はチーム監督へ招待状を送付しなければならず、チーム監督へは選手と同等の特権が付与される。しかしヨーロッパ域外では、当該NFがチーム数とチーム派遣の地域ベースを決定できる。

### 3. チームに加えて派遣の個人選手

チームに加えて個人選手を派遣することは認められない。

### 4. チームに代る個人選手

チームを派遣できないNFは1名か2名の個人選手を各々1頭の馬と共に参加申込できる。

### 5. グループ

NFは各馬につき1名のグループを派遣することができる。

6. NFは馬場馬術規程の第448条に従い、3段階の参加申込手続きを行わなければならない。

### Y R - 1 3 条 出場資格

#### 1. 馬

1.1 出場資格については本付則のY R - 6条を厳守しなければならない。

1.2 F E Iシニア選手権大会、C D I O、あるいはC D Iと同時に、あるいはほぼ同一時期に同一の場所で開催されるF E I選手権大会では、これらの競技会期間中にシニアとヤングライダーが同一馬で出場したり、これに騎乗することはできない。

## 2. 選手

出場資格については本付則のY R - 6条を厳守しなければならない。

### Y R - 1 4条 競技と課目

1. 競技は以下の構成とする：

#### A. F E I団体馬場馬術選手権

A 1 これは団体馬場馬術競技である。

採用課目：ヤングライダーの団体馬場馬術課目。選手全員に出場が義務づけられる。

#### B. F E I個人馬場馬術選手権

ヤングライダー個人馬場馬術競技課目と自由演技ヤングライダー課目は、F E I個人選手権競技である。

##### B 1 個人競技決勝

個人競技課目は、選手全員を対象とする第1回目のF E I個人選手権である。チームの選手4名全員が出場資格を得た場合は、全員が参加できる。

##### B 2 自由演技ヤングライダー決勝

自由演技ヤングライダー課目はF E I個人自由演技選手権であり、競技B 1で同率第15位の人馬を含む上位第15位までの人馬に出場が限定され、またその出場が義務づけられる。一ヶ国につき3名までの選手が出場できる。自由演技課目で同率となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

団体競技と個人競技での得点率を合算することはせず、競技はすべて0点からスタートする。

選手と／あるいは馬の病気が確認された場合は、該当順位で次点の人馬コンビネーションが繰り上げ参加となり、出場枠を満たす。馬場馬術規程の第4 2 4条を参照のこと。

C D I O Y / F E I 選手権競技で、一 N F につき選手4名が出場資格を得ても、上位15名以内として出場できるのは3名のみである。出場資格を得た選手／馬のいずれかが病気であると診断された場合には、チーム内4番目の選手がその選手と交代する。馬場馬術規程の第4 2 4条も参照のこと。

団体馬場馬術競技と個人馬場馬術競技は、本章に別段の記載がない限り、シニア馬場馬術規程の第2章に記載の規則に従って開催される。

### F E I 選手権大会開催方式

1日目と2日目	団体課目	選手全員
3日目と4日目	個人課目	選手全員
5日目	自由演技課目	個人課目から上位15組

## スターティング・オーダーの抽選

- |     |        |                                    |
|-----|--------|------------------------------------|
| A 1 | 団体競技   | 馬場馬術規程の第 2 5 条を参照                  |
| B 1 | 個人課目   | 団体競技成績のリバース・オーダーで 5 名ずつのグループに分けて抽選 |
| B 2 | 自由演技課目 | 馬場馬術規程の第 2 5 条を参照                  |

## Y R - 1 5 条 団体順位

1. 競技 A 1 (本付則の Y R - 1 4 条) では、得点率の合計で最も高いチーム (チーム内の上位 3 選手) が優勝となり、次に高いチームが第 2 位、以下同様となる。

2. 同点: 2 チーム、あるいはそれ以上のチームの得点率が同じとなった場合は、チーム内で第 3 位の選手同士の成績を比較し、これが最も良いチームを優勝とする。第 3 位 (銅メダル) で同得点となった場合は、馬場馬術規程の第 4 3 4 条も参照のこと。

## Y R - 1 6 条 個人順位

1. 競技 A 1、B 1、B 2 (本付則の Y R - 1 4 条) では、得点率の最も高い選手が優勝となり、次に高い選手が第 2 位、以下同様となる。

同点: 上位第 3 位までで得点率が同じとなった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。馬場馬術規程の第 4 5 1 条を参照のこと。A 1 と B 1 の場合、その他の順位で同得点率となった場合は当該選手を同順位とする。

2. 個人自由演技最終順位は自由演技の成績で決定する。2 名の選手が同一最終スコアとなった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

## Y R - 1 7 条 賞と賞金

**賞金:** 一般規程に「賞と賞金」の記載がある。F E I 選手権競技に関わる賞の配分については競技の開催条件に定め、当該 F E I 選手権大会の招待状と実施要項と併せて送付しなければならない。

**メダル:** F E I 団体選手権競技の上位 3 チームと、F E I 個人選手権競技および F E I 個人自由演技選手権競技の各々上位 3 名の個人選手へ、F E I メダルが贈られる。

## 第1章 緒言

### J-0条 概要

ジュニアの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。以下に定める諸規程の目的は、特にジュニアに関わる問題点を斟酌し、世界のジュニア競技会と競技を規格統一することにある。

### J-1条 諸規程の優先性

本規程に網羅されていない事柄についてはすべて規約、一般規程、獣医規程、その他該当するF E I諸規程すべてが適用される。

### J-2条 ジュニアの定義

14歳となる暦年の始めから18歳となる暦年の終わりまで、ジュニアとして競技に出場できる。

## 第2章 国際競技会

### J-3条 国際競技会

Y R - 3条を参照のこと。但し、「ヤングライダー」を「ジュニア」に置き換え、「Y R」を「J」に置き換える。

### J-4条 選手権大会

Y R - 4条を参照のこと。

## 第3章 国際競技会への出場資格

### J-5条 参加

1. ジュニア対象のC D IとF E I選手権大会へは、選手が14歳となる年の始めから18歳となる年の終わりまで出場できる。
2. ジュニアは16歳の誕生日を迎える年からヤングライダーおよびシニア対象のC D I、C D I O、F E I大陸選手権大会、更にF E I世界選手権大会、地域大会、オリンピック大会に出場できるが、同一年には上述の一選手権大会にのみ出場できる。
3. F E Iシニア大陸選手権大会、あるいはF E Iシニア世界選手権大会、地域大会、オリンピック大会のグランプリに出場したジュニアは、同一馬でジュニアまたは

ヤングライダー対象のいかなる国際馬場馬術競技会にも、ジュニアあるいはヤングライダーとして出場することはできなくなる。

しかし、シニアを対象とするその他の国際馬場馬術競技会に出場しても、ジュニアとしての資格に影響はない。

4. 馬場馬術規程のY R - 6条を適用。

## 第4章 国際競技会に関わる規則

### J - 6条 概要

1. ジュニア対象の馬場馬術競技会は、以下に特筆する内容を除き、概してシニア対象の馬場馬術競技会のために定められたものと同じ規定で開催される。

2. ジュニア対象の馬場馬術課目は以下の通り：

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1) プレリミナリー競技課目 | すべての選手が対象   |
| 2) 団体競技課目      | すべての選手が対象   |
| 3) 個人競技課目      | すべての選手が対象   |
| 4) 自由演技ジュニア課目  | 個人競技から上位15組 |

**2.1 自由演技ジュニア競技：**この競技への出場は、ジュニア個人競技にて出場資格を得た上位15組までの人馬に限定されると共に、その出場が義務づけられる。選手は1頭の馬で出場できる。

**2.2 コンソレーション競技：**自由演技ジュニア課目への出場資格を得られなかった人馬は、コンソレーション課目（個人競技課目か自由演技ジュニア）が予定されていればこれに出場できる。コンソレーション競技が予定されている場合の褒賞は賞品のみとするか、あるいは賞金を授与する場合は予選競技課目の賞金額よりも低額とする。コンソレーション競技は実施要項と成績リストに明記しなければならず、審判員3名での審査とする。

3. ジュニア馬場馬術競技会における馬装と服装については、本付則のJ - 16条を参照のこと。

### 4. 競技場審判団／審判員

**C D I J / C D I O J：**3名以上の審判員が必要である。競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、N Fが組織委員会がF E I審判員リストより任命する。（5名構成の競技場審判団の場合は）主催国N Fから国内審判員を1名任命することもできる。

3名構成の競技場審判団の場合は少なくとも1名を外国籍の審判員とし、5名構成の競技場審判団の場合は2名以上が互いに国籍を異にする外国人審判員でなければならない。

**F E I 選手権大会：**ジュニア選手権大会では、国籍を異にする4\* 審判員・5\* 審判員を5名任命する。選手権大会の競技場審判団メンバーはF E Iが任命する。馬場馬術規程のY R - 7条を参照のこと。

### 5. 技術代表

F E Iは、競技場審判団に加えて技術代表を任命する。馬場馬術規程のY R - 7条を参照のこと。

## 第5章 その他の特別条項

### J - 7条 経費と特典

馬場馬術規程のY R - 8条を参照のこと。

### J - 8条 褒賞

馬場馬術規程のY R - 9条を参照のこと。

### J - 9条 馬の調教

馬場馬術規程のY R - 10条を参照のこと。

### J - 10条 実施要項

馬場馬術規程のY R - 11条を参照のこと。

## 第6章 大陸および地域馬場馬術選手権大会

### J - 11条 概要

1. F E Iジュニア馬場馬術選手権大会は、F E Iヤングライダー馬場馬術選手権大会との同時開催が望ましい。この場合は、参加者がほんの僅かでない限り、競技場審判団を2団と競技用アリーナが2面必要である。

馬場馬術規程のY R - 12条も参照のこと。

### J - 12条 出場資格

#### 1. 馬

1.1 出場資格については馬場馬術規程のY R - 6条を厳守しなければならない。

1.2 F E Iシニア選手権大会、C D I O、あるいはC D Iと同時に、あるいはほぼ同一時期に同一の場所で開催されるF E I選手権大会では、これらの競技会の期間中にシニアとジュニアが同一馬で出場したり、これに騎乗することはできない。

#### 2. 選手

出場資格については本付則のJ - 5条を厳守しなければならない。

3. 参加申込については馬場馬術規程Y R - 12条を適用。

### J - 13条 競技と課目

1. 競技は以下の構成とする：

1.1 プレリミナリー馬場馬術競技

任意参加。申告はチーム監督の判断に任される。プレリナリー馬場馬術課目が予定されていない場合は、団体課目が行われる前にメイン・アリーナで馴致できるよう、選手に時間を割り振らなければならない。

#### **A. F E I 団体馬場馬術選手権**

A 1 これは団体馬場馬術競技である。

採用課目：ジュニアの団体馬場馬術課目。選手全員に出場が義務づけられる。

#### **B. 個人馬場馬術選手権**

ジュニアの個人馬場馬術競技課目と自由演技ジュニア課目は、個人競技である。

##### B 1 F E I ジュニア個人選手権競技

個人競技課目は、選手全員を対象とする個人選手権競技である。チームの選手4名全員が出場資格を得た場合は、全員が参加できる。

##### B 2 F E I ジュニア自由演技選手権競技

F E I ジュニア自由演技選手権競技は、競技 B 1 で同率第 1 5 位の人馬を含む上位第 1 5 位までの人馬に出場が限定され、またその出場が義務づけられる。一ヶ国につき 3 名までの選手が出場できる。自由演技課目で同率となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

団体競技と個人競技での得点率を合算することはせず、競技はすべて 0 点からスタートする。

選手と／あるいは馬の病気が確認された場合は、該当順位で次点の人馬コンビネーションが繰り上げ参加となり、出場枠を満たす。馬場馬術規程の第 4 2 4 条を参照のこと。

C D I O J / F E I 選手権大会では、一 N F につき選手 4 名が出場資格を得ても、上位 1 5 名以内として出場できるのは 3 名のみである。出場資格を得た選手／馬のいずれかが病気であると診断された場合には、チーム内 4 番目の選手がその選手と交代する。馬場馬術規程の第 4 2 4 条も参照のこと。

団体馬場馬術競技と個人馬場馬術競技は、本章に別段の記載がない限り、シニア馬場馬術規程の第 2 章に記載の規程に従って開催される。

2. 各競技とも競技名と同じタイトルをつけた課目を使用する。F E I の権限に基づいて公示された課目は、すべて暗記して演技を行わなければならない。

#### F E I 選手権大会開催方式

1 日目と 2 日目	団体課目	選手全員
3 日目と 4 日目	個人課目	選手全員
5 日目	自由演技課目	個人課目から上位 1 5 名

#### スターティング・オーダーの抽選

A 1 団体競技 馬場馬術規程の第 4 2 5 条を参照

- B 1 個人課目 団体競技成績のリバース・オーダーで5名ずつのグループに分けて抽選
- B 2 自由演技課目 馬場馬術規程の第4 2 5条を参照

#### **J - 1 4 条 団体順位**

1. 競技1. 2 (本付則のJ - 1 3条) では、得点率の合計で最も高いチーム(チーム内の上位3選手)が優勝となり、次に高いチームが第2位、以下同様となる。
2. 2チーム、あるいはそれ以上のチームの得点率が同じとなった場合は、チーム内で第3位の選手同士の成績を比較し、これが最も良いチームを優勝とする。第3位(銅メダル)で同得点となった場合は、馬場馬術規程の第4 3 4条も参照のこと。

#### **J - 1 5 条 個人順位**

1. 競技A 1、B 1、B 2では得点率の最も高い選手が優勝となり、次に高い選手が第2位、以下同様となる。上位第3位までで同得点率となった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。A 1とB 1の場合、その他の順位で同得点率となった場合は当該選手を同順位となる。
2. 最終個人順位は自由演技の成績で決定される。2名の選手が同じ最終スコアとなった場合は当該選手を同順位とする。馬場馬術規程の第4 5 1条も参照のこと。

#### **J - 1 6 条 馬装と服装**

1. 馬装に関する規定は馬場馬術競技会規程を厳守するものとする。但し、プレリミナリー課目では水勒頭絡でも大勒頭絡でも使用が認められる。馬場馬術規程の第4 2 8条を参照のこと。
2. 服装は馬場馬術規程の第4 2 7条を遵守すること。しかしながら暗色の上着、猟騎帽、あるいは山高帽も使用できる。

#### **J - 1 7 条 賞と賞金**

**賞金：**一般規程に「賞と賞金」の記載がある。F E I 選手権競技に関わる賞の配分については競技の開催条件に定め、当該F E I 選手権大会の招待状と実施要項と併せて送付しなければならない。

**メダル：**F E I 団体選手権競技の上位3チームと、F E I 個人選手権競技およびF E I 個人自由演技選手権競技の各々上位3名の個人選手へ、F E I メダルが贈られる。

## 第1章 緒言

### P-0条 概要

ポニーライダーの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。以下に定める諸規程の目的は、特にポニーとポニー馬場馬術に関わる問題点を斟酌し、世界のポニー馬場馬術競技会と競技を規格統一することにある。

### P-1条 諸規程の優先性

本規程に網羅されていない事柄についてはすべて規約、一般規程、獣医規程、その他該当するF E I諸規程すべてが適用される。

## 第2章 出場資格

### P-2条 出場資格－ポニーライダー

1. 12歳となる暦年の始めから16歳となる暦年の終わりまで、ポニーライダーとして競技に出場できる。
2. ポニーライダーをプロフェッショナルとしてクラス分けすることはできない。
3. ポニーライダーは、該当する年齢に達していればポニーライダーとしての資格を失うことなく、ジュニアと／あるいはヤングライダー対象の競技に出場することができる。
4. 該当する年齢に達している選手は、2つ以上のカテゴリーでF E I選手権競技やF E I選手権大会に出場することができるが、F E I選手権大会については一暦年に出場できるのは各競技種目につき1大会のみである。

### P-3条 ポニー

1. ポニーとは平坦な地面上で計測した鬃甲までの高さが蹄鉄なしで148cm以下の小柄な馬である。ポニーの体高測定については獣医規程を参照のこと。
2. いかなる国際競技会においても、ポニーの出場可能年齢は6歳以上とする。

## 第3章 競技会

### P-4条 競技会

1. 国内競技会（CDNP）  
国際競技会への出場をできるだけ容易にするには、国内規程を可能な限り国際規程に合わせることを推奨する。

## 2. 国際競技会

次のような競技会が設定されている：国際競技会（C D I P）と公式国際競技会（C D I O P）

### 3. 公式国際競技会（C D I P）

3.1 C D I Pは主催国の個人選手、および参加国数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。

3.2 このような競技会では、非公式団体競技として「ネーションズカップ」を行うことはできない。

3.3 馬場馬術競技は外国人選手も参加できるものでなければならず、F E I 規程に基づいて開催されなければならない。

3.4 カテゴリーにより異なる開催条件はF E Iにより規定され、公表される。

### 4. C D I O P

4.1 C D I O Pは3ヶ国以上のチームを対象とする国際競技会である。

4.2 馬場馬術規程に明記されている通り、この競技会にはチームと個人選手を対象とする公式競技を入れなければならない。

4.3 一年間に同一国で開催できるC D I O Pは2大会までである。

4.4 C D I O Pは、すでにカレンダーへ記載されているポニー国際馬場馬術競技会の開催に支障をきたさないことを条件に、F E Iの判断でこの年のカレンダーへの掲載が認められる。

4.5 この競技会へは主催国から1チームと、外国からは各国1チームずつの参加が認められる。

4.6 ポニーチームは選手4名とポニー4頭で構成し、上位3名の成績を団体成績にカウントする。3名でのチーム構成も認められる。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

4.7 C D I O PとC D I Pを一緒に開催することができる。

### 5. 貸与ポニー形式での国際競技会

5.1 F E Iの同意があれば、組織委員会が提供するポニーを使用してC D I Pを開催することができる。

5.2 シニア競技会における開催目的で概要が定められた貸与馬規定を適用しなければならない。

6. 本規程を適用する競技会の参加申込では、各選手が参加申込を行うポニーを特定しなければならない。いかなる選手も参加申込を行ったポニー以外のポニーに騎乗することはできない。

## **P - 5条 年次開催のF E I大陸選手権大会**

1. 毎年、各大陸にてF E I大陸選手権大会を馬場馬術競技で開催することができる。

2. 年次開催のF E I大陸選手権大会は、その大陸にあるすべての国を対象とする。大陸外のN Fについても、F E Iの認可があれば招待を受けることは可能であるが、いかなる選手も一暦年のうちに同一競技種目で2つのF E I選手権大会に出場することはできない。

3. F E IがC D I O PとF E I選手権大会の開催を承認する。ポニーライダーにできるだけ多くの国を訪問する機会を与えられるよう、これらの競技会開催は大陸内の国々で交替にするべきである。

4. 旅費節約のためにも、できればF E I障害馬術選手権、F E I馬場馬術選手権、F E I総合馬術選手権を同一競技会で行うべきである。

5. F E I選手権大会はF E I一般規程、馬場馬術規程、現行の特別規程を厳格に遵守して開催しなければならない。

6. 主催国を含めて4ヶ国以上の参加がなければならない。但しヨーロッパ域外では、主催国を含めて2ヶ国以上から不特定数の地域チームの参加でF E I大陸選手権大会を開催できる。これに関わる国々のN Fが地域チームの基準を定める。

7. 前述の第2項に基づいて招待されたチームと個人選手は賞を受ける資格はあるが、メダル獲得あるいはタイトル順位の対象とはならない。

8. F E I選手権大会はできるだけ学校の長期休暇中に開催する。

9. F E I選手権大会は屋外で開催する。

10. 適正な金額であれば参加申込料を徴収してもよく、F E Iが参加申込料の上限を定める。

11. 所属N Fから正式に参加申込のあったチームと／あるいは個人選手だけが出場できる。

12. 複数の競技種目が同じ選手権大会で行われる場合、選手と／あるいはポニーは、同一暦年内では一競技種目にのみ出場することができる。

## 第4章 その他の特別条項

### P - 6条 経費と特典

#### 1. 競技会

競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人家庭への宿泊と資金援助について招待選手の所属N Fと話し合い、これを提供することは自由である。これらの競技会に一般規程は適用しないものの、組織委員会が協議する際の拠り所となる。

#### 2. F E I選手権大会とC D I O P

2.1 N Fは自国のチーム監督、選手、グルーム、ポニーについて、F E I選手権大会とC D I O P開催地への往復旅費を負担する。

2.2 組織委員会については第1項に示す規定を適用するが、以下に示す最低限の項目は世界共通参加申込料に含める：

- ポニーの厩舎と飼料
- 全競技について参加申込料と出場料
- グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。

#### 2.3 役員：馬場馬術競技会規程に準拠した経費と特典

3. すべての特典は、ホース・インスペクション当日から競技会終了の翌日まで受けられるものとする。

4. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームと／あるいは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属NFが責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームと／あるいは個人選手と同泊しなければならない。

上訴委員会は損害額を査定する権限を有する。上訴委員会は、競技会開催期間を通してどの時点であってもFEI法定手続きに従い、容認しがたい行為をとったチームと／あるいは個人選手に罰金を科すことができ、またこれを失格とする権限を有する。

#### **P - 7条 褒 賞**

1. ポニー競技会では賞品を授与することが望ましい。FEI選手権大会ではFEIメダルと賞品のみ授与することができる。賞金は認められない。

2. すべての競技会において出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手にリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。上位4名の個人選手には厩舎プレートを授与することが推奨される。

3. FEI選手権大会では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：

3.1 プレリミナリー競技とコンソレーション競技の実施が予定されている場合は、その出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞品と厩舎プレート、リボンを授与する。

3.2 FEI団体選手権競技ではFEIチーム・メダルを授与する。更に上位4チームの各メンバーには賞品と厩舎プレート、リボンを授与する。

3.3 FEI個人選手権競技ではFEIメダルを授与する。更に出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞品と厩舎プレート、リボンを授与する。

3.4 FEI選手権大会ではメダルとリボンの授与や、P - 6条に定めるような賞の授与を含む表彰式には特別な重要性をもたせ、アリーナで行わなければならない、受賞者は正装でポニーに騎乗して臨む。馬場馬術規程の第436条を参照のこと。

3.5 組織委員会はチーム監督と選手全員に、記念品が厩舎プレートを進呈するものとする。

#### **P - 8条 ポニーの調教／競技会開催期間を通しての個体識別**

1. ホース・インスペクションが予定されている時刻の24時間前から競技会開催期間を通して、騎乗する選手以外の者が鞍をつけてそのポニーに騎乗することは認められず、これに反した場合は失格となる。

競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、引き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（100cm

まで)を1本携帯することが認められる。グルームも上記のようにポニーを常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者はポニーのトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

2. 馬の健康とウェルフェアのために配属されたF E I認定競技会役員、あるいは獣医師による許可がない限り、いかなる目的でもポニーを厩舎、競技区域あるいはスチュワード管轄区域から退出させることはできない。

3. 各ポニーは、到着時に主催者から提供される個体識別番号を競技会の間を通して装着していなければならない。スチュワードを含むどの役員でもポニーの個体識別ができるよう、厩舎から出る時にはいつでもこの番号を付けていることが義務付けられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合は競技場審判団あるいは上訴委員会から当該選手に罰金が科せられる。

### **P - 9条 役員**

C D I PとC D I O P競技会での審判員については、馬場馬術規程の第4 3 7条に従って任命しなければならない。

C D I P / C D I O P : 3名以上の審判員が必要である。競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、N Fが組織委員会がF E I審判員リストより任命する。(5名構成の競技場審判団の場合は)主催国N Fから国内審判員を1名任命することもできる。

3名構成の競技場審判団の場合は少なくとも1名を外国籍の審判員とし、5名構成の競技場審判団の場合は、2名以上が互いに国籍を異にする外国人審判員でなければならない。

更に組織委員会へは、ポニー競技会に経験のある役員を競技場審判団と上訴委員会に加えるよう強く進言するものである。

F E I大陸選手権大会の競技場審判団長、競技場審判団メンバー、技術代表、外国人獣医師代表はF E Iが任命しなければならない。

### **P - 10条 技術代表**

1. 技術代表の任命については馬場馬術規程の第4 4 6条を参照のこと。馬場馬術規程と一般規程が定める責務に加えて、F E Iポニー選手権大会における技術代表はポニーのウェルフェアと、スポーツマン精神を高めフェアプレイを守るという使命を常に忘れず、設備はすべて適切なものであり、参加者の態度も正当であって、最大限の注意を払いつつ社会教育的機能も果たされていることを確認する責任と権限がある。

### **P - 11条 パスポートとポニーの体高測定**

1. F E I一般規程を適用する。
2. どのポニーも有効なF E Iパスポートを携帯していなければならない。
3. ポニーの体高測定については獣医規程を参照のこと。

### **P - 12条 選手の重量**

競技会への出場選手には最低重量の規定を課さない。

### **P - 13条 F E I委員会メンバー**

F E I馬場馬術テクニカル委員会メンバーが臨席する場合は、獣医規程に記載されているF E I厩舎警備規定に従い、厩舎区域への立ち入りと競技会場全域への認可証の発給を受ける。

### **P - 14条 競技会実施要項**

F E Iウェブサイトに掲載されている馬場馬術競技会のF E Iドラフト実施要項を参照のこと。F E Iからも入手できる。

## **第5章 ポニー馬場馬術競技会の規則**

### **P - 15条 概要**

ポニー馬場馬術競技会は、下記に特に修正がない限り、馬場馬術競技会規程に従って開催しなければならない。

### **P - 16条 アリーナ**

馬場馬術規程の第4 2 9条を参照のこと。

### **P - 17条 馬場馬術課目**

国際ポニー馬場馬術競技会では、次のF E Iポニー馬場馬術課目を採用する：

- プレリミナリー競技課目（オプション）
- F E I団体選手権課目
- F E I個人選手権課目
- 自由演技ポニーライダー課目

### **P - 18条 服装**

馬場馬術規程の第4 2 7条を参照。追加として暗色のジャケット、白か淡黄褐色の乗馬ズボンかジョッパー、白のシャツにタイカハンティング・ストック、ハンティング・キャップ。手袋の着用は必須。長靴。トップハットもボーラーハットも認められない。演技中はいかなる鞭の使用も認められない。しかしウォームアップでは1 0 0 cmまでの鞭1本の使用が認められる。拍車の使用は任意であるが、使用する場合には柄の長さが1.5 cm以内で鋭利でない金属製の拍車のみ認められる。輪拍は認められない。

騎乗中は3ヶ所の留め具でしっかり固定できる保護帽の着用が義務づけられる。

### **P - 19条 馬装**

**1. 鞍：**馬場馬術規程の第4 2 8条を参照のこと。英国式馬場馬術鞍を使用しなければならない。

**2. ポニーへの騎乗では常時、通常の水勒を使用しなければならない。馬場馬術規程の第4 2 8条に図解されている鼻革はすべて許可される。**

**3. 銜：**馬場馬術規程の第4 2 8条を参照のこと。水勒銜は金属製か硬質のプラスチック製でなければならないが、ゴムでカバーされたものでもよい。ゴムの水勒も

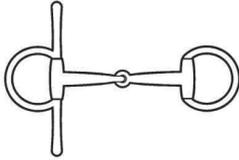
認められる。大勒銜、ハックモア、ギャグの使用は認められない。銜の直径は10 mm 以上とする。

4. 馬装検査とその他馬装に関しては、馬場馬術規程の第428条を参照のこと。

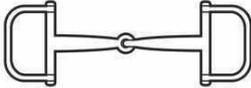
Permitted bits for ponies in Dressage ポニーの馬場馬術競技で許可されている銜



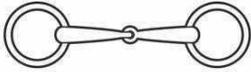
Unjointed rubber snaffle  
ジョイントのないゴム製水勒銜



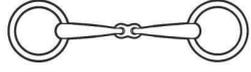
Eggbutt snaffle a) with cheeks b) without cheeks  
エッグバット水勒銜 a) 銜枝付き b) 銜枝なし



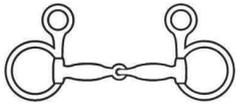
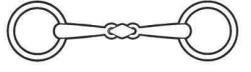
Racing snaffle  
レース用水勒銜



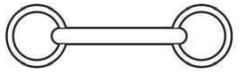
Snaffle with jointed mouthpiece  
ジョイントのある銜身の水勒銜



Snaffles with double-jointed mouthpiece  
ダブル・ジョイントの水勒銜

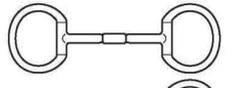


Hanging cheek snaffle  
ハンギング・チーク水勒銜

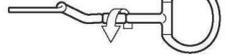


Straight bar snaffle. Permitted also with mullen mouth and with eggbutt rings

銜身に折れない水勒銜。ミューレン・マウスおよびエッグバット・リング付きのものも許可される。



Snaffle with rotating mouthpiece  
銜身が回転する水勒銜



Snaffle with rotating middle piece  
中央部分が回転する水勒銜



Rotary snaffle 回転式水勒銜



以上のどの銜でもゴムや皮、プラスチックで覆うことは認められるが、製品化されているものを使用しなければならない。馬場馬術規程の第428条も参照のこと。

## P - 20条 CDIOPとFEI大陸馬場馬術選手権大会

1. 参加申込：馬場馬術規程の第448条と一般規程を参照のこと。

### 2. チーム

FEI団体選手権大会には、各NFとも選手4名、ポニー4頭までの1チームを参加申込することができる。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

組織委員会はチーム監督とチーム獣医師へ招待状を送付しなければならず、彼等には選手と同等の特典が付与される。

### 3. チームに代る個人選手

チームを派遣できないNFは、1名か2名の個人選手を各々1頭のポニーと共に参加申込できる。

### 4. グルーム

NFは各ポニーにつきグルーム1名、チームごとに4名までのグルームを派遣することができる。

### 5. 出場選手の申告とスターティング・オーダー

馬場馬術規程の第424条と第425条を参照のこと。

### 6. 競技と実施課目

競技は以下の構成である：

プレリミナリー馬場馬術競技

オプション。チーム監督の判断により申告を行う。プレリミナリー馬場馬術競技が予定されていない場合は、団体課目が行われる前にメイン・アリーナで馴致できるよう、選手に時間を割り振らなければならない。

## A. FEIポニー団体馬場馬術選手権

A1 これは団体ポニー馬場馬術競技である。

採用課目：ポニーライダーの団体馬場馬術課目。選手全員に出場が義務づけられる。

## **B. F E I ポニー個人馬場馬術選手権**

ポニーライダーの個人馬場馬術競技課目と自由演技ポニーライダー課目は、個人競技である。

### **B 1 F E I ポニー個人選手権**

個人競技課目は、団体馬場馬術競技で上位 2 5 組に入った選手／ポニーが参加できる個人選手権である。チームの選手 4 名全員が出場資格を得た場合は、全員が参加できる。

### **B 2 F E I 自由演技ポニーライダー選手権**

F E I 自由演技ポニーライダー選手権は、競技 B 1 で同率第 1 5 位の人馬を含む上位第 1 5 位までの人馬に出場が限定され、またその出場が義務づけられる。一ヶ国につき 3 名までの選手が出場できる。自由演技課目で同率となった場合は、芸術点の高い方を上位とする。

団体競技と個人競技での得点率を合算することはせず、競技はすべて 0 点からスタートする。

選手と／あるいはポニーの病気が確認された場合は、該当順位で次点の人馬コンビネーションが繰り上げ参加となり、出場枠を満たす。馬場馬術規程の第 4 2 4 条を参照のこと。

## **7. コンソレーション競技**

オプション：出場義務はなく、F E I 個人選手権あるいは個人自由演技競技に出場しない選手／ポニーが参加できる。

(プレリミナリー競技課目)

## **8. F E I 選手権大会開催方式**

- A 1 団体課目 選手全員
- B 1 個人課目 選手全員
- B 2 自由演技課目 個人課目から上位 1 5 選手

## **9. スターティング・オーダーの抽選**

- A 1 団体競技 馬場馬術規程の第 4 2 5 条を参照
- B 1 個人課目 団体競技成績のリバース・オーダーで 5 名ずつのグループに分けて抽選
- B 2 自由演技課目 馬場馬術規程の第 4 2 5 条を参照

1 0. 団体順位：馬場馬術規程の第 4 5 1 条を参照

1 1. 個人順位：馬場馬術規程の第 4 5 1 条を参照

1 2. 競技場審判団と技術代表：馬場馬術規程の第 4 3 7 条を参照

1 3. 上訴委員会：馬場馬術規程の第 4 4 7 条を参照

1 4. 獣医師代表団：獣医規程を参照

1 5. 賞と記念品

賞と記念品の配分については、本付則の P - 7 条に記載されている必要条件に準拠しなければならない。

**メダル**： F E I 団体選手権競技の上位 3 チームと、 F E I 個人選手権競技および F E I 自由演技個人選手権競技の各々上位 3 名の個人選手へ、 F E I メダルが贈られる。

#### 16. その他

本付則で網羅されていない状況については、競技場審判団が F E I 一般規程と馬場馬術競技会規程に基づき、公正な選手権大会の順位づけとして最善と考える決定をくだす。

## 第1章 緒言

### Ch - 0条 概要

チルドレンの参加は世界の馬術競技の発展に重要な要素である。以下に定める諸規程の目的は、特にチルドレンに関わる問題点を斟酌し、世界中の様々なタイプのチルドレン競技会と競技を規格統一することにある。

### Ch - 1条 諸規程の優先性

本規程に網羅されていない事柄についてはすべて規約、一般規程、獣医規程、その他該当するF E I諸規程すべてが適用される。

## 第2章 出場資格

### Ch - 2条 チルドレンの定義

1. 12歳となる暦年の始めから14歳となる暦年の終わりまで、チルドレンとして競技に出場できる。

2. 該当する年齢に達している選手は、2つ以上のカテゴリーで競技に出場することはできるが、各競技種目で一暦年中に出場できるF E I選手権大会は一大会のみである。

## 第3章 競技会

### Ch - 3条 競技会の種類

#### 1. 国内競技会（CDN - Ch）

国際競技会への出場をできるだけ容易にするには、国内規程を可能な限り国際規程に合わせることを推奨する。

#### 2. 競技会

次のような種類のチルドレン馬場馬術競技会が設定されている：

- 国際競技会 C D I - C h
- 公式国際競技会 C D I O - C h
- F E I大陸選手権大会 C H - D C h

#### 3. 国際競技会（C D I - C h）

3.1 C D I - C hは主催国の個人選手、および参加国数に制限を設けず諸外国からの個人選手を対象とする国際競技会である。

3.2 チルドレン国際競技会は次のように分類される：

C D I - C h カテゴリー A 自馬競技会  
C D I - C h カテゴリー B 貸与馬競技会

#### 4. 公式国際競技会 C D I O - C h

4.1 C D I O - C h は 3 ヶ国以上のチームを対象とする公式国際競技会である。

4.2 該当する種目の競技会規程に明記されている通り、この競技会にはチームと個人選手を対象とする公式競技を入れなければならない。

4.3 ヨーロッパ域外では、同一年に同一国で開催できる C D I O - C h はどの種目についても 2 大会までである。

ヨーロッパでは、同一年に開催できる C D I O - C h はどの種目についても一ヶ国につき 1 大会のみである。

4.4 C D I O - C h は、すでにカレンダーへ記載されているチルドレン国際馬場馬術競技会の開催に支障をきたさないことを条件に、F E I の判断でこの年のカレンダーへの掲載が認められる。

4.5 C D I O - C h は F E I の承認を受けて貸与馬を使用して開催することができる。F E I 大陸選手権大会は貸与馬では開催できない。

4.6 これらの競技会へは主催国から 1 チームと、外国からは各国 1 チームずつの参加が認められる。

4.7 馬場馬術競技のチームは選手 4 名と馬 4 頭で構成し、そのうち上位 3 名の成績をカウントする。3 名でのチーム構成も認められる。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

#### 5. 貸与馬形式での国際競技会

5.1 F E I の同意があれば、組織委員会が提供する馬を使用して C D I - C h と C D I - C h を開催することができる。

5.2 F E I の同意があれば、貸与馬での競技会で組織委員会は以下の方式を採用することができる：

5.2.1 主催国の選手が各々馬を 2 頭提供する。抽選を行って外国人選手と主催国選手とを組み合わせる。もう一回抽選を行って、主催国選手の馬のどちらかを相手の外国人選手に割当てる。主催国選手はもう片方の馬に騎乗する。あるいは、

5.2.2 主催国の選手が各々馬を 2 頭提供する。各外国人選手は各主催国選手が騎乗する馬を抽選する。残った馬を集め、もう一回抽選を行って外国人選手に割当てる。

あるいは、

5.2.3 組織委員会が馬を全頭提供し、抽選で出場する選手に割当てる。あるいは、

5.2.4 主催国の選手が各々馬を1頭提供する。抽選を行って外国人選手と主催国選手の組み合わせを行う。各馬には主催国選手と外国人選手が騎乗する。第1競技では主催国選手が先に自分の馬に騎乗する。

5.3 貸与馬競技についてはすべて以下の規定を適用する：

5.3.1 外国人選手には十分な頭数のリザーブ馬を提供しなければならない。明らかに外国人選手には不相当と思われる馬は、リザーブ馬に変更しなければならない。このような馬の交代は競技場審判団の承認が必要である。

5.3.2 どの選手も抽選で決定した馬を1時間の騎乗セッションにて、少なくとも1回は調教する機会を得られる。

5.3.3 組織委員会はスクーリング・セッションの管理規定を定める。

5.3.4 遅くとも第1競技の2日前までには馬を割当てなければならない。

5.3.5 馬には毎日一回、1時間まで騎乗することができる。

5.3.6 馬には日常使われている銜であり、抽選に際して臨場した時の銜を使用して騎乗しなければならない。馬の所有者の同意があった場合にのみ銜の交換ができる。

5.4 以下に別段の記載がある場合を除き、5.2.4に従って行われる貸与馬競技には、上述および下記に示す規定を適用する。

#### **Ch - 4条 年次開催のF E I大陸選手権大会**

1. 毎年、各大陸にてF E I大陸選手権大会を開催することができる。

2. 年次開催のF E I大陸選手権大会は、その大陸にあるすべての国を対象とする。大陸外のN Fについても、F E Iの認可があれば招待を受けることは可能であるが、いかなる選手も一暦年のうちに同一競技種目で2つのF E I選手権大会に出場することはできない。

3. F E IがC D I O - C hとF E I選手権大会の開催を承認する。チルドレン選手にできるだけ多くの国を訪問する機会を与えられるよう、これらの競技会の開催は、大陸内の国々で交替にするべきである。

4. F E I選手権大会はF E I一般規程、馬場馬術規程、本付則を厳格に遵守して開催しなければならない。

5. 主催国を含めて4ヶ国以上の参加がなければならない。但しヨーロッパ域外では、主催国を含めて2ヶ国以上から不特定数の地域チームの参加でF E I大陸選手権大会を開催できる。これに関わる国々のN Fが地域チームの基準を定める。

6. 前述の第2項に基づいて招待されたチームと個人選手（即ち開催される大陸以外からの選手）は賞を受ける資格はあるが、メダル獲得あるいはタイトル順位の対象とはならない。

7. F E I 選手権大会はできるだけ学校の長期休暇中に開催する。

8. F E I 選手権大会は屋外で開催する。

9. 適正な金額であれば参加申込料を徴収してもよい。F E I 選手権大会を構成する競技については、できれば参加申込料を徴収するべきではない。

11. 所属N F から正式に参加申込のあったチームと／あるいは個人選手だけが出場できる。

## 第4章 その他の特別条項

### Ch - 5条 経費と特典

#### 1. 競技会

チルドレンを対象とする競技会の組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人家庭への宿泊と資金援助について交渉し、これを提供することは自由である。このような競技会に一般規程は適用しないものの、組織委員会が協議する際の拠り所となる。

#### 2. C D I O - Ch と F E I 選手権大会

2.1 N F は自国のチーム監督、選手、グルーム、馬について、C D I O - Ch と F E I 選手権大会開催地への往復旅費を負担する。

2.2 組織委員会については第1項に示す規定を適用するが、以下に示す最低限の項目は含まれる：

- 馬の厩舎と飼料
- グルームはできるだけ厩舎近くに滞在できるようにする。
- 宿泊を無料で提供できない場合は適切な宿泊施設を手配するか推薦し、料金については実施要項に記載しなければならない。

2.3 役員については馬場馬術規程を適用する。

3. すべての特典は、ホース・インスペクション当日から競技会終了の翌日まで受けられるものとする。

4. チーム監督は競技会開催期間を通して、そのチームと／あるいは個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属N F が責任を負う。選手が個人家庭に宿泊しない場合、チーム監督はそのチームと／あるいは個人選手と宿泊しなければならない。

上訴委員会は損害額を査定する権限を有する。F E I 法務システムに従って罰金を科すことができる。上訴委員会は競技会開催期間のどの時点であっても、容認しがたい行為をとったチームと個人選手に罰金を科すことができ、またこれを失格とする権限を有する。

### Ch - 6条 褒賞

1. チルドレン選手には賞品を授与し、賞金は認められない。

2. すべての競技会において、出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手にリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。上位4名の個人選手には厩舎プレートを授与することが望ましい。

3. F E I 選手権大会では少なくとも次のような賞を授与しなければならない：  
3.1 プレリミナリー競技とコンソレーション競技では、その出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞品と厩舎プレート、リボンを授与する。

3.2 F E I 団体選手権競技ではF E I メダルを授与する。更に上位4チームの各メンバーには賞品と厩舎プレート、リボンを授与する。

3.3 F E I 個人選手権競技ではF E I メダルを授与する。更に出場選手の4分の1、少なくとも第5位までの選手に賞品と厩舎プレート、リボンを授与する。

4. 競技会では表彰式に重要性をもたせ、特に表彰式主体のさよならパーティーのような場で開催することが望ましい。このような場を設けることができない場合は、競技用アリーナで行うべきであり、いかなる場合でもリボンの贈呈はアリーナで行うべきである。

5. 組織委員会はチーム監督と選手全員に、記念品か厩舎プレートを進呈するものとする。

## **Ch - 7条 馬**

### **1. 調教**

競技会場に到着した時点から騎乗、常歩で歩かせること、引き馬、調馬索（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、競技会場のどこにおいても鞭（120cmまで）を1本携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。

馬の健康とウェルフェアのために配属された獣医師、あるいはF E I 認可競技会役員による許可がない限り、いかなる目的でも馬を厩舎、競技区域あるいはスチュワード管轄区域から退出させることはできない。

### **2. コントロール**

自分の馬をコントロールできないチャイルドについては、競技場審判団の判断により競技開始前に、あるいは演技中に棄権させられる場合があり／あるいはその競技会において、その馬ではそれ以降出場できなくなる場合がある。

### **3. 個体識別**

各馬は、到着時に主催者から提供される個体識別番号を競技会の間を通して装着していなければならない。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、厩舎から出るときにはいつでもこの番号を付けていることが義務付けられる。この番号の提示を怠った場合は先ず警告カードが渡され、再犯の場合はF E I 法定手続きに従って、競技場審判団あるいは上訴委員会から当該選手に罰金が科せられる。

## **Ch - 8条 審判員／競技場審判団／上訴委員会**

C D I - ChとC D I O - Chの審判員については、馬場馬術規程に従って任命しなければならない。

C D I - Ch／C D I O - Ch：3名以上の審判員が必要である。競技場審判団長とその他の競技場審判団メンバーは、N Fが組織委員会がF E I 審判員リストより任命する。（5名構成の競技場審判団の場合は）主催国N Fから国内審判員を1名任命することもできる。

3名構成の競技場審判団の場合は少なくとも1名を外国籍の審判員とし、5名構成の競技場審判団の場合は、2名以上が互いに国籍を異にする外国人審判員でなければならない。

更に組織委員会へは、チルドレン対象の馬場馬術競技に経験のある役員を競技場審判団と上訴委員会に加えるよう強く進言するものである。

F E I 大陸選手権大会と地域選手権大会の競技場審判団長、競技場審判団メンバー、技術代表（競技場審判団長が競技場審判団のメンバーは技術代表としての職責を果たすことができる）、外国人獣医師代表はF E I が任命する。

上訴委員会については、馬場馬術規程の該当条項を参照のこと。

#### **Ch - 9条 技術代表**

1. 一般規程とシニア馬場馬術規程が定める責務に加えて、F E I チルドレン選手権大会と国際競技会に携わる技術代表（技術代表が任命される場合）は、馬のウェルフェアと、スポーツマン精神を高めフェアプレイを守るという使命を常に忘れず、設備がすべて適切なものであり、参加者の態度も正当であって、最大限の注意を払いつつ社会教育的機能も果たされていることを確認する責任と権限がある。

#### **Ch - 10条 パスポート**

1. F E I 一般規程を適用する。
2. F E I 獣医規程を適用する。

#### **Ch - 11条 実施要項**

F E I ウェブサイトに発表されているF E I ドラフト実施要項を参照のこと。

## **第5章 チルドレン馬場馬術競技会の規則**

#### **Ch - 12条 概要**

チルドレン馬場馬術競技会は、下記に特に修正がない限り、馬場馬術競技会規程に従って開催しなければならない。

#### **Ch - 13条 アリーナ**

第429条と付則11「馬場馬術用アリーナ」を参照のこと。

#### **Ch - 14条 馬場馬術課目**

チルドレン馬場馬術競技会の馬場馬術課目はF E I ウェブサイトに掲載されている。競技会では、これらの課目をすべて暗記して演技を行わなければならない。

#### **Ch - 15条 選手の重量**

制限なし。

#### **Ch - 16条 服装**

1. 騎乗中は3ヶ所の留め具でしっかり固定できる保護帽の着用が義務づけられる。

2. 暗色のジャケット、白か淡黄褐色の乗馬ズボンかジョッパー、長靴、白のシャツにタイカハンティング・ストック、ハンティング・キャップ。手袋の着用は必須。トップハットもボーラーハットも認められない。演技中はいかなる鞭の使用も認められない。しかしウォームアップでは1.20cmまでの鞭1本の使用が認められる。拍車の使用は任意であるが、使用する場合には柄の長さが1.5cm以内で鋭利でない金属製の拍車のみ認められる。輪拍は認められない。

### **Ch - 17条 馬装**

1. **鞍**：英国式馬場馬術鞍を使用しなければならない。

2. **銜**：騎乗の際は常時、カブソン鼻革、ドロップ鼻革あるいはフラッシュ鼻革がついた通常の水勒（馬場馬術規程の第428条を参照）を使用しなければならない。

3. 水勒銜は金属製か硬質のプラスチック製でなければならないが、ゴム（製品化されているもの）でカバーされたものでもよい。大勒銜、ハックモア、ギャグの使用は認められない。

4. 蠅除け頭巾は、馬を虫から保護する目的でのみ認められる。異例な状況下においてのみ、競技場審判団長／技術代表の判断で許可される。蠅除け頭巾は控えめなものとし、馬の目を覆うものであってはならない。馬場馬術規程の第428条を参照。

5. その他馬装に関わることは、馬場馬術規程の第428条を適用する。

## **第6章 F E I大陸および地域馬場馬術選手権大会**

### **Ch - 18条 参加申込**

1. 主催国N Fは、F E Iの承認を受けた後に、実施要項を招待状と共に当該大陸あるいは地域で該当するN Fへ送付する。

#### **2. チーム－F E I選手権大会**

2.1 各N Fとも選手4名、馬4頭までの構成で1チームを参加申込することができる。しかしヨーロッパ域外では、当該N Fがチーム数とチーム派遣の地域ベースを決定できる。組織委員会はチーム監督へ招待状を送付しなければならず、監督には選手と同等の特典が付与される。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

2.2 F E I選手権大会の団体競技と個人競技では、選手4名と馬4頭の参加が認められる。

2.3 C D I O - C hについてもF E I選手権大会と同様の招待数とする。組織委員会はチーム監督へ招待状を送付しなければならず、監督には選手と同等の特典が付与される。

#### **3. チームに代る個人選手－F E I選手権大会**

チームを派遣できないN Fは1名か2名の個人選手を各々1頭の馬と共に参加申込できる。

#### **4. グループ**

C D I O - C hとF E I選手権大会において、N Fは各馬につきグループ1名、チームごとに4名までのグループを派遣することができる。

**5. 参加申込**は馬場馬術規程に従い、3段階にわたって行わなければならない。

## **6. 出場選手の申告とスターティング・オーダー**

スターティング・オーダーの抽選は、馬場馬術規程の第425条に従う。

## **7. 競技**

### **7.1 プレリミナリー競技**

選手全員に出場義務あり－F E I チルドレン・プレリミナリー課目

### **7.2 F E I 団体選手権および個人予選競技**

選手全員に出場義務あり－F E I チルドレン団体課目

### **7.3 コンソレーション競技**

個人選手権競技に出場しない選手を対象とする－オプション－F E I チルドレン・プレリミナリー課目

### **7.4 F E I 個人選手権**

F E I 団体選手権と個人予選競技で上位15人馬を対象とする（7.2項参照）。同率で第15位の人馬を含め、一ヶ国につき3名までの選手が出場できる（チーム監督が選考）。

## **8. 団体順位**

8.1 競技8.2での優勝チーム（チーム内上位3名の選手）は得点率の合計が最も高いチーム、第2位は次点のチームというように決定する。

8.2 2チーム以上で同じ得点率となった場合は、各チーム上位3選手のうちの最下位の選手の成績がもっとも高いチームを優勝とする。馬場馬術規程の第451条を参照のこと。

## **9. 個人順位**

最終個人順位は、個人競技における得点率で決定する。上位第3位までで得点率が同じとなった場合は、総合観察点の高い方を上位とする。馬場馬術規程の第451条を参照のこと。

## **10. 競技場審判団と技術代表**

競技場審判団長あるいは競技場審判団メンバー／技術代表は、F E I が技術代表として任命しなければならない。その任命と競技場審判団メンバーの任命は、馬場馬術規程の第437条に準拠しなければならない。

### **11. 上訴委員会**

上訴委員会の構成と、同委員長と委員会メンバーの任命は、馬場馬術規程の第438条に記載された必要条件に従わなければならない。

### **12. 獣医師代表団－獣医師代表**

獣医規程を参照のこと。

### **13. 賞と記念品**

賞と記念品の配分については上記Ch - 6条に記載された必要条件に従わなければならない。F E I大陸選手権大会と、F E Iが承認した他のF E I選手権大会では、チームと個人選手にメダルが授与される。

### **14. その他**

本付則で網羅されていない状況については、競技場審判団がF E I一般規程と馬場馬術競技会規程に基づき、公正な選手権大会の順位づけとして最善と考える決定をください。

F E IはF E I選手権大会の開催を、F E I「オープン」選手権大会とするかF E I「非オープン」選手権大会とするか決定する。F E I「オープン」選手権大会とする場合は、開催される大陸あるいは地域の域外にある国からのチームと個人選手は、選手権メダルとタイトルを目指すことはできない。

## **Ch - 19条 出場資格**

### **1. 馬**

1.1 馬は6歳以上でなければならない。

1.2 F E I選手権大会は、その開催年と／あるいはその前年のシニアC D I Oのネーションズカップ・シリーズがグランプリに出場していない馬を対象とする。

1.3 F E I選手権大会が行われる競技会にて、シニア対象のいかなる競技にも出場していない馬であること。

### **2. 選手**

2.1 14歳となる年の間、チルドレン（チャイルド）はジュニア対象のF E I大陸馬場馬術選手権大会に出場できるが、同一年にチルドレンおよびジュニア対象のF E I選手権大会に出場することはできない。

2.2 14歳となる年の間にジュニア対象のF E I大陸馬場馬術選手権大会に出場したチルドレン（チャイルド）は、もはやチルドレン対象のF E I選手権大会に出場することはできない。

## **付則6 名誉章**

### **2005年1月1日以降**

1. 名誉章は次の基準で選手に授与される：
2. CDIOのグランプリで上位第15位までに入った回数が：
  - 14回のCDIOにて - 金章
  - 10回のCDIOにて - 銀章
  - 6回のCDIOにて - 銅章
3. CDIOのグランプリ・スペシャルへの出場（FEI選手権大会方式）は、CDIO2回に相当する。
4. CDIOでのグランプリ・スペシャルか自由演技グランプリへの出場（ネーションズカップ・シリーズ方式）は、CDIO2回に相当する。
5. FEI大陸選手権大会、FEI世界選手権大会、オリンピック大会のグランプリ・スペシャルへの出場は、CDIO3回に相当する。
6. CDIOの自由演技グランプリへの出場（FEI選手権大会方式）は、CDIO3回に相当する。
7. FEI大陸選手権大会、FEI世界選手権大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナル、オリンピック大会の自由演技グランプリへの出場は、CDIO4回に相当する。
8. 名誉章の申請にはそれを裏付けるものが必要である。

## **付則7 国際馬場馬術審判員**

### **(i) カテゴリー**

審判員は4つのカテゴリーに分類される：2\* 審判員（新規）、3\* 審判員（以前の国際審判員補）、4\* 審判員（以前の国際審判員）、5\* 審判員（以前の公認国際審判員）

### **(ii) 年齢**

2\* 審判員 – 2\* 審判員への昇格は50歳まで可能

3\* 審判員 – 3\* 審判員への昇格は55歳まで可能

4\* 審判員 – 4\* 審判員への昇格は60歳まで可能

5\* 審判員 – 昇格に年齢制限なし

年齢制限はすべてのカテゴリーで70歳である。審判員は71歳の誕生日を迎える年に、F E I馬場馬術審判員リストより引退となる。

### **(iii) 言語**

少なくとも英語を話し、できればフランス語も理解できること。

### **(iv) N Fのサポート**

昇格とF E Iリストに留まるには、いかなるF E I審判員もN Fのサポートが必要である。一般規程を参照のこと。

### **(v) 審判員の数**

各々の地域に必要なF E I審判員の人数は、その地域で開催される国際競技会の数とそのレベルにより異なってくるものであり、F E Iがこれを決定する。

### **(vi) 競技会における審判員の任命**

審判員の任命規則は、馬場馬術規程の第437条と第446条に記載されている。

### **(vii) 資格と最低条件**

2\* 審判員、3\* 審判員、4\* 審判員、5\* 審判員となるための資格と最低条件は個々にF E Iより公表され、F E I馬場馬術審判員教育システムにより管理される。

技術代表の資格認定は以下の通り：

1. F E I 4\* 審判員あるいは5\* 審判員であること、そして

2. C D I 3\* 以上、あるいはC D I Oにて5回以上、組織委員会のメンバーを務めていること

### **一般条件：**

#### **(i) 審判員の立替清算**

国際馬場馬術競技会にて審判業務を行う者は、以下の通りの支払いを受ける：交通費全額（F E I出張規定に従う）、食費と宿泊費全額の返済、更に1日150スイスフラン/100ユーロの日当。

## **(ii) 利害の抵触**

いかなる審判員も、その任務が利害関係に抵触するような場合は競技会にて審判員を務めることができない。馬場馬術審判員の F E I 規格と一般規程を参照。

F E I 規格／規程の違反については F E I と馬場馬術テクニカル委員会へ報告を行い、F E I 法務部門に付託して対応を求める。

## **(iii) 競技に出場している審判員**

F E I 審判員は、同一暦年に同一大陸にて F E I シニア競技の審判員を務めつつ、国際競技へ出場することはできない。毎年 1 月 1 日までに、その年は審判員を務めることを希望するのか、あるいは競技への出場を希望するのか、所属 N F を通して F E I へ申告しなければならない。

## **(iv) 無活動**

3 年を超える期間、活動を行っておらず、再度資格を認定されてもいない F E I 審判員は、F E I により F E I 馬場馬術審判員リストから除名される。活動を行っていない／資格認定を受けなおしていないという理由でリストから除名された審判員で、資格を復活させたい者は、改めて資格認定手順を経ない限り復職することはできない。F E I 馬場馬術審判員教育システムを参照のこと。

## **(v) 競技の評価**

同一課目の審査で総合成績に審判員の間で 5 % を超える幅がでた場合、競技場審判団長と／あるいは主任審判員／外国人審判員は、審判員を召集して評定を行わなければならない。ミーティングはその競技終了後 2 4 時間以内に行わなければならない、できれば問題となった人馬コンビネーションのビデオを用いて行う。

3 \* 審判員、4 \* 審判員、5 \* 審判員は、国際馬場馬術競技会にて競技場審判団長やその他の競技場審判団メンバーのセクレタリーやアシスタントを務めることはできないが、2 \* 審判員、3 \* 審判員、4 \* 審判員は同席することを認められる。2 \* 審判員は、インターメディエイト II 以上の競技でセクレタリーあるいはアシスタントを務めることができる。

条件および F E I 馬場馬術審判員教育システムの詳細については、F E I ウェブサイト－馬場馬術を参照のこと。

## **付則 8 貸与馬で行うCDI / CDI Oの指針**

F E I の承認を受けて、主催国 N F が借り上げた馬匹を使用して国際競技会あるいは競技を開催することができる。その場合は以下の条件を適用する：

1. 馬の借り上げと競技を開催する追加条件を実施要項に記載しなければならない。

ホース・インスペクションと抽選の前に打ち合わせ会を設け、貸与馬と競技会運営に関する特定条件について、チーム監督や選手、馬の所有者、役員に説明しなければならない。

2. 組織委員会は必要な頭数の馬（選手 1 名につき 2 頭が上限）を準備する。すべての選手が同じ頭数の馬に騎乗できるようにするべきである。

2. 1 馬は全頭とも目的とする競技レベルで同等の競技能力がなければならない。世界馬場馬術ランキング・リストに掲載されている馬を貸与馬競技に用いることはできない。

2. 2 各選手に 2 頭ずつ割当てただけの馬がない場合は、人数分に加えて少なくとも 3 ~ 4 頭のリザーブ馬を準備しなければならない。

2. 3 馬の抽選は実行可能な範囲でできるだけ早く、遅くとも第 1 競技開始の 2 4 時間前までに行う。

3. ホース・インスペクションは競技場審判団長 / 外国人審判員、獣医師代表団長か獣医師代表、チーム監督かチーム代表、および選手が臨席する場で行わなければならない。

馬は厳密に個体識別を行わなければならない。

3. 1 馬の所有者は馬場馬術規程の第 4 2 8 条に準拠した勒を持参し、当該馬に使用する。競技場審判団長は各馬の勒と銜を記録する。競技場審判団長の特別許可がある場合を除き、この勒と銜は競技会中を通して変更することはできない。

3. 2 リザーブ馬はすべて検査を受けなければならない。F E I 獣医師代表と競技場審判団長、および外国人審判員 / 技術代表が認めた場合にのみ交代が可能である。チーム馬はチーム内であれば交代できる。

4. 抽選：第 1 競技開始の当日か前日に、第 4 2 5 条に準拠したスターティング・オーダーの抽選を行う。

5. 最終個人競技がある場合は次の要領で行わなければならない：

a) 出場資格：団体競技の成績で、同率第 1 5 位の選手を含む第 1 5 位までの人馬コンビネーションを対象とする。

b) スターティング・オーダー：個人最終競技：予選競技で上位 1 5 組に入った選手の騎乗馬の中で抽選を行う。選手が団体競技、あるいはその他の予選競技で騎乗した馬と同じ馬にあたった場合は、もう一度抽選を行わなければならない。選手は 1 頭の馬でのみ出場できる。

c) 最終個人順位：（予選と最終個人競技の）両競技の成績が最終個人順位にカウントされる。各競技の得点率が加算される。

d) 同点：第1位で同点の選手がでた場合は、最終個人競技での成績が高い方を上位とする。

6. 抽選を行った後に獣医師代表／獣医師代表団が馬の競技出場は不適性であると見なした場合に備えて、組織委員会は妥当な頭数のリザーブ馬を準備するべきである。抽選の時にリザーブ馬の名前を明らかにすること。

6.1 上記の場合、リザーブ馬の抽選を行わなければならない。これらの馬はホース・インスペクションに合格しているものとする。選手数や馬の頭数がいかようであっても、抽選の際には選手数を上回る頭数の馬を準備する努力をしなければならない。

7. 競技会全体で、選手が各々2～3頭を抽選で引くような場合は、できれば競技会開始の前日に、最低1時間の練習時間を設けなければならない。選手は全員、各競技における各自の出番前に30分間のウォームアップと調教を行うことができる（5項目に記載の競技は除外する）。これについてはF E I技術代表とF E Iスチュワードが管轄しなければならない。

8. 国内馬だけの出場であり、N Fが受領した書類で個体識別が可能な場合はF E Iパスポートを必要としない。

## 付則9 パ・ド・ドウ

パ・ド・ドウは国際競技馬場馬術における1競技であり、2組の人馬コンビネーションが同時にアリーナ（競技用馬場）に入る。パ・ド・ドウのチームは馬2頭と選手2名で構成し、各々の人馬コンビネーションが個人として、またチームとして演技を行う。採点は実施した運動項目の資質に重きが置かれる。パ・ド・ドウのチームは、指定の自由演技レベルで自らの振り付けにて演技を行う。

審判：3名の審判員がC地点に着席する。審判員1名が片方の人馬コンビネーションを審査し、もう1名の審判員は他方の人馬コンビネーションを審査する。両審判員とも技術点のみ出す。3人目の審判員が演技の芸術面を審査する。

審査用紙：自由演技課目の審査用紙

## 付則10 厩舎警備

### 1. 必要最小限度のF E I 厩舎警備

CDI - Ch / CDIP / CDIJ / CDIY / CDI3\* ~ 5\* / CDIO3\* ~ 5\* / F E I 選手権大会、および大会に関する必要条件については、F E I 獣医規程と毎年公表される馬場馬術競技会一覧を参照のこと。

### 2. 厩舎警備の軽減

マイナーな馬場馬術競技会（CDI1\* とCDI2\*）、および西ヨーロッパ域外で開催されるCDI - Ch / CDIP / CDIJ / CDIY / CDI3\* では、以下のような暫定措置が試験的に実施され、毎年見直しが行われる：

#### 必要条件

1. 馬は競技会場の厩舎へ入厩しなければならない。
2. 可能な限り、同一国から参加した馬は同一厩舎に収容するべきである。特に外国から到着した馬は、国ごとに適正に隔離して厩舎に収容する旨、徹底させるべきである。馬インフルエンザに関して、当該競技会が国内競技会と併せて行われる場合には、ワクチン接種を受けている馬を未接種の馬とは別の厩舎へ入厩させなければならない。
3. 馬のウェルフェアについては決して妥協があってはならない。
4. 組織委員会は、その競技会の厩舎区域を厩舎管理責任者とスチュワードに24時間体制で監視させ、疝痛が発生した場合や馬が馬房内で身動きがとれなくなっている場合、火事の危険などから馬を保護しなければならない。
5. 防護用フェンスの設置と立ち入り規制の実施は義務づけられないが、実理的な理由から必要となった場合、獣医師代表か外国人審判員／技術代表はこのような措置を要求する権利、あるいは厩舎区域に非常に近い場所へ車両を駐車されないようロープを張るなど要請する権利がある。

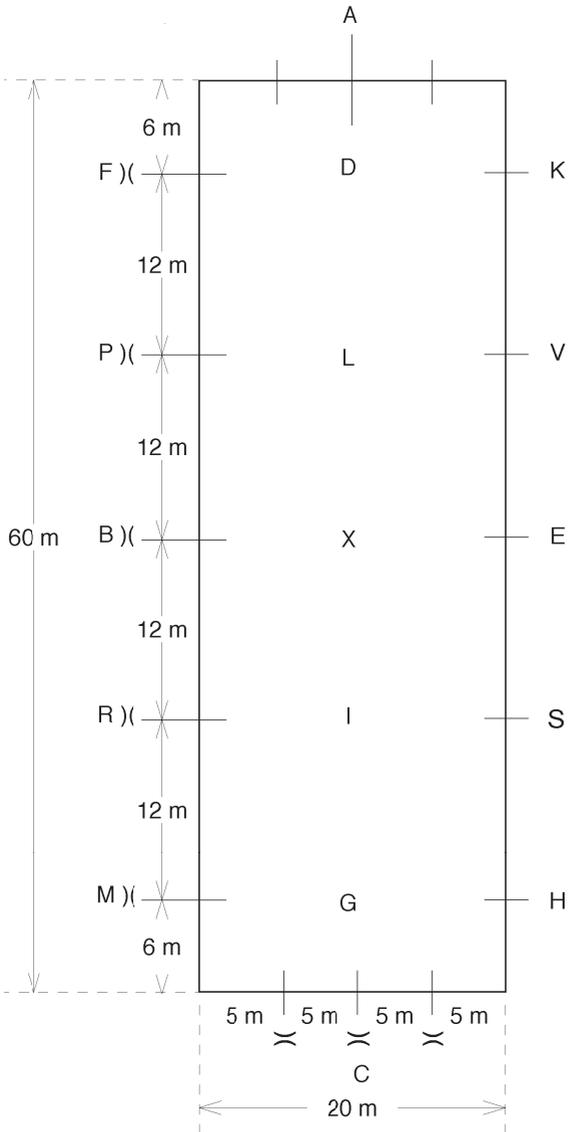
#### 西ヨーロッパ域外で開催されるCDI

獣医規程の第1005条2.2、第1005条2.4、第1005条2.5.1は、西ヨーロッパ域外で開催されるCDI3\* / CDIJ / CDIY / CDIP / CDI - Ch / CDI - YH に適用しない。しかしながら、軽減された厩舎警備必要条件は常に満たしていなければならない。

#### 同時開催の競技会

異なるカテゴリーの競技会が2つ同時に開催される場合は、必然的に高い方の厩舎警備レベルが求められる。（例えばCDI4\* / CDIP）

ANNEX 11 – DRESSAGE ARENA 付則 1 1 馬場馬術用アリーナ



付則 12 国際馬場馬術競技会のカテゴリー 2009年1月1日

注記：下記の一覧は参考までに提示したものである。この一覧の記載情報と F E I 諸規程とで食い違いが生じた場合には、後者が優先する。

	CDI - W	CDI 5 *	CDI 4 *	CDI 3 *
参加	<p>各国 2 名以上の選手で、主催国 N F を含めて 6 ケ国以上の N F を招待。組織委員会は外国人選手を招待する数を上回って自国選手を招待することはできない。ワイルドカードについては馬場馬術規程の第 4 2 3 条と F E I ワールドカップ™ 馬場馬術規程を参照。</p> <p>選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。</p> <p>選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。</p>	<p>各国 2 名以上の選手で、主催国 N F を含めて 6 ケ国以上の N F を招待、あるいは各国 1 名以上の選手で 1 2 ケ国の招待。組織委員会は外国人選手数を上回って自国選手を招待することはできない。ワイルドカードについては馬場馬術規程の第 4 2 3 条を参照。</p> <p>選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。</p> <p>出場資格として、人馬コンビネーションは C D I 3 * / C D I 4 * の異なる 2 大会のグランプリで 6 4 % 以上を獲得していること。最低出場資格基準は N F が指定する。</p> <p>C D I 5 * を開催するには、組織委員会は先ず C D I 3 * を開催し、外国人審判員と選手からの報告書で良い評価を受けなければならない。</p> <p>選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。</p>	<p>各国 2 名以上の選手で、主催国 N F を含めて 6 ケ国以上の N F を招待、あるいは各国 1 名以上の選手で 1 2 ケ国の招待。組織委員会は外国人選手数を上回って自国選手を招待することはできない。ワイルドカードについては馬場馬術規程の第 4 2 3 条を参照。</p> <p>選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。</p> <p>選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。</p>	<p>各国 2 名以上の選手で、主催国 N F を含めて 6 ケ国以上の N F を招待、あるいは各国 1 名以上の選手で 1 2 ケ国の招待。組織委員会は外国人選手数を上回って自国選手を招待することはできない。ワイルドカードについては馬場馬術規程の第 4 2 3 条を参照。</p> <p>選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。</p> <p>選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。</p>
年齢	1 6 歳以上の選手	1 6 歳以上の選手	1 6 歳以上の選手	1 6 歳以上の選手
馬	馬：8 歳以上 (グランプリ、グランプリ・スベシヤル、自由演技グランプリ) 7 歳以上 (スモールツアー)	馬：8 歳以上 (グランプリ、グランプリ・スベシヤル、自由演技グランプリ) 7 歳以上 (スモールツアー)	馬：8 歳以上 (グランプリ、グランプリ・スベシヤル、自由演技グランプリ) 7 歳以上 (スモールツアー)	馬：8 歳以上 (グランプリ、グランプリ・スベシヤル、自由演技グランプリ) 7 歳以上 (スモールツアー)

	CDI-W	CDI5*	CDI4*	CDI3*
選手	選手はバスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。	選手はバスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。	選手はバスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。	選手はバスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。
競技	FEIグランプリとFEI自由演技グランプリが必須。 グランプリU25とスモールツアーも開催できる。	FEIグランプリ/FEIグランプリ・スペシャルと/あるいはFEIグランプリ/FEI自由演技グランプリ。 グランプリU25とスモールツアーも開催できる。	FEIグランプリ・スペシャルと/あるいはFEI自由演技グランプリを含むFEIグランプリ。 グランプリU25とスモールツアーも開催できる。	FEIグランプリ・スペシャルと/あるいはFEI自由演技グランプリを含むFEIグランプリ。 グランプリU25とスモールツアーも開催できる。
馬のバスポート	FEIバスポート（一般規程の第139条も参照）	FEIバスポート（一般規程の第139条も参照）	FEIバスポート（一般規程の第139条も参照）	FEIバスポート（一般規程の第139条も参照）
厩舎警備	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと。西ヨーロッパ域外の国々では厩舎警備の軽減措置を適用する。	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと。	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと。	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと。西ヨーロッパ域外の国々では厩舎警備の軽減措置を適用する。
参加申込料	WELについては500スイスフランを上限とする。その他のCDI-T-Wでは制限なし。	600スイスフランを上限とする。	525スイスフランを上限とする。	制限はないが、賞金額とホスピタリティーとの兼ね合いを考慮。
食事選手/グループ	WELについては組織委員会の負担。その他のCDI-Wでは、組織委員会が選手のいづれかが負担。	組織委員会の負担 朝食+食事1回分	組織委員会の負担 朝食+食事1回分	組織委員会が選手のいづれかが負担。
宿泊	WELについては組織委員会の負担。その他のCDI-Wでは、組織委員会が選手のいづれかが負担。	組織委員会の負担	組織委員会が選手のいづれかが負担。	組織委員会が選手のいづれかが負担。
馬場賃	AIDEO 最低基準に従う。 (1)	AIDEO 最低基準に従う。 (1)	AIDEO 最低基準に従う。 (1)	規制なし
賞金	2011 / 2012 シーズン: WEL グランプリ: 15,000スイスフラン以上 自由演技グランプリ:	2グランプリ・ツアー: グランプリ: 15,000スイスフラン以上 グランプリ・スペシャルと自由演技グランプリ: 30,000スイスフラン	グランプリ: 9,000スイスフラン以上 グランプリ・スペシャルと/または自由演技グランプリ: 15,000スイスフラン以上	規制なし

	CDI - W	CDI 5*	CDI 4*	CDI 3*
	35,000 スイスフラン以上 その他のCDI - Wでは規制なし。	賞金額合計： 90,000 スイスフラン以上 1 グランプリ・ツアー： 40,000 スイスフラン グランプリ・スペシャルか自由演 技グランプリ： 70,000 スイスフラン 賞金額合計： 110,000 スイスフラン以上		
<b>役員</b>	審判員：FEI リリストより5名。 少なくとも3名は互いに国籍の異なる外国人審判員。 5 * 審判員を3名以上 (WEL) と外国人審判員はFEI が任命。 7名のFEI 審判員を採用でき、そのうち少なくとも4名は外国人審判員とし、2名までは同一NFの審判員でもよい。 審判員の日当：100 ユーロ #	審判員：FEI リリストより5名。 少なくとも3名は互いに国籍の異なる外国人審判員。 5 * 審判員を3名以上。 7名のFEI 審判員を採用でき、そのうち少なくとも4名は外国人審判員とし、2名までは同一NFの審判員でもよい。 審判員の日当：100 ユーロ #	審判員：FEI リリストより5名。 少なくとも3名は互いに国籍の異なる外国人審判員。 5 * 審判員2名以上。 7名のFEI 審判員を採用でき、そのうち少なくとも4名は外国人審判員とし、2名までは同一NFの審判員でもよい。 審判員の日当：100 ユーロ #	審判員：FEI リリストより5名。 少なくとも3名は互いに国籍の異なる外国人審判員。 3 * 審判員を1名採用でき、ピットウェアを1名担当させる。スモールツアーが予定されている場合は、2 * 審判員あるいは3 * 審判員を2名任命できる。 7名のFEI 審判員を採用でき、そのうち少なくとも4名は外国人審判員とし、2名までは同一NFの審判員でもよい。 審判員の日当：100 ユーロ #
<b>上訴委員会</b>	必要なし	必要なし	必要なし	必要なし

	CDI 12*	CDI 11*	CDI - Y / J / U25	CDI - P / Ch
<b>参加</b>	N F 数に制限なし。 選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。 選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。	N F 数に制限なし。 選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。 選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。	N F 数に制限なし。 選手と馬 / ポニーはすべて F E I 登録が必要である。 選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。	N F 数に制限なし。 選手と馬 / ポニーはすべて F E I 登録が必要である。 選手が騎乗できる頭数は、組織委員会の判断に任される。
<b>年齢</b>	16 歳以上の選手	16 歳以上の選手	ジュニア：14～18 歳 ヤングライダー：16～21 歳 U25：16～25 歳	チルドレン：12～14 歳 ポニーライダー：12～16 歳
<b>馬</b>	馬：7 歳以上 グランプリは 8 歳以上	馬：7 歳以上	馬：6 歳以上 セントジョージ賞典レベルは 7 歳以上 グランプリ 16-25 は 8 歳以上	馬：6 歳以上 ポニー：6 歳以上
<b>選手</b>	海外に居住する選手はホスト国の N F から許可を得て、同国の競技会に出場することができる。	海外に居住する選手はホスト国の N F から許可を得て、同国の競技会に出場することができる。	海外に居住する選手が 18 歳未満である場合は、ホスト国の管轄下で出場できる。	海外に居住する選手が 18 歳未満である場合は、ホスト国の管轄下で出場できる。
<b>競技</b>	F E I グランプリ・スペシャルと F E I 自由演技グランプリを除く、F E I グランプリまで。	自由演技インターメディエイト I を含め、F E I インターメディエイト I まで。	F E I ジュニア課目 F E I ヤングライダー課目 U25：インターメディエイト II、 グランプリ 16～25	F E I ポニーライダー課目 F E I チルドレン課目

	CDI2*	CDI1*	CDI-Y/J/U25	CDI-P/Ch
馬の バスポート	自国で競技に参加する場合はF E Iバスポートを携帯する必要はないが、当該馬は所属NFに登録されており、図表によって個人識別ができ、有効な予防接種証明書を携帯していないといけない。	自国で競技に参加する場合はF E Iバスポートを携帯する必要はないが、当該馬は所属NFに登録されており、図表によって個人識別ができ、有効な予防接種証明書を携帯していないといけない。	自国で競技に参加する場合はF E Iバスポートを携帯する必要はないが、当該馬は所属NFに登録されており、図表によって個人識別ができ、有効な予防接種証明書を携帯していないといけない。	自国で競技に参加する場合はF E Iバスポートを携帯する必要はないが、当該馬/ポニーは所属NFに登録されており、図表によって個人識別ができ、有効な予防接種証明書を携帯していないといけない。
厩舎警備	軽減された厩舎警備	軽減された厩舎警備	最低限のF E I厩舎警備要件を満たすこと。西ヨーロッパ域外の国々では厩舎警備の軽減措置を適用する。	最低限のF E I厩舎警備要件を満たすこと。西ヨーロッパ域外の国々では厩舎警備の軽減措置を適用する。
参加申込料	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
敷床-ワラ	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担
食事 選手/ グループ	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担
宿泊	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担	組織委員会か選手の負担
馬場質	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし
賞金	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし CDI-Chでは賞品の授与のみ認められる。

	CDI2*	CDI1*	CDI-Y/J/U25	CDI-P/Ch
役員	<p>審判員：F E I 審判員リストより、少なくとも3名を任命。審判員5名構成の競技場審判団では、2名以上が互いに国籍の異なる外国人審判員であること。審判員3名構成の競技場審判団では、少なくとも1名は外国人審判員であること。</p> <p>競技場審判団が5名構成の場合、主催国N F からグラランプリ・レベルの国内審判員を1名任命することができる。</p> <p>審判員の日当：100ユーロ #</p>	<p>審判員：F E I 審判員リストより、少なくとも3名を任命。審判員5名構成の競技場審判団では、2名以上が互いに国籍の異なる外国人審判員であること。審判員3名構成の競技場審判団では、少なくとも1名は外国人審判員であること。</p> <p>競技場審判団が3名構成の場合、主催国N F からグラランプリ・レベルの国内審判員を1名、5名構成の場合は2名を任命することができる。</p> <p>審判員の日当：100ユーロ #</p>	<p>審判員：少なくとも3名のF E I 審判員を任命。審判員5名構成の競技場審判団では、主催国N F より国内審判員を1名任命することできる。審判員3名構成の競技場審判団では、少なくとも1名は外国籍の者でなければならず、5名構成の場合は、互いに国籍の異なる外国人審判員を2名以上任命しなければならない。</p> <p>審判員の日当：100ユーロ #</p>	<p>審判員：少なくとも3名のF E I 審判員を任命。審判員5名構成の競技場審判団では、主催国N F より国内審判員を1名任命することできる。審判員3名構成の競技場審判団では、少なくとも1名は外国籍の者でなければならず、5名構成の場合は、互いに国籍の異なる外国人審判員を2名以上任命しなければならない。</p> <p>審判員の日当：100ユーロ #</p>
上訴委員会	必要なし	必要なし	必要なし	必要なし

公式国際馬場馬術競技会のカテゴリー \* 2009年1月1日

\* C D I O のみ - F E I 選手権大会と大会の特別規程

	C D I O 5 *	C D I O 4 *	C D I O 3 *	C D I O - U 2 5 / Y R / J / P / C h
参加	主催国 N F を含めて 6 ケ国以上の N F を招待。 選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。 出場資格として、人馬コンビネーションは C D I 3 * / C D I 4 * の異なる 2 大会のグランプリで 6 4 % 以上を獲得していること。最低出場資格基準は N F が指定。 各選手につき騎乗馬は 1 頭。	主催国 N F を含めて 6 ケ国以上の N F を招待。 選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。 各選手につき騎乗馬は 1 頭。	主催国 N F を含めて 6 ケ国以上の N F を招待。 選手と馬はすべて F E I 登録が必要である。 各選手につき騎乗馬は 1 頭。	主催国 N F を含めて 3 ケ国以上の N F を招待。 選手と馬 / ポニーはすべて F E I 登録が必要である。 各選手につき騎乗馬 / ポニーは 1 頭。
年齢	選手：16歳以上 馬：8歳以上	選手：16歳以上 馬：8歳以上	選手：16歳以上 馬：8歳以上	U 2 5 : 1 6 ~ 2 5 歳 ヤングライダー：16~21歳 ジュニア：14~18歳 チルドレン：12~14歳 ポニーライダー：12~16歳 馬：6歳以上 (J/C h) 7歳以上 (Y R) 8歳以上 (U 2 5) ポニー：6歳以上
選手	選手はパスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。	選手はパスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。	選手はパスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。	海外に居住する選手が 1 8 歳未満である場合は、ポスト国の管轄下で出場できる。

	CDIO5*	CDIO4*	CDIO3*	CDIO-U25/YR/J/P/Ch
				18歳以上：選手はバスポート発給国の管轄下でのみ出場できる。
競技	ネーションズカップ方式： FEIグランプリ、FEIグランプリ・スペシャルまたはFEI自由演技グランプリ 選手権大会方式： FEIグランプリ、FEIグランプリ・スペシャルとFEI自由演技グランプリ	ネーションズカップ方式： FEIグランプリ、FEIグランプリ・スペシャルまたはFEI自由演技グランプリ 選手権大会方式： FEIグランプリ、FEIグランプリ・スペシャルとFEI自由演技グランプリ	ネーションズカップ方式： FEIグランプリ、FEIグランプリ・スペシャルまたはFEI自由演技グランプリ 選手権大会方式： FEIグランプリ、FEIグランプリ・スペシャルとFEI自由演技グランプリ	YR/J/P： ネーションズカップ方式： 団体競技 個人競技 選手権大会方式： 団体競技 個人競技 個人自由演技 U25/Ch： 団体競技 個人競技
馬のバスポート	FEIバスポートが必須	FEIバスポートが必須	FEIバスポートが必須	FEIバスポートが必須
厩舎警備	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと 規制なし	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと 規制なし	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと 規制なし	最低限のFEI厩舎警備要件を満たすこと 規制なし
参加申込料	厩舎と飼料は無料	厩舎と飼料は無料	組織委員会が選手の負担。	組織委員会が選手の負担。
敷床-ワラ	1日3食	1日2食	組織委員会が選手の負担。	組織委員会が選手の負担
食事 選手/ グループ	1日3食	1日2食	組織委員会が選手の負担。	組織委員会が選手の負担
宿泊	宿泊無料	宿泊無料	組織委員会が選手の負担	組織委員会が選手の負担
馬場賃	AIDEO 最低基準に従う。 (1)	AIDEO 最低基準に従う。 (1)	規制なし	規制なし

	CDIO5*	CDIO4*	CDIO3*	CDIO-U25/YR/J/P/Ch
賞金	100,000スイスフラン／65,000ユーロ以上 ネーションズカップ方式； グランプリ団体競技を最高額賞金とする。	50,001～99,999スイスフラン／33,001～64,999ユーロ ネーションズカップ方式； グランプリ団体競技を最高額賞金とする。	50,000スイスフラン／33,000ユーロを上限とする。 ネーションズカップ方式； グランプリ団体競技を最高額賞金とする。	規制なし CDIO-Chでは賞品の授与のみ認められる。 ネーションズカップ方式； グランプリ団体競技を最高額賞金とする。
役員	審判員：FEI5*審判員と4*審判員リストより5名。 少なくとも3名は互いに国籍の異なる外国人審判員。 5*審判員を3名以上。 FEI審判員を7名採用することができ、少なくとも4名は外国人審判員とし、また2名までは同一NFから任命することができる。	審判員：FEI5*審判員と4*審判員リストより5名。 少なくとも3名は互いに国籍の異なる外国人審判員。 5*審判員を2名以上。 FEI審判員を7名採用することができ、少なくとも4名は外国人審判員とし、また2名までは同一NFから任命することができる。	審判員：FEI5*審判員と4*審判員リストより5名。 少なくとも3名は互いに国籍の異なる外国人審判員。 FEI審判員を7名採用することができ、少なくとも4名は外国人審判員とし、また2名までは同一NFから任命することができる。	審判員：3名以上のFEI審判員。 審判員5名構成の競技場審判団の場合は、主催国NFから、国内審判員を1名任命することができ 競技場審判団が3名構成の場合には、少なくとも1名は外国籍の審判員とし、5名構成の場合は、少なくとも2名が互いに国籍の異なる外国人審判員でなければならない。
上訴委員会	必要 審判員の日当：100ユーロ #	必要 審判員の日当：100ユーロ #	必要	審判員の日当：100ユーロ # 必要

#### 定義：AIDEO 最低基準の馬場質

馬場素材は弾性があってグリップが良く、砂に沈み込むような余裕を胴に与えるものでなければならぬ。素材の粒子は大きく過ぎず、砂や石材の粒子は4mm以下とし、フリースの場合は約30mm、繊維の長さは50mm未満とする。フリースや繊維を混ぜ込む割合は高すぎてはならない。木材のサブドレナントについて

は書はないが、オガクズは40×10mm以下とする（注意：木材は有機質である）。素材の表面は粗過ぎることなく、また鋭利な面があつてはならない。排水状態にもよるが、特定の条件下ではゴム製マットは有用であろう。馬場の維持管理に際しては馬場を点圧し過ぎないようにし、保温シベルを適性に保つよう留意すべきである。蹄に粘着するような馬場素材であつてはならない。

\* その他の経費としての報酬